

# 新宿区基本計画（骨子案）に対する

「パブリック・コメントでの意見要旨と考え方」

「地域説明会での意見・質問要旨と回答要旨」

平成29年3月

新宿区基本構想審議会事務局



## 【目 次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）  
．．．．．1
- 2 新宿区基本計画（骨子案）に対するパブリック・  
コメントでの意見要旨と考え方  
．．．．．3
- 3 新宿区基本計画（骨子案）に対する地域説明会  
での意見・質問要旨と回答要旨  
．．．．．57



## パブリック・コメント等の実施結果（概要）

### I パブリック・コメントの意見について

#### 1 パブリック・コメントの実施期間

平成28年11月25日（日）から12月26日（月）

#### 2 意見提出者数及び意見数

意見提出者 36名  
意見数 367件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	52件	No.1～52
2	暮らしやすさ1番の新宿に関する意見	119件	No.53～171
3	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化に関する意見	43件	No.172～214
4	賑わい都市・新宿の創造に関する意見	95件	No.215～309
5	健全な区財政の確立に関する意見	22件	No.310～331
6	好感度1番の区役所に関する意見	10件	No.332～341
7	その他の意見	26件	No.342～367

#### 3 意見の答申への反映等

A 意見の趣旨を答申に反映する	34件
B 意見の趣旨は、骨子案と方向性は同じ	56件
C 意見の趣旨は、区が総合計画（基本計画）策定時に検討すべき事項	8件
D 意見の趣旨は、区が実行計画策定時や事業推進において検討すべき具体的な事項	80件
E 参考にすることとする	70件
F 意見として伺う	75件
G 質問に回答する	44件
合 計	367件

#### 4 提出方法

メール	5件
ホームページ	19件
持参	5件
ファックス	5件
郵送	0件
地域説明会 会場	2件
合 計	36件

### II 地域説明会の意見について

#### 1 地域説明会の実施期間

平成28年12月6日（火）～12月20日（火）  
地域センター（全10所）で実施

#### 2 出席者及び意見数

出席者 278名  
意見数 86件



## 2 新宿区基本計画（骨子案）に対する パブリック・コメントでの意見要旨と考え方

平成28年11月25日（金）から12月26日（月）にかけて実施した、新宿区基本計画（骨子案）に関するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び考え方をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見提出者及び団体 36名 意見数 367件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【基本政策】 【個別施策】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【考え方】	<p>今回は、「新宿区基本計画（骨子案）」についてパブリック・コメントを行い、区民の皆様から多くのご意見をいただきました。</p> <p>いただいたご意見のうち、骨子案の施策の方向性に関するものについては、どの施策の方向性に該当するのか（どの個別施策に記述があるのか）をお示しするとともに、ご意見を踏まえて加筆・修正する場合には、骨子案の該当する個別施策やページ数などを示しています。</p> <p>また、区に対する質問や計画策定に関する事項に関するものなどについては、回答を記述しています。</p> <p>なお、基本計画は、施策の大きな方向性を示すものであることから、ご意見と骨子案の方向性が同じであっても、個別具体的な事業内容に関するものについては、来年度の実行計画策定などにおいて検討すべき事項といたしました。</p>



連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
1	0	計画全般	1 総合計画	基本計画と都市マスタープランの性格を合わせ持ち一体的な計画として策定とありますが、それぞれ地方自治法・都市計画法を根拠法として、まちづくりの目標を展開する計画という意味でしょうか。この意味であれば、もっと平易な、分かり易い表現を用いる事を望みます。	基本計画と都市マスタープランを合せたものを総合計画としています。このため、現在の総合計画でも「性格を合わせもつ」「一体的な計画」と説明しています。新たな総合計画の策定にあたっては、考え方は同じであることから、同じ表現で説明をしています。	G
2	0	計画全般	1 総合計画	基本計画と都市マスを一体としている行政団体は、少ないと側聞します。基本計画と都市マスを一体とする計画体系は、区民にとってどの様なメリットがあり、また区の行政運営上にとどの様な効果があるか、ご指示下さい。	基本計画における区全体の施策の方向性と、都市マスタープランにおける土地利用や地域別まちづくり方針について、区民の皆様に一体的にお示しすることができます。また、両計画が連動することで、区政運営をより一層推進することができると思います。	G
3	0	計画全般	1 総合計画	「基本計画」と「基本構想」の整合性を図ること。 「基本構想」第1章の2段落目の人口予測については、将来推計人口に合わせ書き直すこと。	ご意見を踏まえ、来年度策定する「総合計画」に反映すべき事項と考えます。(現在の「基本構想」は継承しますが、人口推計は新たなものを掲載することとします。)	C
4	0	計画全般	1 総合計画	新たな総合計画の策定にある“新たな総合計画”は次の視点により策定を進めます。 (1)社会状況の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応した計画とする。 (2)現在の新宿区総合計画の実績や財政状況を踏まえた計画とする。 (3)多くの区民の意見を反映した計画とする。 (4)区民等と行政、それぞれが果たすべき役割が見える計画とする。 (5)区民にとって分かりやすい計画とする。  は、基本構想審議会の第1回から第6回の審議の中で議決されたり承認されたものか。	平成28年3月29日の政策経営会議で「新たな総合計画の策定方針について」として政策決定されたものです。 会議資料については、区ホームページでご確認いただけます。 なお、第1回基本構想審議会の基礎資料の中で、新たな総合計画の策定の視点として5項目を説明しています。	G
5	0	計画全般	1 総合計画	新たな総合計画は、現行の地方自治法に基づき議決(策定)されるものですか。もしそうでないとしたら、その法的根拠をご説明ください。	地方自治法第96条第2項により定めた「新宿区総合計画の議決に関する条例」に基づき、議決を受けます。	G
6	0	計画全般	1 総合計画	新たな総合計画を現基本構想と比較した場合、(冊子)新宿区第三次実行計画にある「基本構想と新総合計画で示す施策体系との対応表」を掲載するおつもりですか。	基本構想の6つの基本目標を踏まえ、総合計画の着実な推進に向けて重点的に取り組む施策を、第三次実行計画で「5つの基本政策」として掲げ施策を体系化しています。また、第三次実行計画は、平成30年度から始まる新たな総合計画への橋渡しとして位置付けられていることから、5つの基本政策は、新たな総合計画の施策の方向を示すものとされています。基本構想は、今後も継承するため、基本目標についても変更いたしません。「6つの基本目標」と「5つの基本政策」の関係についての説明を入れることについては、来年度の「総合計画」の策定の際に検討していくこととなります。	C
7	0	計画全般	1 総合計画	新たな総合計画と社会福祉法107条に基づく「地域福祉計画」との関係をご説明ください。	現在の総合計画は、社会福祉法107条に基づく「地域福祉計画」の内容を取り込んだものとなっています。新たな総合計画においても地域福祉計画を内包したものと考えるます。	G
8	0	計画全般	1 総合計画	新たな総合計画と平成28(2016)年1月に策定した「新宿区総合戦略」との関係をご説明ください。	「総合計画」は、基本構想に示す「めざすまちの姿」を実現するための施策の方向性を明らかにしたものです。「総合戦略」は、人口減少と地方創生を目的とした施策の基本的方向や具体的な施策を示したもので、両者の目的と政策範囲は異なるものです。「総合戦略」の具体的な施策の内容については、「総合計画」と整合性を図ることとしています。	G
9	0	計画全般	1 総合計画	新たな総合計画と国や東京都が定めた総合戦略との関係をご説明ください。	「新宿区総合計画」と「新宿区総合戦略」は整合を図ることとしています。なお、「新宿区総合戦略」は国や都の総合戦略を踏まえ策定したものです。	G

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
10	0	計画全般	1 総合計画	「新宿区総合戦略」(P3にある)には「新宿区総合戦略」の具体的な施策の内容や数値目標については、「新宿区総合計画」及び「実行計画」と整合を図ることとします。と記されているので、(素案)には是非掲載した方が良いでしょう。	今後の参考とすることとします。	E
11	0	計画全般	1 総合計画	基本計画と都市マスタープランの同期を取る／集中させているのは問題。5年ずらして作成した方が良いでしょう。	ご意見として伺います。	F
12	0	計画全般	1 総合計画	・総合計画の条例等の位置づけは？ ・基本構想審議会条例には「総合計画」は無い。	新宿区総合計画の議決に関する条例(平成19年新宿区条例第61号)に規定されています。	G
13	0	計画全般	1 総合計画	・都市マスタープランを区の総合計画の下位に位置づける意図が感じられる。	新宿区総合計画の議決に関する条例(平成19年新宿区条例第61号)第2条により、「新宿区総合計画とは、基本計画及び都市マスタープランを総合化したものをいう」旨が規定されていることから、ご意見のような上位下位の関係はありません。	F
14	0	計画全般	1 総合計画	第1次～第3次実行計画からなる現総合計画は、第1、2次実行計画(H20～27)では、6つの基本目標—個別目標—基本施策の施策体系であり、第3次実行計画(H28～29)では、5つの基本施策—個別施策の政策体系となっており、政策体系が異なっています。現在の総合計画の実績評価は、現総合計画の計画期間の大半を占める、第1、2次実行計画期間の6つの基本目標により、評価を行うべきと考えます。アウトカム指標の評価ではなく、6つの基本目標の実績評価が、本書に見られませんので、再考願います。	現総合計画の6つの基本目標では、それぞれに成果指標を設定しています。第1回基本構想審議会において、この成果指標の達成状況をお示しすることで、実績を把握しています。	F
15	0	計画全般	1 総合計画	第三次実行計画は、従来の6つの基本目標を踏まえ、重点的に取り組む施策を「5つの基本政策」として掲げています。また、平成30年度から始まる新たな総合計画への橋渡しとして位置づけていることから、5つの基本政策は、新たな総合計画の施策の方向を示すものです。との記述がある。下位の実行計画が上位の基本計画を縛っているのは問題。	ご意見のとおり、第三次実行計画策定時に、5つの基本政策を新たな総合計画の施策の方向を示すものとししました。必ずしも実行計画に縛られるものではありませんが、今回、総合計画を策定するに当たっては、平成28年3月の政策経営会議において基本構想に掲げる「めざすまちの姿」実現のため、改めてこの5つの基本政策をベースに策定することが決定されています。	F
16	0	計画全般	1 総合計画	“新たな総合計画”は次の視点により策定を進めます。 (1)社会状況の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応した計画とする。 (2)現在の新宿区総合計画の実績や取組み状況を踏まえた計画とする。 (3)多くの区民の意見を反映した計画とする。 (4)区民等と行政、それぞれが果たすべき役割が見える計画とする。 (5)区民にとって分かりやすい計画とする。 ・なぜ、このようなことをわざわざ言うのか。	総合計画の策定に当たっては、平成28年3月の政策経営会議において、5つの基本政策とともに、策定の視点が決定されています。基本構想審議会は区長の諮問に対し、これらを踏まえて審議を行っています。	G

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
17	0	計画全般	1 総合計画	<p>区の最上位計画として策定される新たな総合計画の中の基本計画は、「基本構想」をそのまま継承し、3つの「基本理念」と6つの「まちづくりの基本目標」も継承するとの説明ですが、骨子案では「基本理念」や「基本目標」は消えて、新たに「5つの基本政策」に置き換えられました。全体の構成については、自治や人権などを重視していることが明確な現在の「基本目標」に戻し、それをベースに個別施策を体系化すること。以上のことについては、基本構想審議会でも議論をすべきという意見が出されたにもかかわらず議論がされないまま骨子案となっているので審議会でも議論されるよう要望します。</p>	<p>今回は基本計画の策定であり、基本構想は継承します。このため、基本構想で示す「3つの基本理念」と「6つの基本目標」を変更するものではありません。</p> <p>ご意見にあります「自治」については、「基本政策Ⅰ暮らしやすさ1番の新宿」の「個別施策8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」(P35)で、区民が自治の主役として考え行動しながら地域課題に取り組み、解決していくことをめざしています。また、「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」の「個別施策3 地方分権の推進」(P100)では、区民に最も身近な基礎自治体である区の自治権拡充をめざすとともに、自分たちのまちは自分たちで築いていくという自治のまちづくりをめざしています。</p> <p>「人権」については、「基本政策Ⅰ暮らしやすさ1番の新宿」で、高齢者、障害者、子ども、女性、若者など、区民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現をめざしており、それぞれの個別施策において「人権」に関する視点が含まれています。</p> <p>このため、「自治」と「人権」に関する視点についても含んだ施策体系になっています。</p>	F
18	0	計画全般	1 総合計画	担当課、予算が明示されていない。	来年度策定する実行計画に、担当部と事業費を掲載します。	D
19	0	計画全般	1 総合計画	過去の実績、評価、「成果指標」の数値の達成度が示されていない。	現総合計画の6つの基本目標では、それぞれに成果指標を設定しています。第1回基本構想審議会において、この成果指標の達成状況をお示しすることで、実績を把握しています。	F
20	0	計画全般	2 基本計画	基本計画の全体スケジュールが、本書に記載がありません。全体スケジュールを知る方との情報格差がある。区の見解を示して下さい。	ご意見を踏まえ、答申として冊子を印刷する際に、全体スケジュールを掲載いたします。	A
21	0	計画全般	2 基本計画	基本計画の「個別施策Ⅲ-5 道路環境の整備」「個別施策Ⅲ-6 交通環境の整備」の施策方向と都市マスの都市交通整備の方針は、ほぼ同一です。一体的な計画であれば、重複を無くしてどちらかに重点的に記せば、その方が読者は、分かり易いと思います。両計画の同じ内容を、基本計画、都市マスで別の施策名で計画内容を記すのはムダではないでしょうか。	基本計画と都市マスタープランを、総合計画として一体的に策定いたしますが、これは基本計画に都市計画に関する分野を記述しないという事ではありません。重複する部分もありますが、両計画の視点で整合をとりながら策定しています。	F
22	0	計画全般	2 基本計画	基本施策Ⅱは、都市マスの部門別まちづくり方針や課題別戦略と重なります。基本計画、都市マスで同じような事が記載されています。内容を同一とする事が出来ないのでしょうか。	基本計画と都市マスタープランの施策の方向性は同じであり整合性を図っていますが、都市マスタープランは都市計画に関する方針として、基本計画より具体的に記述するものです。	G

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
23	0 計画全般	2 基本計画	基本政策Ⅱについて、基本計画の個別施策実施と都市マスでの部門別方針や課題別戦略の推進方策の方向性は、重なりますが、予算上(計画事業、経常事業)、所管事業の違い、主管課違い、守備範囲、行政政策体系上等、により別々に作成するのでしょうか、仕組みの上で、別々に作成する理由を提示下さい。	基本計画は、基本構想の実現のために区政全般の施策の方向性について示すものです。都市マスタープランは都市計画の分野について方向性を示すものです。 基本計画は基本構想審議会で、都市マスタープランは都市計画審議会でそれぞれ審議しています。具体的な事業の実施にあたっては、計画事業や経常事業において所管課が取り組むこととなります。	G
24	0 計画全般	2 基本計画	基本政策Ⅲは、都市マスの部門別まちづくり方針や課題別戦略と重なります。 基本計画、都市マスで同じような事が記載されています。内容を同一とする事が出来ないのでしょうか。素朴に何故ですか。	基本計画と都市マスタープランの施策の方向性は同じであり整合性を図っていますが、都市マスタープランは都市計画に関する方針として、基本計画より具体的に記述するものです。	G
25	0 計画全般	2 基本計画	基本政策Ⅲについて、基本計画の個別施策実施と都市マスでの部門別方針や課題別戦略の推進方策の方向性は、重なりますが、予算執行上(計画事業、経常事業)、所管事業の違い、主管課違い、守備範囲、行政政策体系上等、により別々に作成するのでしょうか、仕組みの上で、別々に作成する意図を提示下さい。	基本計画は、基本構想の実現のために区政全般の施策の方向性について示すものです。都市マスタープランは都市計画の分野について方向性を示すものです。 基本計画は基本構想審議会で、都市マスタープランは都市計画審議会でそれぞれ審議しています。具体的な事業の実施にあたっては、計画事業や経常事業において所管課が取り組むこととなります。	G
26	0 計画全般	2 基本計画	「基本計画」と「基本構想」の整合性を図ること。 「基本構想」第4章のまちづくりの6つの基本目標と基本計画の5つの基本政策との繋がりが不明確となっています。基本構想を直すか基本計画に説明を入れること。	基本構想の6つの基本目標を踏まえ、総合計画の着実な推進に向けて重点的に取り組む施策を、第三次実行計画で「5つの基本政策」として掲げ施策を体系化しています。また、第三次実行計画は、平成30年度から始まる新たな総合計画への橋渡しとして位置付けられていることから、5つの基本政策は、新たな総合計画の施策の方向を示すものとされています。基本構想は、今後も継承するため、基本目標についても変更いたしません。「6つの基本目標」と「5つの基本政策」の関係についての説明を入れることについては、来年度の「総合計画」の策定の際に検討していくこととなります。	C
27	0 計画全般	2 基本計画	「個別施策の構成」として 1. めざすまちの姿・状態 2. 現状と課題 3. 施策の方向性 4. 各主体の主な役割(例示) については、個々の説明を掲載した方が良い。	ご意見を踏まえ加筆します。(P10中扉) 1. めざすまちの姿・状態 2. 現状と課題 3. 施策の方向性 4. 各主体の主な役割(例示) の説明を掲載します。	A
28	0 計画全般	2 基本計画	「個別施策」の中に成果指標と関連する主な個別計画を掲載するおつもりはありますか。	素案の作成に向けた検討のなかで、個別計画についても整理し、掲載する予定です。	C
29	0 計画全般	2 基本計画	“基本計画の構造について” 建築で例えれば、地盤にあたる部分が基本政策Ⅳの健全な区政の確立、基礎土台にあたる部分が、基本政策Ⅴの好感度1番の区役所であり、基本政策Ⅰ～Ⅲは基礎土台の上に建てられる建物である。説明会でⅠ～Ⅲは建物部分の説明のみで、Ⅳ、Ⅴの地盤や基礎土台の説明を省略したことは、マンション建設計画で地盤の説明をしなかったようなもので区は住民に対する説明義務を怠ったものである。新宿区の財政構造が23区中下から5～6番目にあることを正直に説明して、苦しい台所事情から十分なサービスを提供出来ないことを住民にも理解してもらえる機会だったと思料する。	地域説明会では、区民サービスを中心に説明を行うことで、より身近で分かりやすい説明に努めました。財政状況等の説明も重要であることから、ご意見は区が作成する総合計画策定に当たって参考にすべき事項と考えます。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
30	0	計画全般	2	基本計画	基本計画の“個別施策の数”がアンバランスであること 基本政策Ⅳは個別施策数が最も少なく2個、基本政策Ⅴは個別施策数が次に少なく3個である一方、基本政策Ⅲは個別施策数が15個もある。 このように基本政策と言いながら個別施策数で見ると7～8倍近い差があるのはバランスに欠いた計画であると見られる。基本政策としてかかげるのであれば最低でも5～6個は個別施策数が必要ではないかと思料する。基本政策Ⅱの個別施策だけ項目に細目が設けられて他の基本政策の個別施策とは異なる項目建てとなっているのはおかしいのではないかと思料する。	「5つの基本政策」は、めざすまちの姿の実現に向けて、重点的に取り組む施策を体系化したものです。それぞれの基本政策ごとに内容や役割が異なることから、それらを構成する個別施策の数に違いがあります。基本計画において政策を掲げ、その中で示す施策を着実に推進していくことが重要であると考えます。	F
31	0	計画全般	2	基本計画	また、第三次実行計画の最終年度はH29年度ですが、第三次実行計画の最終年度の外部評価結果を踏まえた区の取組み方向性を検討され、これを基に、新たな基本計画に反映されるべきと考えます。現段階の骨子案は、これらを踏まえたものとなっていないと思料するので、今後の基本計画策定のロードマップ、その公開等の提示を願います。	平成29年度の外部評価委員会では、前年度(28年度)の実行計画の取り組みについて評価を行います。新たな総合計画と実行計画の策定にあたっては、この評価も加味しながら策定を進めていきます。なお、第三次実行計画の最終年度である29年度の取り組みの外部評価は、30年度に実施します。この評価結果については、新たな実行計画のローリング(見直し)に反映していきます。 また、計画策定のスケジュールについては、第1回審議会でお示しし、区ホームページで公表しています。	G
32	0	総合計画について	2	基本計画	都市マス骨子案では、区民意見を反映した課題を緑字で示され、これを踏まえた施策、内容更新を赤字、ゴシック字で示されており、区民意見が反映された計画案が策定された事が伺えます。これに対し、基本計画では、現状課題や重点的に取り組むべき事項に関する区民意見がどの様に本書に活かされているかが見えません。区民が、どの様な点の現状課題や重点な取り組みを要望されているかの、区民意見の集約と区の考えを本書に記載下さい。「多くの区民の意見を反映した計画とする」の一行の記載では、骨子案の策定過程が不明です。	町会・自治会、地区協議会、各種審議会などのご意見については、取りまとめた傾向を把握しています。例えば、健康の分野については健康づくりの啓発、高齢者の分野については介護施設の整備充実、子育て分野については保育所や保育サービスの充実などのご意見が多く寄せられています。基本計画は施策の方向性を示すものであり、これらのご意見を踏まえ、健康寿命の延伸や、地域包括ケアの推進、待機児童解消対策について記述しています。このため、基本計画の施策全般についてご意見が反映されているものです。 なお、都市マスタープランは、平成20年度からのおおむね20年後を展望した計画であり、今回は10年目の見直しということで、修正箇所を赤字で示すなどしています。このため、新たに策定する基本計画とは策定の手法が異なっています。	F
33	0	計画全般	2	基本計画	現状認識の記述の内容を分かりやすく説明する図表が、本骨子案に見られません。議会において、基本計画を丁寧に区民に示していくと答弁されている趣旨に反していると思料します。見解の回答を願います。	来年度の計画策定においては、写真や図表などの掲載について工夫します。	C
34	0	計画全般	2	基本計画	現状の課題は、施策の方向性ありきの課題認識であり、非常に内向きな現状認識と思料します。俯瞰する大きな時代感覚に対する感度、危機感が感ぜられません。区民討議会の斬新な感覚や審議委員のキーワードが盛り込まれていませんので、再考を願います。 施策の方向性においても、同様に俯瞰的な施策の方向性が感じられません。新たな総合計画の第1次実行計画の様な内容となっています。再考願います。	新宿区の人口推計では、人口はしばらく増加するものの減少に転じ、少子高齢化が進むとしています。このため、生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸や、少子化に対応するための子育て支援に取り組むなど、将来を見据えた計画として策定を進めています。さらに、現計画の期間に発生した震災を踏まえ、「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」を掲げることで、施策の重点化を図っています。このように将来を見据え、課題を的確に捉えた計画となるよう策定を進めています。 また、区民討議会のご意見については、第1回審議会での資料として配布し、審議の参考としています。 なお、審議会委員のご意見を踏まえ、施策の方向性を加筆修正し、骨子案に反映しています。 具体的な事業に関するご意見については、来年度の実行計画策定において検討すべき事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
35	0	計画全般	2	基本計画	「区民等と行政、それぞれの役割の見える計画」は良いのですが、各主体の役割例示は、当然の事が記載されている事ばかりです。区の発意であれば、再考願います。理念を記して下さい。	各主体の役割の例示については、現在の総合計画でも、同様に記述しています。また、審議会委員からも、区だけでなく区民や事業者の役割を記述することが必要とのご意見をいただいています。記述内容は適切であると考えます。	F
36	0	計画全般	2	基本計画	現状と課題の記述内容は、煩雑であり分かりづらく、文章が冗長となっているので工夫を願います。「現状の課題」で記載した事項が「施策の方向性」で課題解決されるかどうか明確とするため、現状の課題の欄の小題と施策の方向性の欄の小題を合わせる等の工夫や、施策の方向性により、全ての現状課題がカバーされているかどうか提示下さい。	「現状と課題」では、今後の課題に加えて、現状説明や、これまでの実績なども記載しています。このため、平成30年度からの「施策の方向性」に、必ずしも対応していない内容がある場合もあります。「現状と課題」、「施策の方向性」等の記述については適切と考えていますが、ご意見を踏まえて計画策定を進めていきます。	E
37	0	計画全般	2	基本計画	施策の方向性の内容に、今後のICT活用やブッシュ型情報発信等、新たな取り組みが見られません。記載されている施策の方向性は、現第三次実行計画の施策延長であり、課題解決型ではなくブレイクスルーな施策が見られません。区において、目標達成型の施策を提示下さい。協働により、まちづくりを夢をもって行っていこうとする施策方向性の再考を願います。	行政の仕事は継続していくものであり、高齢者福祉や子育て支援、都市基盤の整備、賑わいの創出など、多くの施策は引き続き取り組んでいく必要があります。また、地域の課題解決に向けて施策を推進することは区の役割であり、基本計画では区民・事業者などの各主体の役割を示し、協働によりまちづくりを進めていく内容になっています。なお、ICTの活用については、例えば「基本政策V 好感度1番の区役所」の「個別施策1 窓口サービスの充実」では、ICTを活用した区民サービスの充実に努めるとしています。具体的な取り組みについては、来年度の実行計画策定の際に検討すべき事項と考えます。	D
38	0	計画全般	2	基本計画	区民等と行政の役割分担の見える計画と唱えていますが、それをつなげる制度設計が見えませんが記載を願います。	基本計画では区民・事業者・区(行政)など各主体の役割を示しています。それぞれの役割をつなげる方法としては、官民一体となった協議会や、区民や事業者などへの事業助成などがあり、具体的には個別計画や実行計画等で取り組むこととなります。	D
39	0	計画全般	2	基本計画	都市マスの「交通整備、防災、公園、景観、住宅、環境」の分野別施策の方向性と本骨子案の施策の方向性は、重なっています。その不整合や漏れがないかどうか、示して下さい。	基本計画では、ご指摘の分野について下記のとおり記述しており、都市マスタープランと整合がとれたものとなっています。「道路・交通」分野⇒環境に配慮した道路整備や、駐車場整備など 「防災」分野⇒建物の耐震化、避難所の体制強化など 「公園」分野⇒みどりの保全・整備、魅力ある公園整備など 「景観」分野⇒地域特性に応じた景観まちづくりなど 「住宅」分野⇒高齢者等への住宅供給など 「環境」分野⇒地球温暖化対策、資源循環型社会など	G
40	0	計画全般	2	基本計画	都市マスの分野別施策の方向性と本骨子案の施策の方向性は、重なる部分が見られますので、どの様なすみ分けや守備範囲により施策が展開されるか示して下さい。	基本計画と都市マスタープランで示す施策については、実行計画や各分野の個別計画、経常事業で取り組んでいくこととなります。	G
41	0	計画全般	2	基本計画	個別施策が羅列。整理、順位付けがされていない。	「5つの基本政策」は、めざまちの姿の実現に向けて、重点的に取り組む施策を体系化したものです。それぞれの基本政策ごとに内容や役割が異なることから、それらを構成する個別施策の数に違いがあります。基本計画において政策を掲げ、その中で示す施策を着実に推進していくことが重要であると考えます。	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
42	0	計画全般	2 基本計画	10年計画の具体的課題が示されていない。意識されていない。	骨子案の作成に当たっては、新宿区の人口推計や土地利用の動向などを踏まえて、各個別施策ごとに現状と課題を明らかにしたうえで「施策の方向性」を示しています。	F
43	0	計画全般	2 基本計画	1番、1番というのはオリンピック選手並みのプレッシャーが行政にはあるのか？	ご質問のとおり、「基本政策Ⅰ暮らしやすさ1番の新宿」と「基本政策Ⅴ好感度1番の区役所」に「1番」という表現を使用しておりますが、着順を競うことを目的としてはいません。区は区民に最も身近な行政機関であることをしっかりと認識し、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行すべきと考えます。	G
44	0	計画全般	99 その他	基本計画は、実行計画により予算措置されると思います。都市マスはどのような予算処置されるのでしょうか。総合計画の計画体系において都市マスの予算処置が行われない観点から、個別計画ではないのでしょうか。	基本計画と都市マスタープランのそれぞれで示す方針に基づき、実行計画事業や経常事業として事業化され、予算措置されます。	G
45	0	計画全般	99 その他	過去の計画の「計画の方向」と「計画の体系」、「基本理念」と「まちづくりの基本目標」を書いて欲しい。	平成30年度以降の計画であることから、過去の計画の「計画の方向」と「計画の体系」、「基本理念」と「まちづくりの基本目標」を書く必要性はないと考えます。	F
46	0	計画全般	99 その他	現外部評価委員会は、第三次実行計画について評価されていると思いますが、外部評価委員の意見聴取がなされたかどうかの確認とその聴取結果の公表を願います。	総合計画の骨子案の作成にあたり、外部評価委員会からのご意見は伺っておりません。 なお、外部評価委員会による第三次実行計画の行政評価は29年度に実施いたしますので、評価結果については総合計画と実行計画の策定に活かしていきます。	G
47	0	計画全般	99 その他	新宿区基本構想「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」 ・継承する現在の基本理念を書く	ご意見を踏まえ、基本構想に掲げる基本理念を記載いたします。(P2に記述します。)	A
48	0	計画全般	99 その他	用語の解説について 巻末の資料編をお願いします。 (1)ユニバーサルデザイン (2)ノーマライゼーション (3)減災 (4)災害時要援護者 (5)パラダイムシフトしたまちづくり (6)フリーWi-Fi環境	29年度の素案作成の際に、「用語集」を設け、専門用語について解説します。	C
49	0	計画全般	99 その他	学識経験者は7名中1名のみ新宿区在住で、忙しくて審議会の出席率も低く、住民説明会への参加はほとんど期待出来ない。審議会ごとの出欠表の明示を求める。	審議会ごとの出欠表は作成していませんが、学識経験者委員に限らず、ホームページで公開している会議要旨で確認することができます。	F
50	0	計画全般	99 その他	審議会の人数35名は多く、審議時間も短く、委員が意見を述べるに留まる。議論整理は学識経験者のみで構成されている起草部会で行っている様だが、実際は事務局(行政)におんぶに抱っこで、行政の意志が強く反映した計画が作られている。(中略)行政が区民会議、区民討議会を組織運営することは区議会の軽視である。必要ならば区議会が区民会議、区民討議会を組織運営するのが筋である。	区民討議会などの多様な方法で区民の意見を把握することや区民の区政への参加の機会を提供することは、区政運営の原則であることから、行政が区民会議、区民討議会を組織運営することが、区議会軽視には当たらないと考えます。また、区議会が区民会議、区民討議会を組織運営することについては、今後の参考とすることとします。	F
51	0	計画全般	99 その他	書式 色少ない白書的なモノクロ資料が読み手に考えさせる。写真も少なくして、電子ファイルの容量を少なくする。電子版は検索とコピペが容易な書式が望ましい。	今後の参考とすることとします。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
52	0 計画全般	99 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長／行政の役割を最初に示す。</li> <li>・区長／行政が期待する区民、事業者の役割を例示する。</li> </ul>	各個別施策に、「各主体の役割(例示)」の項目を設け、区民、活動団体、事業者とともに行政(区)の役割を明記しています。	F
53	1 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	ライフステージに応じた健康づくりの推進を、妊娠期、乳幼児、幼児期、小学生、中学生、青年期、世帯形成期、前期高齢者、後期高齢者の各ステージ毎、あるいは、まとめた世代毎に、施策の方向性をそれぞれ記して下さい。次世代と記されていますので、分かりづらい記述です。	P12の「健康づくりの推進」では、ライフステージに応じた健康づくりが行えるよう対策等を推進することとしています。具体的な内容については、個別計画や実行計画で示すべき事項と考えます。	D
54	1 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	本書には、2025年問題(団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、高齢化率が高まることで起こる諸問題)への対応が記されていません。個別施策I-1及び関係する個別施策での施策の方向性を記して下さい。個別施策I-1と2の施策の違いは、2は高齢者に特化した施策との事ですか、1と2の連携を図らなければならないと思います。	高齢化に対応するため、「個別施策I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」では健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むとし、「個別施策I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」では、介護予防や認知症対策などに取り組むとしています。それぞれの施策の連携を図り、より効果的に取り組んでいくこととなります。	F
55	1 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	健康寿命をのばすためには、受診率の向上を図る必要がある。また、特に最近のガン治療についての医学的知見の進展は目覚ましく、仮にこの基本計画が発表された後に、新たな治療法等の治験が終了した時点では、個別施策を変更することも視野にいれる事とする。	P13の「生活習慣病対策の推進」で、あらゆる機会を通じて健康診査やがん検診等の受診率向上を図るとしています。ご意見の趣旨を踏まえて、最新の情報、知見に基づいた施策を進め、今後も健康施策に取り組むこととします。	D
56	1 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	糖尿病は、推進していく必要があります。また、糖質制限やグルテンフリー等の民間療法の知見も研究し、区民からの問い合わせには、その効用と注意点等を積極的にお伝えし、新宿区医師会や同歯科医師会と情報交換を密にして、現代医学・歯学の盲点を埋めていく方策を、行政執行機関として発信していくものとする。	P13の「生活習慣病対策の推進」で、「糖尿病重症化予防対策」を推進するとともに、医療機関の連携を進め、糖尿病治療が継続しやすい環境を整えていくこととしています。ご意見の趣旨を踏まえて、今後も健康施策に取り組むこととします。	D
57	1 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	糖尿病対策は65歳以上の高齢者との世代との区別をすることが重要です。	高齢者の糖尿病対策については、「新宿区糖尿病対策講演会」などを開催しており、その重要性については認識しております。また、ライフステージに応じた健康づくりとして、個別政策I-1に記載しております。	F
58	1 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	歯周病対策はプラークコントロールの予防的厚い施策が必要です。	P13の歯科保健対策で、若年期からの歯周病対策を充実させ、歯の喪失を防ぐための8020運動を推進することとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
59	1 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	糖尿病発症後の(緩和)ケア対策として、「個別的食事療法」の普及啓発の外、「通院リハビリテーション」を受け入れる病院等の施設が圧倒的に不足していますので、これも施設管理計画策定時に考慮する必要のある喫緊の政策目標です。	P13の「生活習慣病対策の推進」では、医療機関の連携を進め、糖尿病治療が継続しやすい環境を整えていくことを施策の方向性としています。	G

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
60	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 現在、世界の課題の一つに環境問題があります。パリ協定で日本が約束をしたCO2削減26%（家庭部門では約40%）の達成、更に国内問題としての少子高齢化（人口減少社会）等対策として、2世代長寿命環境配慮住宅（寿命50～100年：福田内閣時代には200年住宅が提示された事もある）が必要になります。50～100年後の日本の人口を見据えて、この基本計画をバックキャスト及びフォアキャスト的に課題を検討し提案いたします。 個別施策1:「誰もが安心して暮らせる住まいづくり・街づくり」に名称を変更すべき。	個別施策（の名称）については、各基本政策を踏まえて推進すべき個別の施策をあげるとともに、今後、実行計画にて定める具体的な事業等も視野に入れたものになっております。ご提案の「誰もが安心して暮らせる住まいづくり・街づくり」とした場合、政策が幅広く捉えられ、基本政策Ⅰから基本政策Ⅲまでを網羅されてしまうため、変更は困難ですが、それらの個別施策において記述されているものと考えています。	F
61	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 WHOが提示している「健康に於ける4つの標準（安全性・保健性・利便性・快適性）」+持続可能性を基に、「健康的な住生活の環境」を、現在抱えている課題を背景に検討が必要です。	ご意見として伺います。 なお、健康については「個別施策Ⅰ-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」で、住宅施策については「個別施策Ⅰ-9 地域での生活を支える取組みの推進」で、住環境については「個別施策Ⅰ-3 地域特性を活かした都市空間づくり」で、それぞれ取り組むこととしています。	F
62	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 国の一般会計予算に占める医療や介護費は毎年増えています。高齢者を含む多くの人々が病に関する正しい知識が不足している為に、医療費の増加につながっている面があると思います。成人病等説明会が大手病院（国立医療研究センター病院等）で企画されています。参加して正しい知識を生かしてください。	ご意見として伺います。	F
63	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 現行計画の表題を継承し「心身ともに健やかに暮らせるまち」にすること。（健康寿命延伸させるだけでなく、病気になっても安心して暮らせるまちが大事です。）また、めざすまちの姿・状態も現行計画の文言の方が良い。	P12の施策の方向性に「生涯を通じて健やかで心豊かに生活を送ること…」とあり、ご意見の「病気になっても安心して暮らせるまちをめざす」と趣旨は同じです。	B
64	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 施策の方向性の「生活習慣病対策の推進」に、「保健師、栄養士など専門家の力を生かし、健康維持・重症予防を推進します。」「男の料理教室や糖尿病などの治療に役立つ料理教室などを実施し、区民の食の改善を推進します。」を追加すること。	P13では、生活習慣病対策の推進に取り組むとしております。ご意見の趣旨を踏まえて、具体的な事業を推進することとなります。	D
65	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 生活習慣病の発症予防と重症化予防とは別に「がん対策」の推進の項を設け、「がん健診の受診率を大幅に引き上げます。そのため経済的支援を強めます。また、がん患者の生活支援を行います。」を加えること。	P13では、がん検診について記述しています。ご意見は参考とします。	E
66	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 こころの健康支援に「区民が気軽に相談できる相談事業を実施します。」を加えること。	P13の「こころの健康支援」では、相談体制の充実とネットワークの構築を図るとしています。ご意見と施策の方向性は合致しています。ご意見を踏まえて、こころの健康支援を推進していくこととなります。	B
67	暮らしやすさ1番の 新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実 個別施策1～個別施策9について、これらは包括ケアとしてまとめることが可能である。1本化した方が分かりやすく、施策としての実効性が上がる。	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、区民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、高齢者、障害者、子ども、女性、若者などの分野を、個別施策1から9に体系化しています。各施策の推進に当たっては、連携が必要だと考えます。	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
68	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	国の社会保障改革プログラム法施行に伴い、大きな制度改革が今後予想されます。区としての取り組み方針やについて記して頂きたい。	社会保障制度が改革される中においても、医療費などの負担が増大しないよう、個別施策 I-1、2で、健康づくりや、介護予防に取り組むよう方向性を示しています。	G
69	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	介護予防・日常生活支援総合事業が本格展開されます。この取り組みについても記載下さい。国の動向を見据え、区の取り組みの施策の方向性の記述を望みます。	P16では介護予防等について施策の方向性を示しています。具体的な事業の内容については、個別計画や実行計画策定の際に検討すべき事項と考えます。	D
70	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	高齢者を地域で支えるしくみづくりにおいて、2025年を目標とする新オレンジプランについて、施策の方向性を加えて頂きたいと思えます。	P17で認知症高齢者への支援体制の充実について施策の方向性を示しています。認知症施策を推進する新オレンジプランについて、対応したのとなつていきます。	B
71	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	(骨子案)p17 4. 各主体の主な役割(例示)のところ 上できちんと介護保険サービスの基盤整備と掲載しているのだから、〇区(行政)には介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備促進・基盤整備とした方がよい。	ご意見を踏まえ加筆します。 P17「4. 各主体の主な役割(例示)」の「区(行政)」の一番最初の行に「基盤整備」を追加します。	A
72	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	高齢者を支える最善の方策は家族とともに生活し、生活の基盤であった地域で暮らすことです。高齢単身者家庭をできるだけ減らすには2～3世代同居が必要です。区内の地方出身者はできる限り地元に戻り、家族同居で地方創生の担い約に対応してください。この為にも、これからの住宅は2世代長寿命環境配慮住宅が必要と思えます。	ご意見として伺います。	F
73	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	目指すべき「地域包括ケアシステム」がどんなものか、具体的に示さなければその推進すべき内容が理解できないので、明示すべき。	P16では、地域包括ケアシステムの推進に向けた方向性を示しています。具体的な事業の内容については、個別計画や実行計画策定の際にお示ししていきます。	D
74	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	「自助力の向上」や「協働」ということばで、自助・共助ばかりが強調されすぎて、区の責任が明確でない。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護度や経済状況にかかわらず、高齢者が必要とする支援を提供できる公的サービスの構築を含めた体制の強化を明示すべき。	各個別施策に、「各主体の役割(例示)」の項目を設け、区民、活動団体、事業者とともに行政(区)の役割を明記しています。 ご意見を踏まえ、介護保険サービスの基盤整備などに取り組んでいくこととなります。	D
75	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	高齢者を地域で支えるしくみづくりについて、「・高齢者の居場所を確保するため区が支援すること。」「・住み続けられるよう家賃補助の充実や公営住宅の増設を行います。」「・公的保証人制度を作ります。」を加えること。	P15のめざすまちの姿では、住み慣れた地域で安心して暮らすことを掲げており、高齢者の居場所づくりについても包含されています。ご意見を踏まえて施策を推進することとなります。 また、住宅施策については、P39、40の「個別施策 I-9 地域での生活を支える取組みの推進」で位置付けています。 なお、具体的な取り組みについては、別途検討することとなります。ご意見は今後の参考とします。	E
76	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	健康づくりと介護予防の充実について、「・保健師や栄養士、理学療法士や作業療法士等の専門的なアドバイスを受けられる環境を整備します。」を加えること。	P16の施策の方向性では、健康づくりの様々な啓発や機会の提供を行うとしています。ご意見を踏まえて施策の推進に取り組むこととなります。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
77	暮らしやすさ1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	介護保険サービスの基盤整備について、「介護が必要になっても、自宅で生活を続けたいと願う人にもっとも身近なホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどを充実するために、利用料の負担軽減と、介護職員の待遇改善など介護人材の確保策を実施します。」「新総合事業については報酬単価の引き上げなど事業が継続できるよう見直します。」を加えること。	現在、一定の条件のもと、介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行っています。 介護職員の待遇改善については、区長会等を通じて国へ要望しているところです。なお、区では、介護事業者を対象に人材採用に関するセミナーを開催するなど、介護人材確保に取り組んでいます。 ご意見を踏まえて施策の推進に取り組むこととなります。	D
78	暮らしやすさ1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	(P.17)〇区(行政)に「働く人の処遇改善を含めた事業者への支援」を加えること。	ご意見の趣旨を踏まえ、P17の「4. 各主体の主な役割(例示)」の「区」の役割に、「介護人材確保等への支援」を記述します。	A
79	暮らしやすさ1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	個別施策I-2の4. 各主体の主な役割(例示)／〇区民と〇地域組織、NPO、コミュニティグループなどが上げられているが、個人的経験から家族と言えども要介護者の個人情報、介護情報にアクセス出来ないことが大きな問題である。一方、現場では、要介護者の個人情報の取扱は雑で、要介護者の個人情報は守られていない。地域組織、NPO、コミュニティグループなど関わるとすれば、個人情報は全面公開に近い状態にならざるを得ない。これは大きな問題である。(中略)要は、独居認知症高齢者対応のまちづくりである。このまちづくりで、PPP/PFIで何が出来るのか。	ご意見として伺います。	F
80	暮らしやすさ1番の 新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	障害者も高齢者も貴重な経験と経済への影響力を持つ人的資源です。自立生活を支えるために平等な社会参加が出来る環境作りが必要です。	P19の「めざすまちの姿・状態」では、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられ、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざすこととしています。 また、P13の「めざすまちの姿・状態」では、高齢者のだれもが社会貢献活動などで意欲的に過ごすことができ、安心していきいきとくらせるまちをめざすこととしています。 ご意見の趣旨と方向性は同じです。	B
81	暮らしやすさ1番の 新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	「障害者の暮らしの支援」の項を設け、「精神障害者の福祉手当の支給など、障害の種別による制度上の差別を解消します。」「障害者が65歳を超えても、必要な介護と障害者福祉のサービスが十分に利用できるよう、各課の連携の強化と負担軽減の対策を行います。」を加えること。	P19の「施策の方向性」の「障害者の地域生活支援体制の構築」では、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を検討し、障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して暮らし続けられよう支援することとしています。	E
82	暮らしやすさ1番の 新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	「障害者就労支援の促進」の項は、障害者の自立と社会参加を就労のみに矮小化しているように読めるので、「障害者が安心して働き続けられるよう、就労機会の拡大と支援の拡充をすすめます。」と書き換え、新たに「障害者の社会参加の推進」の項を設け、「障害や年齢、所得で差別されることなく、社会参加を保障します。」を加えること。	P19のめざすまちの姿では、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざすこととしています。ご意見の趣旨と方向性は同じです。	B
83	暮らしやすさ1番の 新宿	4 安心できる子育て環境の整備	新宿区の平成30年度から10年間の新たな総合計画について、来年12月の策定に向け審議中の基本計画の骨子案に「学童クラブを充実」という文言がない、ことについて。 ①スペースの問題で法的基準を違反し、待機もある落四学童の施設や場所の拡大、もしくは落四地区にない児童館などの設置の検討を迅速かつ早急に対応を求む。子どもの成長とともに該当学年の保護者は不安でいっぱいである。 また、スペースが確保できない違反である環境を継続することでの事故や災害時などの問題があったらどう対応するのか、それは学童運営のワーカーズの問題ではなく、法的違反スペースを容認している区の問題で、責任と賠償の対象はそこ・新宿区でいいのか？	ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。  骨子案P23「子どもの居場所づくり」に <b>放課後子どもひろば及び学童クラブ事業</b> を加筆します。  なお、P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	A

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
84	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心して育てる環境の整備	<p>学童や児童館などの新たな場所がないという中で、探す努力と統廃合の意識を怠っている件。</p> <p>小学校の隣には定員割れ状態が長く続いている落四幼稚園の存続意義をなぜ客観的に問わないのか。あの地域には徒歩圏内の至近距離に幼稚園は何園が存在する。運動会実施時には学年内で対抗する団体競技すらできない児童数、運動会当日、隣のせいが保育園から園児をレンタルして玉入れを行っている現状。その幼児の保護者の希望があったとしても、トータルでの学童や児童館希望の数の多さとどのように比較検討しているのか。</p> <p>なぜ定員割れでも幼稚園は存続で学童は違法スペースのままでは拡充ができないのか？学童児は放っておいていいのか？幼稚園問題を引き合いに出したのはそこに答えがあるからであって、別施設で学童児童が安心して安全な環境で違法スペースではない環境で、また希望すれば6年生まで在所できるように整えるのであれば幼稚園にはこだわらない。それをするのが当たり前なのでは、求められているのですから！？</p>	<p>P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様な家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。</p> <p>具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	D
85	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心して育てる環境の整備	<p>子どもの居場所づくり</p> <p>新宿区内には室内遊びをする環境は多様にあるように思いますが、施設管理者は安心・安全に見守る責任を負い子どもが自主的に活動する場は限られているように思う。また地域の中での子どもの居場所(公園)が、子どもの育ちの場で利用しにくくなっているように感じます。(近隣の理解・親の意識)</p>	<p>P23の「子どもの居場所づくり」では、地域の中で子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会の創出をめざすこととしています。また、P90では、誰もが気軽にスポーツや学習に取り組み、楽しめる環境づくりを進めていくとあります。施策を進めるうえで、区は地域や近隣へ丁寧説明するとともに、協力を得ながら、実施していくこととします。</p>	F
86	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心して育てる環境の整備	<p>子どもの権利の尊重</p> <p>国連子どもの権利条約の認知、理解度が低すぎると思います。少子高齢化社会への突破口として、子どもの権利についての条例の策定について検討はいかがでしょうか？</p>	<p>P23の「子どもの権利の尊重」では、子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深める取組みを進めるとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	D
87	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心して育てる環境の整備	<p>「放課後の居場所」ではなく「学童クラブ」ときちんと明記してください。小学生は毎日休まず学校に行っているわけではありません。夏休みも冬休みも春休みもあります。そういった時の生活の場となるのが学童です。子どもの数は今後10年増えるとの事ですので、小学生の生活の場の整備をお願いいたします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。</p> <p>骨子案P23「子どもの居場所づくり」に放課後子どもひろば及び学童クラブ事業を加筆します。</p> <p>なお、P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様な家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。</p> <p>具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	A
88	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心して育てる環境の整備	<p>学童クラブの待機児童対策も明記してください。今現在、定員超過で4年生以上を受け入れられない学童が半数以上です。国が決めた方針を遵守できるよう、施設面での拡充を早急に行ってください。</p> <p>また防災の観点からも地域の共助の関係づくりが大事と区長トークでも話がありました。共助の場としても児童館は大変重要な施設となります。地域に開かれた児童館のモデルケースとして、落四地区に高齢者施設・保育園・学童併設の児童館を早急に計画してください。このままですと、行政は共助の場づくりと言いながら何も計画が無く、災害が起きた際にその過失を問われかねないと考えます。</p>	<p>P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様な家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。</p> <p>具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
89	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	児童館機能も小学校内に、との構想をお持ちのようですが、それは実際には不可能です。今、落四の学童では外で遊びたくても高学年が帰宅するまで外で遊べなかったり、と言う制約の元、子ども達が窮屈な思いをしています。(詳しくは学童クラブ運営協議会アンケート結果をご覧ください)。教育委員会の壁が高い事は区長も仰っていました(年に1回しか教育委員会に直接話を出来ない)ので、安易にすべてを学校内に、と言う発想は危険です。その点、きちんと踏まえたうえで都市計画を立てられるべきだと思います。	区有施設については、区が、それぞれの施設の老朽化の状況をみながら、行政需要や地域需要、財政状況等を総合的に判断し、活用を進めることとなります。具体的な内容については、区が、平成28年度に策定する「新宿区公共施設等総合管理計画」を踏まえ、今後検討すべき事項と考えます。 なお、P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
90	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	保育園の定員は年々過剰になっているにも関わらず、落合第四幼稚園は定員割れになっていると聞いています。 保育園のこどもあたりの面積は充分とれているとのことですが、階段も面積にカウントされているとのこと。階段はこどもの生活スペースではありません。 落合第四幼稚園もこども園にして、保育園機能を充実させ、落合地区のこどもを分散させていただければ助かります。 もしくはせいがこども園と併合させていただければ人件費も押さえられ、管理もしやすいのではないのでしょうか？	P22の「施策の方向性」では、「待機児童の解消」として、地域の実情に即した保育施設やサービスを多様な手法により整備することとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。  【参考】 保育園の子どもの一人あたりの必要面積は、居室(保育室)のみで積算しており、指摘のあった階段のほか、廊下やトイレ、調理室等の、居室以外の部分は必要面積に含んでいません。	D
91	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	「安心できる子育て環境の整備」についての意見です。 新宿区で子育てをしています。保育園については、拡充が見られ、待機児童についての対策も進んでいるように思いますが、子供が小学校に入学し、両親とも就労している家庭にとっては、保育園の次に、学童保育を利用することになります。 落合第四小学校に在学しており、落合第四小学校内学童クラブを利用していますが、子供を預ける環境が十分でないことに不満を感じています。 特に、落合第四小学校内学童クラブについては、以前より声が上がっていると思いますが、面積が圧倒的に少ない(倉庫や事務室、静養室もなく、面積には職員のロッカーや事務スペース、こどもたちが遊べない給湯室まで入れて計算されている)と感じています。学童クラブの運営協議会委員を今年やらせてもらいましたが、学童クラブができてからずっと保護者が声を上げているのにも関わらず、対策が取られていないことにも区へ不信感を抱いています。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
92	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	また、落四地区には児童館がありません。こどもが安心して遊ぶ、暮らしていくために、この地域へ児童館を作ってほしいと思います。隣の地区の児童館は、こどもの足では遠すぎます。 こどもたち、そして親も安心して子育てができる新宿区になるためには、保育園拡充だけでなく、保育園を卒園した就労している家庭が「小1の壁」さらに「小4の壁」を感じることなく、また、さらに上の世代についても安心して暮らしていけるようにすべきです。 こどもの居場所として小学校内に「ひろば」もありますが、小学校という枠にとらわれない、異年齢交流を図るためにも児童館は必要であると感じています。落四地区への児童館設置を強く要望します。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
93	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	計画の中に学童クラブという言葉はないが、学童クラブは共働き家庭の子どもの育ちに必要なものなので、学童クラブについての計画をきちんと明記してほしい。	ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。 骨子案P23「子どもの居場所づくり」に <u>放課後子どもひろば及び学童クラブ事業</u> を加筆します。	A
94	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	国の国民総活躍により共働きが増え、保育園増設をしているなか、学童クラブの需要増は必須であるから、学童クラブの増設や質の確保について取り組んでほしい。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
95	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	学童クラブの国の基準に従って整備してほしい。現在国の基準以下で運営されている学童クラブが半数以上ある。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
96	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	学童クラブの待機児童が発生している。対策として法的根拠も目的も異なるひろば事業「ひろばプラス」ではなく、学童クラブを増設してほしい。もともと目的が違う事業の「ひろばプラス」では学童クラブの機能は保つことができていない。学童クラブは「ひろばプラス」とは違い、一人一人の子どもたちの心の居場所となり、子どもたちの豊かな育ちと生活を支えるセーフティネットでもある重要な事業であることを行政は理解して整備して欲しい。学童クラブはただの預かりの場や自由な遊びと学びの場でもないし、塾や習い事とも異なる重要な事業です。実際はプロの先生の一人一人へのこども目線での丁寧なかかわりが、毎日いろいろな思いを持つ小学生の子どもたちを支えています。児童福祉法の中に位置づけられた学童クラブとは違い、基準や指針も異なるひろばの仕組みの中ではこのようなかかわりはできません。(実際にできていません)	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
97	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	落四小内学童クラブには倉庫も事務室も静養室もない。面積には職員のロッカーや事務スペース、子どもたちが遊べない給湯室まで入れて計算されている。国の基準を満たす学童クラブ室の確保や学童増設をお願いしたい。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
98	暮らしやすさ1番の新宿	安心できる子育て環境の整備	学童クラブは6年生まで利用できるはずなのに、半数以上の学童クラブは定員オーバーで4年生以上は利用できない状況である。学童クラブを増設してほしい。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
99	暮らしやすさ1番の新宿	安心できる子育て環境の整備	落四小学区には児童館がない。この地域に児童館を作してほしい。実際は他の学区の児童館まで通えない子どもたちが多い。1人でも自分でいけるところがないと利用できないのが現状。子どもに対応できるプロが常駐する児童館では、0才から18歳までのこどもと保護者や、地域で子育てする重要な拠点になっている。相談の場や、豊かな異年齢交流の場でもあるので、ぜひ児童館を作してほしい。学童クラブも定員オーバーなので、児童館併設学童クラブも作してほしい。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
100	暮らしやすさ1番の新宿	安心できる子育て環境の整備	落四小学区は学童クラブも定員オーバーだし、児童館もないので、おとめ山の北側の公務員住宅跡地の清水建設所有地に、児童館+学童クラブを併設してもらってはどうか。新築されたマンションに入居したとしても、学童が足りない、児童館がない地域であることは、子育て世代としてはデメリット。建設会社に理解して協力してもらおうなど、区の努力も必要なのではないか。	ご意見として伺います。	F
101	暮らしやすさ1番の新宿	安心できる子育て環境の整備	計画の中に学童クラブへの言及がありませんが、今後も事業をしっかりと継続していただくため、きちんと計画に学童クラブという言葉盛り込んでいただき、さらなる拡充を求めます。放課後子どもクラブ事業では、学童クラブと同じ目的は果たせません。	ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。 骨子案P23「子どもの居場所づくり」に「 <u>放課後子どもひろば及び学童クラブ事業</u> 」を加筆します。	A
102	暮らしやすさ1番の新宿	安心できる子育て環境の整備	落合第四小学校内学童クラブは大変狭いです。面積の拡充を求めます。 さらに、定員40名を一つのクラブの単位を目安とする国の方針に従い、大規模学童クラブは分割して運営して下さい。落合第四小学校内学童クラブでは60人というただでさえ多すぎる定員をさらに超える大所帯のため、おやつやイベントのたびに子どもたちは長い時間待たされることになり、現在利用している我が家の子供は、おやつやイベント自体が憂鬱に感じられるようになってしまっています。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
103	暮らしやすさ1番の新宿	安心できる子育て環境の整備	学童クラブの現在の利用要件では、朝7時台から14時台という時間帯で働く親の子供は利用できません。特に夏休みは、居場所として利用できるひろばは朝10時からの運営となっており、保育園を卒園したばかりのちいさな子どもが一人ですごさなければならぬのは、健全ではありません。すくなくとも長期休業期間中の利用要件を再検討し、午前中だけ働いている保護者の子供も利用できるようにしてください。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
104	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	<p>&lt;子どもの居場所づくり&gt;の項に“学童クラブ”の記載が無い。保育園に関しては整備や保育士のスキルアップなど具体的対策が挙げられているにもかかわらず、同じようにニーズが高い学童クラブについて触れていないのはおかしい。</p> <p>地域説明会で質問したところ「今後は拡大、拡充ではなく、機能移転で対応」と回答された。</p> <p>これまで担当部や区長は「必要に応じて設置」と回答していた。方針転換であれば大問題。</p> <p>“学童クラブ”と明記すべき。</p> <p>来年度の予測では、総量で定員超過。保育園の待機児童対策で定員を増やしたので、今後も増加傾向は続く。3年生まで全員受け入れの方針は評価できるが、詰込みでは子どもたちの居場所としてふさわしくない。</p> <p>“共働き世帯が住みたい街ランキング1位”の新宿区にふさわしい整備を。</p>	<p>ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。</p> <p>骨子案P23「子どもの居場所づくり」に放課後子どもひろば及び学童クラブ事業を加筆します。</p> <p>なお、P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	A
105	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	<p>この街でシングルマザーとして2人の子供を育ててきました。</p> <p>上は二十歳、下は高校3年生になりました。</p> <p>学校はもちろんですが、ここまで無事に子育てできたのも、ひとえに公営公設の保育園、学童クラブ、児童館という子どもの居場所があり、見守り育ててくれた指導員の方々のおかげと思っています。</p> <p>昨年から保育園の増設については国をあげて声高々に訴えられていますが、学童クラブはどうでしょうか？子どもが小学校にあがったときこそ、働く親にとって、子どもにとって安心して過ごせる第二の「おうち」が必要でした。児童館ではなくさんの行事を経験し、お友達や地域の方々とのふれあいを体験することができました。</p> <p>このところ見守りだけのひろばの拡充で、子どもの居場所が集約されていると聞いています。ひろばと学童クラブは全く異なるものです。長期休暇も学校がある時期も、親も子どもも安心して過ごせる施設が必要です。学童クラブ、児童館を充実させてください。必要などころに予算をつけていただけるようお願いいたします。若い世代が安心して子育てし、働ける、誇らしい新宿区を目指してください。</p>	<p>P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	D
106	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	<p>学童クラブ、児童館の増設、充実をお願いします。</p> <p>このところ民間による学校内での学童クラブ、ひろばが増えていますが、ひと昔前に公設公営、児童館併設の学童クラブでのびのび放課後を過ごすことができた家庭からすると、想像しがたい現実があるようです。</p> <p>学校内の場合、教育委員会と調整いただき、学校の理解と協力が得られるよう働きかけてください。学校も学童クラブも同じ子どものための施設のはずです。部屋が狭くても別の部屋を調整してもらえない、図書館の本も借りることができない、など悲しい話をよく聞きます。</p> <p>また、指導員の待遇が十分なものになるよう、そして指導員の質を上げていけるよう、指導員が長く働ける環境を築き、ベテランを育てていけるよう、十分な予算を付けてください。</p> <p>未来を担う子どもを育てることこそ、子育てしやすい新宿区が誇れるところではないでしょうか？</p>	<p>P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
107	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	4 安心で できる子 育て環 境の整 備	計画の中に学童クラブという言葉はないが、学童クラブの需要は増えているので、計画に学童クラブについて明記して増設や質の確保について取り組んでほしい。国の基準に従って整備してほしい。 (同意見ほか1件)	ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。  骨子案P23「子どもの居場所づくり」に放課後子どもひろば及び学童クラブ事業を加筆します。  なお、P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	A
108	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	4 安心で できる子 育て環 境の整 備	学童クラブの待機児童が発生している。対策として法的根拠も目的も異なるひろば事業「ひろばプラス」ではなく、学童クラブを増設してほしい。学童クラブは子どもたちの育ちと生活を支えるセーフティーネットでもある重要な事業。 ひろば事業では学童の目的を果たせない。 (同意見ほか1件)	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
109	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	4 安心で できる子 育て環 境の整 備	学童クラブは6年生まで利用できるはずだが、半数以上の学童クラブは定員オーバーで4年生以上は利用できない状況である。学童クラブを増設してほしい。 (同意見ほか1件)	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
110	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	4 安心で できる子 育て環 境の整 備	落四小学区には児童館がない。この地域に児童館を作ってほしい。実際は他の学区まで子どもは通えない。 (同意見ほか2件)	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
111	1 暮らしやすさ 1番の 新宿	4 安心で できる子 育て環 境の整 備	落四小内学童クラブでは、定員60名をオーバーして待機を出さない方針で、1～3年生までを受け入れている。それにより、子供たちはテーブルの席は満席のため、床に下敷きをしいて冬休みの宿題をやっている。「なんとかお昼のお弁当は、テーブルに乗せて食べられたよ」と自宅でこぼしている。保護者が就労をしていることで、子供たちにしわ寄せを起しているのなら、保護者はまず自分自身を責め罪悪感にかられるのです。しかしながら、辞めるわけには子どもを育てられないことも事実であり、子供たちにはどの環境下に置かれていようと等しくより良い成長を遂げ、社会へ飛び立つために自分を慈しみながら生きていく権利があります。今の現状は、大人の都合で仕方なく狭いところへ押し込まれている、虐待に近い状態であることを知ってください。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
112	暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	落四小内学童クラブには倉庫も事務室も静養室もない。面積には職員のロッカーや事務スペース、子どもたちが遊べない給湯室まで入れて計算されている。国の基準を満たす学童クラブ室の確保や学童増設をお願いしたい。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
113	暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	新宿区新宿自治創造研究所が平成24年に発行した『2010(平成22)年国勢調査「産業等基本集計結果～新宿区の概要～」の要約』では、すでに非正規雇用者は全体のおよそ1/3近くを占めることが示されています。新宿区においても豊島区と同様に単身の非正規雇用者が流入し、その比率は現在も確実に増加しているものと考えられ、このまま残留し高齢化が進むと財政に大きな影響を与えることは容易に推測できます。これを回避するためには、長期的なビジョンに立ち、経済的にも安定した世帯の流入、定着を促進することが不可欠と言えます。共働き世帯(同資料による)は増加しており、子育てをする傍らで安心して働ける環境作りは急務です。もしこの対策が遅延すれば、より住みよい地域へ世帯が流出することは避けられず、将来に亘り安定的な区政を維持することが困難になる危険性は否定できません。換言すれば、保育園に次ぐ選択肢としての学童保育充実が必要不可欠と考えます。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
114	暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	「放課後の子どもの居場所は、家庭の状況や子どもの自立度などに応じた事業展開が求められ」とあるのみで、学童保育の必要性や拡充については一言も触れられていません。これは、これまでの区長や担当課が「充実させる」としていたことと、著しく整合性を欠いています。具体的な記述の上、学童保育の拡充を求めます。	ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。  骨子案P23「子どもの居場所づくり」に放課後子どもひろば及び学童クラブ事業を加筆します。  なお、P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていくとしています。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	A
115	暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	今回の基本計画では、コストカットが最優先されているようです。これは「北風と太陽」方式でいえば、北風作戦で、あまり賢いやり方とは思えません。どんどん人間が居心地のいい他区へ逃げていく危険があります。それよりも、さらなる新宿区の魅力、子育てのしやすさを拡充し、いわば「ポカポカと太陽を当てる」ことで、流入人口をさらに増やし、税収を増やす方向こそが新宿の取るべき道であると考えます。	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では健康、高齢者福祉、子育て支援、障害者福祉、セーフティネット、コミュニティなど区民生活を支える施策を展開します。「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」では、災害に強い逃げないですむまちづくりと、防犯などに取り組むとしています。また、「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」では、都市基盤の整備、文化歴史の発信、産業振興、商店街振興、スポーツ、生涯学習に取り組むとしています。 これら区民サービスを効果的・効率的に提供し続けるために、「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」を掲げています。 経費削減を優先するのではなく、区民サービスを確実に安定して提供し続けるために、効果的・効率的な行財政運営が必要と考えています。	G
116	暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	小学校までは、母親中心の家庭で愛情たっぷりに育てて欲しいと思います。健康で素直な子供を育てるには、母親の子育て能力が最も相応しいと思います。子供の身代わりになれるのは母親しかいないことは多くの人が承知している筈です。	ご意見として伺います。	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
117	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	多くの貧困家庭(生活保護対象)に陥っている一人親家庭の対策が大切です。子供の将来への影響が心配です	P23の「施策の方向性」では、「ひとり親家庭の支援の充実」として、個々の世帯状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の支援を行っていきとしています。また、「貧困世帯への支援」として、貧困の連鎖などで子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、きめ細かな支援を総合的に推進することとしています。	B
118	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	現行計画の表題を継承し「子どもの育ち、自立を地域でしっかり応援するまち」にすること。(子育てと同時に、子どもの育ち・自立を応援するため。)また、めざすまちの姿・状態も、現行計画の文言の方が良い。	P21のめざすまちの姿では、子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざしています。また、P24の施策の方向性では、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するとしています。表題は異なりますが趣旨は同じです。	B
119	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	施策の方向性の最初の項は長すぎるので簡潔に「多様な子育て支援の充実」に変更し、「すべての子育て家庭が地域の中で安心して子育てできるよう、子ども家庭支援センターや児童館、認可保育園・こども園・幼稚園の充実を図ります。」に書き換えること。(子育て関連施設の位置づけが大事なので明確にする。)	施策の名称については、適切であると考えます。また、子ども家庭支援センター、児童館、認可保育園・こども園・幼稚園を明記するとのご意見ですが、これら施設については、施設名などの明記はありませんが、施策の方向性にある保育施設、居場所づくり、子育て支援体制の中に含まれています。	B
120	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	「待機児童の解消」の項の冒頭に「保育園の」を加え(学童保育の待機児童と区別するため)、「園庭のある認可保育園を増設し、希望する子どもがすべて入園できるようにします。認可保育園に入れず、やむを得ず認可外保育園預けている子供の保育料を認可園と同基準になるよう助成します。」に書き換えること。(子育て関連施設の位置づけが大事なので明確に追加し更に時間延長を行います。)」を加えること。	ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。骨子案P22の「待機児童の解消」に「保育所の」を加筆します。なお、具体的な対応策については、実行計画策定の際に検討すべき事項と考えます。	A
121	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	「学童クラブの充実」の項を追加し、「定員を大幅に超えているクラブや4年生以上の待機児童を解消するため、必要な地域に学童クラブを増設します。」とすること。	P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていきとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
122	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	「貧困世帯への支援」の項に、「区として貧困世帯への経済的支援、特に、ひとり親世帯への就業支援、子どもの就学援助を強化します。各種手当や助成は、月々(当月分又は翌月分)支給し生活の安定を図ります。」を加えること	P23の施策の方向性「貧困世帯への支援」では「きめ細かな支援を総合的に推進していきます」としています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
123	暮らしやすさ1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	これだけの資料をつくるにあたって、教育委員会との横の連携はなかったのか。パブリックコメントも大事だが、それぞれに抱えている課題についての具体的情報交換が大事だと思います。四ツ谷地区の子どもは増加し、待機児童が増えました。小学校はいっぱいになっています。35人制学級は2クラスで定員70、今までの82人定員するには3クラス必要です。老朽化した施設の統廃合、並びに子供たちの住みやすい、暮らしやすいまちということを同時に進めることが大きな課題です。四谷地区の小学校はいっぱいになっている。受け入れるのはいいが、その後の連携した事業はどうなっているか。	基本構想審議会において教育分野の審議を行う際には、審議会に教育委員会も出席し、質疑応答や情報提供を行っています。P25のめざすまちの姿・状態では、時代の変化に対応した子どもがいきいき学ぶ教育環境の整備に取り組むとしており、これに従って施策を推進していくこととなります。	E
124	暮らしやすさ1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	新宿区立の小学校は東京23区内でも質の高い教育を行っている方ですが、更にICT教育を充実させ子供の力を引き出していきたいです。また、どの学校にも言える事ですが教員の指導力に違いがあるので、より良い教育者を育てて欲しいです。	ご意見の趣旨を踏まえ、P27の「時代の変化に対応した教育環境づくりの推進」に「ICTを活用した教育の推進」を加筆します。なお、P26の「学校の教育力の向上」では、子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育を実現するとともに、教員の授業力の強化・向上に向けた校内の組織的な取組みを支援するとしています。ご意見を踏まえ、事業を推進していくこととします。	A

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
125	1	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	地域協働学校は、28年度に準備校を含め、区内小学校全てに導入された。しかし、地域協働学校を将来どのような位置づけにしていくのか、文科省が提言している「コミュニティスクール」にするのか、新宿区独自とは何なのか、ただこのような制度を設定すれば、後はお役所仕事で終わらせてしまう。残念です。 子ども達を、家庭・学校・地域で育てていく。⇒地域にとっては、子どもの時から地域に興味を持たせ、いろいろなことへの参加などにより、将来の地域リーダー育成にもなり大歓迎する制度です。そのためには、制度を管轄するセクション(教育支援課?)と、各地域(四谷地区とか牛込地区ごと)の協働学校運営委員との合同運営委員会などを通して、今後の方針を定めていくなど、単にハード面の充実ではなく、是非ソフト面の制度の充実が要求されると考えます。	P27の「家庭や地域とともにすすめる学校づくり」では、学校評価制度の活用や地域協働学校(コミュニティスクール)の推進により、地域住民や保護者が学校運営に参画する、開かれた学校づくりをすすめることとしています。ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
126	1	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	「4. 各主体の主な役割(例示)」に以下の文章を加えて下さい。地域組織、NPO、コミュニティーグループなど: 新宿ユネスコ協会は新宿区と協働で、ESDの観点やユネスコスクールに対する意識啓発に係る取組への参画をしています。 「意見内容」 ① 新宿ユネスコ協会が行っている民間ユネスコ活動は、世界の平和を希求する国連憲章とユネスコ憲章及び国内法「ユネスコ活動に関する法律」(1952)に則って活動しています。 ② 「ユネスコ活動に関する法律」の関係箇所は以下の通りです。 第1章 ユネスコ活動(第1条-第4条)第1から第3条は省略。 国又は地方公共団体の活動第4条 「国又は地方公共団体は、第1条の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする」 2. 「国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があると認める場合には、その助成のため、政令で定めるところにより、その事業に対し援助を与えることができる」	各主体の役割(例示)については、例示ですので、原則として特定の団体名は掲載していません。	F
127	1	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	「施策の方向性」すでに記述されている文章の後に、以下の文章を書き加えて下さい。 ① 現在、国連及びユネスコが推進しているESD(持続可能な開発のための教育Education for Sustainable Development)の観点は、「持続可能な社会の担い手を育む教育」として国際的・国内的に再重要課題です。また、未来につなぐ生涯教育としても全世代の課題でもあります。 ② 2008・2009年の改訂学習指導要領には「持続可能な社会構築」の観点が明記され、拠点校となるユネスコスクールの普及啓発は区にとっても重要課題です。従って、ESDの観点を踏まえたコミュニティスクールの実践との融合は、今後の施策への目標とする必要があります。 ③ 2008年策定の「教育振興基本計画」にもESDを我が国の教育の重要な理念の1つとして位置づけています。さらに、5年間に取り組むべき施策としてもESDの推進が明記されています。 ④ 「思いやりのこころ」を醸成するためのボランティア活動は地域団体と連携して実践していくことが重要です。当会のボランティア推奨活動「ESDパスポート」は区の施策の方向性と合致しています。	P26の「施策の方向性」では「学校の教育力の向上」として、子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育を実現し、子どもの思考力・判断力・表現力等を育む習得・活用・探究型の学習指導を実践するとともに、その基盤となる言語・体験活動を充実するとしています。また、異文化との共存や国際協力、環境問題といった地球規模での課題解決のための人材育成が求められていることから、外国語教育や理数教育の充実を図るとしています。 なお、ESD、いわゆる「持続可能な開発のための教育」の基本的な考え方は、関連する人権教育、国際理解教育、環境教育などの取組みにより実践されています。	E
128	1	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	多文化共生時代が加速され、外国の子供の教育環境を整備する必要も有り、教育環境も多様化してきます。この多様化の中で子供の教育が行われ、広い視野の子供に育つ事が日本にとって非常に重要です。今日の日本の閉塞感を吹き飛ばす子どもが育つ事を期待します。	P26の「施策の方向性」において、グローバル社会を担う子供たちが様々な体験・学習を通して心身ともに豊かに成長し、多様性を尊重しながら国際的な視野をもって活躍できる人になることを目指し、国際理解教育等の取組みを推進することとしています。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
129	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	学校教育の中で伝統文化に触れる教育は、自身のアイデンティティの醸成の為に重要です。将来海外の活躍の場で国際的日本人として必ず活かされると思います。	「伝統文化理解教育の推進」については第三次実行計画事業に位置付け、児童・生徒が伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、区立学校において取り組んでいます。ご意見を踏まえ、今後も事業を推進することとします。	B
130	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	教育現場の課題もあります。教師が本人自身の実績を求めすぎるとい事です。子供が実績を上げる努力を助けてください。教育委員会にも課題が多々あると思います。	P26では、若手教員の指導・育成や、学校経営力、教員の授業力の強化・向上について記述しており、これは、教員が子どもの学びや育ちを適切に支え、促すことのできる資質を培っていくことにつながるものです。	E
131	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	現行計画の表題をほぼ継承し「未来を担う子どもたち、一人ひとりの生きる力を育むまち」にすべき。(子どもの教育は、学校だけで行われるものではないので。)	個別施策の名称は骨子案のままとしますが、ご意見の趣旨を踏まえ、個別施策I-5の表題を「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」に修正します。	A
132	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	施策の方向性の「学校の教育力の向上」を「学校教育の充実」に変更すること。更に、「・全学年での35人学級を早急に実施し、さらに30人以下学級実現を推進します。」「・スクールカウンセラーを全校に毎日配置し、スクールソーシャルワーカーを必要な学校に配置するため増員します。」「・教員の多忙化を解消するため、全校に副校長補助を配置する等人的配置を行います。」「・全ての教科において子供一人ひとりに確かな学力を保障します。」「・人権教育を推進します。」を加えること	施策の方向性については、ご意見として伺います。なお、具体的な取組みについては、計画事業や経常事業において検討すべき事項と考えます。	D
133	暮らしやすさ1番の新宿	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす学校教育の充実	「時代の変化に対応した教育環境づくりの推進」について、1つめの「子どもたちが…学校施設を整備推進していきます。」の後に「建替えが必要な老朽校舎については、児童・生徒の環境を充分配慮しつつ計画的に建替えを実施します。」を加えること。その後、「・就学援助の支給については、前倒し支給か現物支給を行い教育に支障がないよう改善します。実態にあわせ就学援助額の引上げや支給項目を追加します。」を続けて加えること。	学校施設の建替えについては、公共施設等総合管理計画を踏まえ、校舎の老朽度や将来の行政需要、財政状況等を総合的に勘案して検討していくこととなります。また、就学援助等の具体的な取組みのあり方については、個別事業等のなかで検討すべき事項であると考えます。	D
134	暮らしやすさ1番の新宿	セーフティーネットの整備充実	この施策は、現行計画の「一人ひとりが個人として互いに尊重し合うまち」という個別目標のなかに位置付けられていたもので、狭い意味での権利擁護ではなく、誰もが等しく生まれながらに幸せに生きる権利があることを保障するものの1つとして取り扱うべき。	「基本政策I 暮らしやすさ1番の新宿」では、高齢者、障害者、子ども、女性、若者など、区民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現をめざして個別施策を体系化しており、ご意見にある「誰もが等しく生まれながらに幸せに生きる…」という考え方と方向性は同じと考えています。	B
135	暮らしやすさ1番の新宿	セーフティーネットの整備充実	一般的にセーフティーネットとは、「病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に、安全と安心を確保するためあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策」のことを指します。個別施策の表題をセーフティーネットとするのなら、区が行っている様々なセーフティーネット施策を網羅すべきです。生活保護制度や生活困窮者自立支援法だけに狭めるべきではない。例えば、医療の窓口負担の減免、離職者支援制度、就学援助、社協の貸付資金制度などたくさんの制度がありますが、周知されず必要な人が利用できていないことが問題になっています。	病気や医療については「個別施策I-1 生涯にわたる心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」、就労支援については「個別施策I-9 地域での生活を支える取組みの推進」で取り組むこととしています。なお、医療や就学、貸付資金制度などについては、ご意見を踏まえ制度周知に取り組むこととなります。具体的な取組みについては、計画事業や経常事業において検討して実施する事項と考えます。	D
136	暮らしやすさ1番の新宿	セーフティーネットの整備充実	生活保護制度については、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」制度であることを明記すること。必要な区民が遺漏なく制度利用につながる仕組みを構築すべき。	生活保護制度については、必要な方が制度を受けられるよう適切に取り組むことと考えます。具体的な取組みについては、計画事業や経常事業において検討する事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
137	暮らしやすさ1番の新宿	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 新宿区は新宿2丁目の振興や、LGBT施策推進はまだまだ、足りない！！世田谷区、渋谷区等は既にLGBT施策推進を行っています。新宿区もLGBTや新宿2丁目の振興、エイズ予防、人権施策推進を力に入れていただき、LGBT団体への連携をしながら取り組んでいくべきである。	P32の「施策の方向性」では「性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発活動の促進に努めるとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制の充実を図っていきます。」としています。 また、区では、HIV、エイズを含む性感染症予防については、LGBTに関連するNPO法人などと連携して予防対策を図っています。 具体的な取り組みについては、別途検討すべき事項と考えます。	D
138	暮らしやすさ1番の新宿	7	女性が活躍できる地域づくりの推進 男女共同参画の推進は難しい課題です。区内の男女共同参画推進センター・ウィズ新宿をご存じの方は少なく、将来このような特定の目的施設は単独では建設されない方向にあります。尚更、区としては女性の参画推進をアピールし、区政に女性の意見を反映していただきたいと思えます。	P32では、区政に女性の意見を反映させるための取り組みを推進することとしています。このため、ご意見と施策の方向性は合致しており、ご意見を踏まえ、今後も区政における女性の参画を促進することとします。	B
139	暮らしやすさ1番の新宿	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 新宿区基本計画(骨子案)P32「3. 施策の方向性」の区政における女性の参画の促進中、「区政に女性の意見を反映させるための取り組みを推進していきます。」を「区政に女性の意見を反映させるための取り組みを、新宿区立男女共同参画推進センター(ウィズ新宿)を活用しながら推進していきます。」としてください。 新宿区男女共同参画推進センターは、女性の活動に寄与することを希望して隣人から土地の寄贈を受け、昭和58年に設置されてから、長年、女性の地位向上と社会参加の促進の重要な拠点として活用されている施設です。これからも、男女共同参画社会の実現を図るための「学習・交流・連帯」の場として、欠かせない拠点です。	P32では、区政に女性の意見を反映させるための取り組みを推進することとしています。施設名などの明記はありませんが、ご意見と施策の方向性は同じと考えます。 なお、男女共同参画推進センターのあり方については、区が、公共施設等総合管理計画を踏まえ、今後検討すべき事項と考えます。	D
140	暮らしやすさ1番の新宿	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 新宿区基本計画(骨子案)P33「4. 各主体の主な役割(例示)」 地域組織、NPO、コミュニティグループなどの項に行政と連携協働団体を加筆して下さい。 「新宿区基本計画(骨子案)JP31、32に男女共同参画推進につき普及啓発の推進が述べられています。また、P32の「3. 施策の方向性」の区政における女性の参画の促進の項では、「女性の意見を反映させるための取り組みを推進していきます」と記載されており、P33の4では、各主体の主な役割の中に「男女共同参画の推進」が記載されています。当団体は、現在、新宿区立男女共同参画推進センターを拠点に、新宿区との連絡協働事業として、上記の施策を昭和55年より行っていますので、主体のひとつであると考えます。	今後の参考とすることとします。P33「各主体の主な役割(例示)」にある、「地域組織、NPO、コミュニティグループなど」に「連携協働団体」は含まれると考えます。	E
141	暮らしやすさ1番の新宿	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 ワークライフバランスに関わる男女共同参画は、日本の場合、強制は不要であり、従来の自然体が女性にとっては幸せであると思えます。企業内組織に於いて、管理職としての女性がどのように男性部下をまとめているのか、男性部下が女性上司をどう見ているか、調査が必要です。 また、日本の女性社会進出を強制させないような社会づくりを考えてください。	ご意見として伺います。	F
142	暮らしやすさ1番の新宿	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 現行計画の表題を継承し「一人ひとりが個人として互いに尊重し合うまち」にすべき。	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、高齢者、障害者、子ども、若者、男女のそれぞれが役割を持って、尊重される社会を目指しています。個別施策の名称は骨子案のままとしますが、ご意見の趣旨と施策の方向性は合致しています。	B
143	暮らしやすさ1番の新宿	7	女性や若者が活躍できる地域づくりの推進 施策の方向性の「男女共同参画の推進と…」の2つめの項の「…能力を十分に発揮できるよう、」の後に「ウィズ新宿などでの啓発事業の推進、情報提供や…」を付け加えること。(多くの女性団体が活動し、施策展開の拠点となっているウィズ新宿の位置付けを明確にするため。)	P32では、男女共同参画の推進のため、情報提供や啓発活動などについて取り組むとしています。施設名などの明記はありませんが、ご意見と施策の方向性は同じと考えます。 なお、男女共同参画推進センター(ウィズ新宿)のあり方については、区が、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、今後検討すべき事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
144	1 暮らしやすさ1番の 新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	「男女共同参画…」とは別に「LGBTなど性的少数者の相互理解と権利の擁護」の項を設け、3つ目の「性には多様性が…」をその項に移し、「学校教育等で相互理解のための啓発を行います。・制度的な不利益を解消していきます。」を付け加えること。	P32では、性に多様性があることを認め合うよう啓発に取り組むとしています。このため、ご意見と施策の方向性は合致しています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
145	1 暮らしやすさ1番の 新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	「若者の支援の推進」の項を設け、「・給付型の奨学金を拡充します。」「・ポケット労働法の配布や労働関連法を学ぶ講座を行い支援します。」「・学生および単身青年向けの家賃補助の拡充、新婚・ファミリー世帯の家賃補助を実施します。区営・都営住宅の期限付き入居を見直し、住み続けられるよう条件を改善します。」「・若者総合相談窓口を創設します。」を付け加えること。	P33では、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
146	1 暮らしやすさ1番の 新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の实情に合ったまちづくりの推進	現行の基本計画で「基本目標」の第1にある「区民が自治の主役として、考え、行動できるまち」を、新たな基本計画でも第1の目標として掲げること。(骨子案の「5つの基本政策」には自治の文言がなく、体系から自治が消える事は大きな後退になります。)そして、施策の方向性として「・自治基本条例の趣旨に則り、住民参加条例を作り、区のあらゆる施策について政策形成段階から区民の参画を保証します。・新宿区自治基本条例に基づく住民投票条例を早急に設定します。」を明記すること。	「個別施策 I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」(P35)のめざすまちの姿では、区民が自治の主役として考え行動しながら地域課題に取り組み、解決していくことをめざすとしています。区民が自治の主役であるという考えは、現総合計画から継承しています。なお、住民参加条例、住民投票条例については、別途検討すべき事項であると考えます。	F
147	1 暮らしやすさ1番の 新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の实情に合ったまちづくりの推進	施策の方向性として骨子案P36に「町会・自治会、地区協議会など、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、財政面での支援について新たな仕組みを検討します。」とあります。町連理事会において、地区協議会のみで使われていた「まちづくり活動支援助成」と各特別出張所単位で使われていた「地域協働事業助成」を統合し、新たに、地域活動団体の行なう地域全体の課題解決やコミュニティ活性化に資する事業への補助制度とする「新たな助成制度」について説明しています。これは決定事項でしょうか。パブコメを経て、町連との会議で公表されるのでしょうか。	P36に記述している「新たな助成制度」については、時代に応じた制度となるよう、今後調整を図り、決定したうえで公表することとなります。具体的な検討や調整、公表については区の所管部で行うこととなります。	G
148	1 暮らしやすさ1番の 新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の实情に合ったまちづくりの推進	この「基本計画(骨子案)」の中に「地区協議会」という言葉はたった一度しか出てきません。それも、財政支援の見直しの項目に、その対象として名指しされているだけです。 新宿区の新たな総合計画(基本計画・都市マスタープラン)でも継承される現在の「新宿区基本構想」(策定:地区協の設立の2年後である平成19年12月、計画期間:平成37年)では「区政運営の基本姿勢」の基本目標3「地域力を高める区政運営を行います」の中で、地区協議会の役割を重視し、強力な支援を宣言しています。 「地域の課題は地域が主体となって、自らの創意と工夫により解決できるよう、地区協議会に対する人的及び財政的支援を充実し、地区協議会の機能強化を促進します。…そうした取り組みを通して、地区協議会がNPOや専門家等の多様な主体との連携により、地域の課題を自ら発見し、自ら解決していく力を一層高めていくことを支援していきます。」 今回の骨子案では、残念ながら、この「基本構想」の精神から大きくかけ離れたものになっています。 町会を中核とする、各種地域活動団体のネットワーク組織という独自の機能を持つ地区協議会の、①各地区の区民の区政参画の場、②各地区の課題解決の場、という役割の公共性を高く評価してきた、これまでの区の姿勢を、ぜひ今後も堅持していただくようお願い致します。	現在の「基本構想」では、「区民が主役の自治を創ります」「一人ひとりを人として大切にする社会を築きます」「次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします」という3つの基本理念を掲げており、この考え方は、平成30年度からはじまる新たな基本計画においても継承します。 P35で、区は、地域の中で多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自治の主役として地域課題に取り組み、安心した生活を送ることができるまちの実現をめざすこととしています。様々な社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して複雑・多様化する課題に取り組むことができるように、地区協議会を含めた多様な主体からなるネットワークの構築が望ましいと考えます。 ご意見は今後の参考とすることとします。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
149	暮らしやすさ1番の 新宿	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	骨子案の文言についての具体的なお願い ①「地区協議会」の言葉を「町会・自治会」の後に、なるべく並置すること。 ②個別施策「I-8」の「現状と課題」の中の「活動への支援」と「協働の推進」の項目で、地区協議会の課題(ネットワーク機能の不十分の現状)とネットワークの中心的な組織としての機能強化の必要性を盛り込むこと。 ③個別政策「I-8」の「施策の方向性」でも、同様に「活動への支援」と「協働の推進」の項目で、地区協議会への支援とネットワーク構築の中心組織として地区協議会に言及すること。	ご意見は、今後の参考とすることとします。なお、協働の推進にあたっては、様々な社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して複雑・多様化する課題に取り組むことができるように、地区協議会を含めた多様な主体からなるネットワークの構築が望ましいと考えます。	E
150	暮らしやすさ1番の 新宿	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	マンションの建築許可を出す際には、地域の人々が憩える場として、マンション住民以外でも利用できるようなコミュニティルームを設ける事を義務付けるなど、新宿区独自の戦略で地域にさまざまな機能を付加できるよう検討してください。	ご意見として伺います。	F
151	暮らしやすさ1番の 新宿	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	(骨子案)p37 4. 各主体の主な役割(例示)のところで ○事業者:には 地域が進めるまちづくりへの参画 ○区(行政):には 区政情報及び地域情報の充実 も追加した方が良い	ご意見を踏まえ一部加筆します。 P37「4. 各主体の主な役割(例示)」の「事業者」の「まちづくり活動・社会貢献活動への参加と協力」に「地域での」を追加します。 また、「区(行政)」の一番下の行に「区政情報及び地域情報の発信」を追加します。	A
152	暮らしやすさ1番の 新宿	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	(骨子案)p37 4. 各主体の主な役割(例示)のところで ○区(行政):には コミュニティ活動拠点の整備と利用促進 も追加した方が良い。	ご意見として伺います。 施設の整備については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、別途検討することとなります。	F
153	暮らしやすさ1番の 新宿	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	ワンルームマンションの増加により、地域コミュニティが希薄化しています。世代連帯の出来たコミュニティ制度が地域課題解決に必要です。人の集まりは兎角偏りがちです。コミュニティ活動を機能させるためのバランスのとれた在り方の検討が必要です。	P35の「施策の方向性」では「町会・自治会及び地域活動への支援」として、地域の課題解決のため、コミュニティ活動団体等への支援の新たな仕組みの検討等について記述しており、新しい住民や若者、子育て世代などが将来の担い手となることをめざすこととしています。	B
154	暮らしやすさ1番の 新宿	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	(私の住まい西落合の現状)街の方々の顔が見えない。集合住宅の居住者も多く、戸建て居住者との継がりが希薄です。地域の集會に参加する人が少なく、顔ぶれが何時も一緒です。従って、地域の顔としての集まりとは言えません。 一方、仲良しクラブ・趣味の団体はそれなりに遊び・活動していると思います。当地域は、貧富の差が意外と大きいかもしれません。集合住宅も単身用が増え、住宅も建て替えにより、従来敷地の中に準耐火ミニ戸建住宅の木密化(防火上不適切)が進んでいます。町会に入会しない方々もおります。このような地域事情に、更にコミュニティ活動グループ課題が有ります。このような背景で街の総意を引き出すのは難しく、当面は、街全体を俯瞰しながら、1~数画単位の街づくり検討になるでしょう。街の一体化には数十年かかると思います 街の事情が良く判っている協議会委員が分科会の中で、行政と共に検討する。	P35では、「地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合う」ことをめざすこととしています。また、P36の「施策の方向性」では「町会・自治会及び地域活動への支援」として、地域の課題解決のため、コミュニティ活動団体等への支援の新たな仕組みの検討等について記述しており、新しい住民や若者、子育て世代などが将来の担い手となることをめざすこととしています。	E
155	暮らしやすさ1番の 新宿	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	現行計画のまちづくりの基本目標Iの「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」に変更すること。本来ならば、現行の基本目標Iの施策を2つとも「個別施策」に掲げるべきですが、最低でもこの表題は活かすべきです。	P35のめざすまちの姿では、区民が自治の主役として考え行動するとしています。個別施策の表題は異なりますが、ご意見と趣旨は同じです。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
156	暮らしやすさ1番の 新宿	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進 施策の方向性の「自治のまちの推進」を「自治基本条例を活かしたまちづくりの推進」に変更し、「自治基本条例の基本理念を区政のあらゆる分野で推進します。」「・住民の生活及び区政に重大に影響を有する事項について直接住民の意思を問うための住民投票条例を早急に制定します。」「・コミュニティの活性化と地域自治を推進するまちづくりを行います。」「・特別区の財政自主権の強化と自治権の拡充をすすめます。」に替えること。	P37の「自治のまちの推進」に「自治基本条例の理念を踏まえ・・・」と記述しています。また、自治基本条例は区の最高規範として全ての施策に関係するものであり、ご意見と趣旨は同じと考えます。 なお、住民投票条例については、別途検討すべき事項であると考えます。 また、コミュニティの活性化については、P36で町会・自治会などのコミュニティ活動の支援について示しており、趣旨は同じと考えます。 特別区の財政自主権と自治権の拡充については、P100の「個別施策V-3 地方分権の推進」に、権限と税財源の移譲について示しており、趣旨は同じと考えます。	E
157	暮らしやすさ1番の 新宿	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進 区(行政)の役割に、「自治基本条例の徹底、推進」を加えること。	ご意見を踏まえ、骨子案P37の「4. 各主体の主な役割(例示)」の「区の役割」に、自治基本条例の推進について記述します。	A
158	暮らしやすさ1番の 新宿	9	地域での生活を支える取組みの推進 当初の個別施策4「成年後見人等による権利の擁護」が、当個別施策I-9に包含されたわけですが、利用の促進の施策の方向性は記されていますが、当初の理念の「権利の擁護」についての方向性の策定を望みます。	「個別施策I-4 成年後見人等による権利の擁護」を、就労支援や住宅施策とともに「個別施策I-9 地域での生活を支える取組みの推進」として再編しています。再編にあたっては、「めざすまちの姿・状態」「現状と課題」「施策の方向性」の内容を漏らさず掲載していることから、当初の考え方は変わっていません。	F
159	暮らしやすさ1番の 新宿	9	地域での生活を支える取組みの推進 成年後見人制度によるトラブルが顕著となっていますので、監視制度についても記して下さい。	P40では、成年後見制度の利用促進を図り、地域で安心して生活できる支援体制づくりに取り組むとしています。具体的には法で定める後見監督人という制度により適切に対応していくこととなります。	D
160	暮らしやすさ1番の 新宿	9	地域での生活を支える取組みの推進 個別施策I-9に住宅施策を組み込まれています。当初の個別施策体系のどこに住宅施策を盛り込む計画であったか、疑問です。本記載の住宅政策の施策の方向性について、審議会で議論されましたか、回答下さい。	住宅に関しては、「個別施策I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」に高齢者の入居支援を、「基本政策II-3③ 良好な生活環境づくりの推進」に分譲マンションの適正な維持管理への支援を位置付けていました。これらを踏まえ、審議会での議論の中で、住宅施策について明確に位置付けるよう意見があったことから個別施策の再構築を行い、「個別施策I-9 地域での生活を支える取組みの推進」の中に住宅施策を位置付けたものです。	G
161	暮らしやすさ1番の 新宿	9	地域での生活を支える取組みの推進 住宅施策を基本施策Iの施策として入れていますが、Ⅲでも良いと思いますが、Iにした理由を提示下さい。	住宅施策については、暮らしを支える基本的な事項であることから、「基本政策I 暮らしやすさ1番の新宿」に位置付けたものです。なお、「基本政策Ⅲ-3 地域特性を活かした都市空間づくり」では、地区計画や景観などにより良好な住環境をめざすとしています。	G
162	暮らしやすさ1番の 新宿	9	地域での生活を支える取組みの推進 住宅まちづくり審議会においてH29年を目指して住宅マスタープランを計画中と側聞しますので、これと調整を図る事を要望します。	今後の参考とすることとします。	E
163	暮らしやすさ1番の 新宿	9	地域での生活を支える取組みの推進 (骨子案)p40 3. 施策の方向性の誰もが住み続けられる住宅・住環境のところで事業者と連携した多様な住宅の供給とした方が良い。	事業者と連携した多様な住宅の供給は、施策の内容に含まれると考えます。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
164	暮らしやすさ1番の新宿	地域での生活を支える取組みの推進	(骨子案)p41 各主体の主な役割(例示)のところで〇区(行政):には多様な住宅の供給とした方がよい。	今後の参考とすることとします。	E
165	暮らしやすさ1番の新宿	地域での生活を支える取組みの推進	現行計画の表題を継承し「だれもがいいきと暮らし、活躍できるまち」にすること。地域でだれもが活躍するためには、いきいきと暮らすことが前提です。よって、めざまちの姿・状態も現行計画の文言を採用すべきです。	本個別施策は、高齢者、障害者、若者などの生活を支えるための施策として設定していることから、この表題となっています。関連する個別施策と連携して施策を推進することとなります。	F
166	暮らしやすさ1番の新宿	地域での生活を支える取組みの推進	施策の方向性の「成年後見制度の利用促進」の項に「元気なうちから成年後見制度について知る機会を設け、利用の促進につなげます。」「権利擁護の支援の人員を増やして強化します。」を加えること。	P40に成年後見制度の利用が必要な人に対する相談や助成を行い、支援体制づくりに取り組むとしています。ご意見と趣旨は同じと考えます。具体的な取り組みについては、計画事業や経常事業において別途検討するものと考えます。	D
167	暮らしやすさ1番の新宿	地域での生活を支える取組みの推進	「就労に課題を抱える…支援」の項に「働く意欲のある高齢者や障害者等の職業訓練の場や就労を支援します。」を加えること。	ご意見を踏まえ、修正します。 骨子案P40の「施策の方向性」の「就労に課題を抱える方に対する支援」を、「障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援」に修正します。	A
168	暮らしやすさ1番の新宿	地域での生活を支える取組みの推進	「誰もが住み続けられる住宅・住環境」の項の「現在の家賃補助制度を拡充し、更に高齢者や障害者等にも広げます。」「区営住宅を増設し、都営住宅の地元割当の定期的な実施、新規建設を頭に要望します。」「公的保証人制度を創設します。」「空き室になっている特定住宅は子育て支援を中心に活用します。」を加えること。	P40では、誰もが住み続けられる住宅・住環境について示しており、ご意見と趣旨は同じと考えます。具体的な取り組みについては、計画事業や経常事業において別途検討するものと考えます。	D
169	暮らしやすさ1番の新宿	地域での生活を支える取組みの推進	「社会参加の推進」の項を設け、「高齢になっても、障害があっても地域での社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動ができるよう公共施設等のバリアフリー化などの改善を行い、活動を保障します。」とすること。	公共施設のバリアフリー化については、P70「個別施策Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」のユニバーサルデザインのまちづくりで示しています。 また、P90「個別施策Ⅲ-13 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」では、ライフステージ等に応じたスポーツや学習に取り組める環境づくりを進めていくとしています。	E
170	暮らしやすさ1番の新宿	地域での生活を支える取組みの推進	不動産扱い業者が増えています。彼らはこの狭い日本の地価を引き上げています。そのため西落合地区に建設される住宅は、準耐火二木造3階戸建の密集化であります。密集化は魅力ある空間ではありません。しかも災害対策に反する行為です。3階建ては高齢化時代には不向きです。早急な法律改正が必要です。	ご意見として伺います。	F
171	暮らしやすさ1番の新宿	99 その他	基本目標の一つとして「だれもが人として尊重され安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、施策の方向性として「年齢、性別、国籍、民族の違い、障害の有無に関わりなく人権が尊重されるまちづくりを進めます。誰もが安心して医療や介護が受けられるよう、保険料や医療費・利用料の減免、免除の制度を充実、改善します。」を明記すること。	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、高齢者、障害者、子ども、女性、若者など、区民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現をめざしており、それぞれの個別施策が体系化されています。このため、ご意見と施策の方向性は同じと考えます。なお、保険料等の減免・免除制度の充実改善については、具体的な内容であることから、別途検討されるべき事項と考えます。	D
172	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	災害に強い、逃げやすいですむ安全なまちづくり	ここに記載されている「道路」は、区道、都道であるのか、厳密に表記下さい。単に幹線道路や道路として記されても、対象が区道か都道か、区民は分かりません。	区として管轄するのは区道です。なお、東京都においても管轄する都道について適切な維持管理が行われているものと考えます。	E
173	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	災害に強い、逃げやすいですむ安全なまちづくり	都無電柱化推進計画H26.12や東京オリパラ開催及び区部における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)H27.12を参考に、区道無電化整備計画の個別計画策定の上での方向性を記載下さい。	無電柱化を行う具体的な路線については、実行計画策定の際に検討すべき事項と考えます。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
174	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり 橋梁の整備の方向性において、「長寿命化修繕計画の見直し」が抜けています。	橋梁の長寿命化修繕計画の見直しについては、定期点検の結果を踏まえ、実行計画策定の際に検討すべき事項と考えます。	D
175	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり 年々増加する空家対策も含め対策が進められることを願います。	P60の「空家等対策」では、管理不全な空家等による問題に粘り強く取り組んでいくとあります。ご意見と区の考え方は合致しています。なお、平成29年度に「空家等対策計画」を策定する予定です。	B
176	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり (骨子案)p45 各主体の主な役割(例示)のところで ○消防:という項目は盛り込む方がよい。	今後の参考とすることとします。	E
177	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり (骨子案)p48 4. 各主体の主な役割(例示)のところで 上できちんと水害対策と掲載しているのだから ○区(行政): 総合的な治水対策の促進 を追加した方がよい。	ご意見を踏まえ加筆します。 骨子案P48「4. 各主体の主な役割(例示)」の「区(行政)」に「総合的な治水対策の促進」を追加します。	A
178	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ②地震・火災等災害に強い街づくりの為に、余裕ある住宅系用地の検討(敷地内建蔽率の再検討)、更に健康に配慮した住宅(長寿命環境配慮住宅)を普及します。快適な空間・空気の為に、緑被率の改善が必要です。	P44の「施策の方向性」では「建築物等の耐震化」、「木造住宅密集地域の防災強化」、「再開発による市街地の整備」として、災害に強いまちづくりについて記述しています。また、個別施策Ⅲ-7P75の「施策の方向性」では「新宿らしいみどりづくり」として、みどりの保全・再生・整備等について記述しています。	E
179	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり 建築物等の耐震化の推進 大震災の起こらない都市を目指す必要があります。その為に下記を提示いたします。 イ)都市を構成する建物・インフラは、その社会的重要性に応じて耐震性を従来より厳格に高める。 ・考えられる最大級の極大地震動に対して都市の機能回復力を確保する。 ・極希に発生する大地震動に対して都市の機能回復力を確保する。 ・高耐震化推進のための社会システムの整備をする。 ロ)都市の構成と社会システムを考慮した総合的な防災・減災対策を取るべきです。 ・異分野連携の下での綿密な分析に基づく防災リスクの想定と復旧対策の立案をする。 ・国内外の連携の強化、特に海外との連携を促進する。 ハ)都市の安全性向上に向けた長期的な視点での施策も進めるべきです。 ・都市の構成・再配置 ・構造物の安全正確保の為に研究開発の振興 ・サステイナブル社会に向けた意識の醸成(日本学術会議'16-8-1 シンポジウムでの提言) 教訓:熊本地震において、防災拠点である市庁舎が、耐震診断で危険性を認識していましたが、資金不足の為に計画できない状況が続いていました。この先送りが市庁舎を崩壊させました。	P44の「施策の方向性」では「建築物等の耐震化」として、木造住宅、非木造建築物、建築敷地の耐震化の促進について記述しています。ご意見として伺います。	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
180	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>木造住宅密集地解消の取り組みの推進</p> <p>イ)既に新宿区には「木密地域」を解消したエリアがあります。取り組み方法は、耐火住宅への建て替えとそれに伴う街区レイアウトの変更、高層集合住宅化等がありますが、地域民・行政・まちづくりコーディネーター等による十分な検討があったのでしょうか？少子高齢化社会に進む中で、高層集合住宅は、高齢者・子どもには課題も多く検討が必要です。空き家等有効利用し、敷地にゆとりのある戸建て住宅が、自然が身近であり、コミュニティーが作り易い、近隣との閉鎖性が無い等でお勧めと思います。</p> <p>ロ)住民及び自治体への負担を強いられるこの取組は、特に高齢者の多いこの地域では大きな問題であり、負担ゼロの条件で了解頂く工夫が必要です。例えば、空き家後は自治体の試算に組み込まれ、区有住宅として活用する、あるいは高齢者専用賃貸住宅サークルとして管理等を併設したスペース(豪ACTに見られる例)にするのも工夫と思います。</p>	<p>P44の「施策の方向性」では「木造住宅密集地域の防災強化」として、建て替え促進、道路の整備や地区計画のほか新たな防火規制を活用したまちづくりの推進について記述しています。ご意見として伺います。</p> <p>なお、木造住宅密集地域の共同建て替え事業については、設計費・共同施設整備費等への補助などの支援を行っています。</p>	F
181	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>市街地整備による防災・住環境等の向上</p> <p>イ)少子高齢化社会に進む中で、高層集合住宅は、高齢者・子どもには課題も多く検討が必要です。空き家等有効利用し、敷地にゆとりのある戸建て住宅が、自然が身近であり、コミュニティーが作り易い、近隣との閉鎖性が無い等でお勧めと思います。</p> <p>ロ)道路障害物(電柱等)の早期撤去</p> <p>ハ)移動手段として、公共交通期間の利用・自転車・徒歩を優先とし、自家用車はできるだけ利用しない。</p> <p>ニ)緑多く景観や街並みに配慮した良好な居住環境の形成</p> <p>ホ)道路・公園、公共空間が一体的、総合的なバリアフリー化、住宅・地域の防犯への取り組み</p> <p>ヘ)騒音・振動・大気汚染等公害対策の徹底</p> <p>ト)余裕ある敷地の住宅と長期優良住宅の推進(50年後には日本の人口は半減する。)</p> <p>チ)道路の無電柱化</p> <p>*台風・地震等による高齢者施設の安全対策</p> <p>8月末台風10号が東北地方・北海道地方で記録的な豪雨をもたらし、多くの建物で浸水・土砂流入の被害が発生しています。岩手県では高齢者グループホームに氾濫した川から土砂が流入し高齢者9名が死亡しました。災害時の為に、高齢者施設の管理・点検・整備の再確認が必要です。</p>	<p>P44の「施策の方向性」では「再開発による市街地の整備」として、市街地再開発事業等を活用した防災性の高い建築物への建て替え及び道路・公園の整備等の面的なまちづくりを支援し、新宿の高度防災都市化の早期実現を図ることとしています。</p> <p>具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、参考にすべき事項と考えます。</p>	D
182	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>建築物等の耐震化の推進(P.43)</p> <p>施設の方向性の「建築物等の耐震化」の項に、「道路・公園の擁壁だけでなく、公共施設に接している崖・擁壁については区が補助を拡充し補修・改修を行います。」を加えること。</p>	<p>現在も、急傾斜地崩壊危険箇所にある擁壁等、緊急性のある崖・擁壁を対象に改修の促進に取り組んでいます。具体的な取り組みについては、計画事業や経常事業において検討すべき事項と考えます。</p>	D
183	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>木造住宅密集地域の解消の取り組みの推進(P.43)</p>	<p>P44では、木造住宅密集地域の建て替え促進を一層図るとしており、ご意見と施策の方向性は合致しています。</p>	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
184	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>市街地整備による防災・住環境等の向上 「建築物等の耐震化」の項に、「首都圏での大震災が切迫している下、旧耐震の建物の耐震化及び不燃化はスピード感を持って行います。そのために、区の耐震支援事業の区分を解消することや建替えによる耐震化にも補助を適用します。また、手続にかかる時間を短縮するなどの改善を更に実施し、倒壊ゼロのまちにします。耐震基準の見直しを検討します。」「崖や擁壁の耐震化と同様に液状化対策も進めます。」「超高層建築物は長周期地震動に弱いことを考慮し、再開発のあり方を検証します。現在ある高層マンション等では、家具等の転倒・移動による被害を最小限に食い止める対策や長周期地震動対策に関する詳細診断、耐震化計画の策定・推進、エレベーターやライフラインが寸断された場合の対策を管理組合などとも共同し支援します。」を加えること。</p>	<p>P44では、建物の耐震化や不燃化に取り組むとしています。 区では、耐震化支援事業について、きめ細かく多様な支援メニューを整備しています。補助区分の解消や建替えによる耐震化補助の適用、手続に係る時間の短縮については、ご意見として伺います。 また、耐震基準については、熊本地震を受けて、国が有識者委員会を設置し、建築物被害の原因等を分析し結果、現行の耐震基準の有効性が確認されました。 液状化については、現在、ハザードマップやホームページで周知・啓発しており、引き続き取り組むこととなります。 長周期地震動については、国の検討や取組みを注視し、適切に対応することとなります。 P50では、高層マンション等の家具転倒防止対策や、エレベーターとライフラインに関する対策に取り組むとしています。ご意見と施策の方向性は同じと考えます。 具体的な取り組みについては、計画事業や経常事業において別途検討するものと考えます。</p>	D
185	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり</p> <p>「災害に強い都市基盤の整備(P.47～) 「細街路の拡幅整備」の項に、「細街路の拡幅整備を推進するため、未耐震建物の建替えへの補助を行います。」を加えること。</p>	<p>細街路の拡幅整備については、声かけによる拡幅整備を行うことにより積極的に取り組んでいます。木造住宅密集地域の一部では、木造住宅の不燃化建替え及び除却工事に対して補助を行うことにより、建替えを促進しています。 耐震化支援事業は、きめ細かく多様な支援メニューを整備しており、新たな建築物への建替えに必要な高額な費用を準備できる方への補助は行っていません。</p>	B
186	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり</p> <p>「道路の無電柱化」の項に、「広域避難場所となっている公園に更に公衆トイレ、直結管トイレを充実させます。」を加えること。</p>	<p>区では、現在でも、広域避難場所となっている公園等において、公衆トイレの整備、直結管トイレなどの災害用トイレの設置を行ってきています。ご意見を踏まえ引き続き取り組んでいくこととなります。</p>	B
187	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり</p> <p>「水害対策」は「風水害対策」に変更し、「台風、雷、竜巻、集中豪雨などへの対策を進めます。」「総合的な治水対策を促進します。」「保水力強化のため、緑被率の拡大、浸透性舗装の拡大、一時貯留槽の設置促進を行います。」「地下鉄・地下道の対策を強化します。」を加えること。</p>	<p>P48では総合的な治水対策を促進するとしています。また、現在も緑被率の拡大や、浸透性舗装の実施に取り組んでいます。具体的な取り組みについては、実行計画策定の際に検討すべき事項と考えます。</p>	D
188	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり</p> <p>「災害に強いまちづくり」の項を設け、「災害などの停電時にも活用出来る街路灯を普及し、モバイル型非常用電源を確保します。」「ライフラインである電気・ガス・水道・通信設備・鉄道について、耐震化・不燃化など災害に備えた対策を講じるよう要望します。」「一次避難所となっている学校体育館への空調設備の設置を進め、二次避難所となっている地域交流館などの風呂を維持していきます。」とすること。</p>	<p>ライフラインに関しては地域防災計画で具体的に定めており、引き続き取り組んでいくこととなります。 また、現在の屋内運動場の構造では空調設備の設置は困難であると考えており、大型送風機で対応しています。空調設備の設置については建替えに合わせて検討していくこととなります。 なお、避難所については備蓄物資や資器材などの整備に取り組んでいます。</p>	E
189	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	<p>災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり</p> <p>個別施策Ⅱ-1(p.43～46)、個別施策Ⅱ-1(p.47～48)、個別施策Ⅱ-2の3つに分けるのは何故。担当が異なる？Ⅱ-1が進めば、逃げないですむまちになるので、Ⅱ-2の役割は低下する。 建物の耐震化、不燃化が基本であるが、耐震化、不燃化により人の活動を首都圏に集中するのではなく、逆に地方分散することにより、一層安全になる。 過密な首都圏でオリンピックを開催する、それも高温多湿の夏に開催するのは信じられないこと。2020年オリンピックに向けて、羽田空港の処理能力が増やす為に、南風時の着陸で、今までタブーであった首都圏上空を通過する計画が進められている。 (中略)航空機事故は原子力発言事故より起きる確率は高い。富士山の大規模噴火の対策は無いので、個別施策Ⅱ-1の⑤航空機事故等の対策を加えることを求める。出来れば、新宿区としても首都圏上空通過に反対して欲しい。 書き加えないで航空機事故が起きた場合には新宿区長／行政の責任を私は追及する。</p>	<p>基本政策Ⅱについては、個別施策1が主に建物の耐震化や細街路の拡幅などのハード部分、個別施策2が主に地域の防災力の向上などソフト部分、個別施策3が日々の生活の安全安心部分で分割しています。さらに個別施策1については、建物系とインフラ系とを分割しています。 羽田空港の機能強化については、国において首都圏空港機能強化技術検討小委員会などで安全確保や環境対策などの議論を重ね進めているものことから、区の基本計画に記述する事項ではないと考えます。 ただし、騒音対策や安全対策の重要性を鑑み、ご意見を踏まえて、国に対しては騒音、落下物、テロ対策など、広く安全・安心対策を進めていくよう引き続き要請していくべき事項と考えます。</p>	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
190	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	<p>施策の方向性の視点として1)高齢者、独居高齢者の増加 2)単身者の増加による絆や共助の仕組み欠如が見られます。この視点を加え、各方針の内容を検討下さい。</p>	<p>P50では、年齢や国籍を超えた幅広い層が互いに助け合う体制や、町会・自治会など地域の連携、女性や高齢者、障害者に配慮した避難所運営などについて記述しています。また、高齢者などの災害時要援護者(要配慮者)の安全確保についても記述しています。</p> <p>ご意見にある高齢者などについても含んだ記述になっています。</p>	B
191	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	<p>防災区民組織は、高齢化に伴い弱体化しており、組織の維持、継続も懸念しています。情報伝達以前に、防災区民組織維持、継続の支援を是非お願いしたいです。このため、防災ボランティア 防災サポーターの取り組み強化を願いたい。</p>	<p>P50では、地域の防災力の向上について方向性を示しています。ご意見を踏まえ、具体的な取り組みについては、計画事業や経常事業で実施することとなります。</p>	D
192	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	<p>「〇〇避難所管理運営マニュアル(標準版)」を区で作成後、これを基にした各避難所マニュアルの作成が行われていません。早急な対応をお願いします。</p>	<p>平成28・29年度を計画期間とする第三次実行計画において、避難所管理運営マニュアル(標準版)を基に、各避難所の管理運営マニュアルの見直しを行なうこととなっています。</p>	D
193	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	<p>避難所の二次避難所の指定が、出張所と本庁で認識の差があります。明確に取り決めて下さい。</p>	<p>二次避難所については、地域防災計画により指定しています。なお、出張所と本庁は共通認識の下に運営管理を行っていくこととします。</p>	F
194	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	<p>「防災意識と地域の防災力の向上」の項に「地域防災計画に基づく体制づくりを進めます。」「防災に関する啓発を進めます。」と加えること。</p>	<p>P50で、防災意識と地域の防災力の向上について、施策の方向性を示しています。</p> <p>ご意見と趣旨は同じであり、具体的な取り組みは、地域防災計画などで実施されることとなります。</p>	B
195	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	<p>「避難及び避難所運営体制の充実」の項に「地域・職場・学校などそれぞれの場面で実践的な避難及び防災訓練を実施していきます。」「原発災害から命を守る対策として、ヨウ素剤の備蓄、避難計画などを作成します。」を加えること。</p>	<p>避難及び防災訓練については、P50の防災意識と地域の防災力の向上の中で取り組んでいくこととなります。備蓄物資や避難計画については、地域防災計画で検討される事項と考えます。</p>	D
196	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	<p>「災害時要援護者(要配慮者)の安全確保」を「災害時要援護者(要配慮者)の安全対策」に変更し、「視覚・聴覚障害者や外国人等への情報伝達体制を確立します。」「災害時要援護者の名簿登録を推進し、個別支援計画を作成していきます。」とすること。</p>	<p>P50では、災害時の要援護者の支援に取り組むとしています。具体的な取り組みについては、地域防災計画などで検討される事項と考えます。</p>	D
197	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3	暮らしやすい安全なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	<p>新宿区基本計画54ページ4各主体の主な役割に記載のある、消費生活問題の関する意識啓発への協力、悪質商法の被害防止、この役割を新宿区と協働で34年間新宿区消費者団体連絡会は果たしてきました。意識啓発活動は講座が中心になります。消費生活には商品・食品のテスト、調理による講座が必要です。また食品の放射能測定も行っていますから、調理室と測定器が置かれている部屋も必要です。区長・区議会応援の毎週火曜34年間続く有機農産物のPR・試販コーナーは他に移せません。この理由により「新宿区公共施設等総合管理計画」71頁(3)基本方針、区有施設を保有せずサービスを実行することは不可能です。</p>	<p>具体的な施設のあり方については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、今後検討すべき事項と考えます。</p>	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
198	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	新宿区基本計画(骨子案)P54には、詐欺、消費者対策の項があります。消費者教育、悪質商法への啓発・情報提供。団体との連携協働との記載がされています。しかし、各主体の主な役割には消費者団体の記載がありません。記載してください。理由、消費者団体はコミュニティグループではありません。上記の消費者事業を区と協働で34年間続け、新宿区地域消費者教育推進協議会(学校から消防、福祉等区内全組織による)も設立しました。食品の放射能測定、毎週有機農産物のPR・試販、消費生活展、シンポジウムの実行委員団体です。現在14団体加盟し消費生活センター分館で区委託講座、各団体助成講座、悪質商法追放キャンペーン等区と協働で区民への啓発・テスト、情報提供を行っています。	P54の施策の方向性では、消費者問題について団体との連携協力をもと的確に対応するとしています。「各主体の主な役割(例示)」にある、「地域組織、NPO、コミュニティグループなど」に「連携協働団体」は含まれると考えます。	B
199	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現	「空き家」対策をⅡ-3 ③の視点で捉え、その対策の施策方向性を打ち出していますが、Ⅱ-①～③の課題として捉える事もできます。課題を違う政策目的で捉える事により、施策の方向性が変わります。空き家対策をⅡ-1①～③として捉えなかった理由を記述下さい。	管理不全な空き家等による周辺環境への悪影響の問題等に対処するとの観点により、「個別施策Ⅱ-3③ 良好な生活環境づくりの推進」に位置付けました。関連する個別施策と連携して取り組んでいくこととなります。	G
200	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現	特区民泊、新法民泊について、区独自のルール作りの検討の結果が出次第、施策に盛り込む事を要望します。	ご意見を踏まえ、「個別施策Ⅱ-3③ 良好な生活環境づくりの推進」に、いわゆる民泊について記述します。	A
201	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	防犯カメラには運用次第でプライバシーは守られます。抑止効果の方が大きいのではないですか? どんどんつけるべきだと思います。	P53では、防犯カメラ設置を促進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組むとしています。ご意見と、施策の方向性は合致しています。ご意見も踏まえ、施策を推進していくこととなります。	B
202	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	地域の防犯活動が活発とのことでしたが、不審者情報や児童が声をかけられたり触られたりする事件は学校付近で起きていたり、時間帯も登下校の時間や日中であつたりと、区民の不安は解消されているとは言えません。特に子供を守る取り組みを更に進めていただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、加筆修正します。 骨子案P53の「地域の安全・安心」の「警察・消防や関係部署との協力体制をさらに強め、防犯カメラ設置を促進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組みます。」に「子どもの見守り活動等の自主防犯活動の推進」を追加します。 ご意見を踏まえ、今後も安全対策を推進していくこととします。	A
203	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	新宿基本計画(骨子案)P54、3詐欺・消費者対策では、「高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的されている人々への啓発や情報提供、潜在化している消費者問題への関係機関・団体との連携協働をもと的確に対応していきます。」と記載されています。また、P54、4各主体の主な役割(例示)地域組織、NPO、コミュニティグループなどの項に「消費生活問題に関する意識啓発への協力」と記載されています。しかし、P54、4各主体の主な役割(例示)には、行政との連携協働団体が明示されていません。地域組織、NPO、コミュニティグループなどの項に行政との連携協働団体を、加筆してください。	P54の施策の方向性では、消費者問題について団体との連携協力をもと的確に対応するとしています。「各主体の主な役割(例示)」にある、「地域組織、NPO、コミュニティグループなど」に「連携協働団体」は含まれると考えます。	B
204	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	空家利用に際しては、建物・敷地周辺状況をよく調査し、カビ等の除去を完全にしてからして下さい。カビは、住む人にもまわりの人にも健康に害を及ぼすので、ぜひお願いします。	今後の参考とすることとします。なお、平成29年度に「空家等対策計画」を策定する予定です。	E
205	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	路上喫煙禁止、受動喫煙防止の徹底をお願いします。禁煙を徹底して、町をきれいに、安全で安心なまちの実現を新宿区全域にお願いします。	P60の「路上喫煙対策」で、ポイ捨てや受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごす新宿をめざすこととしています。ご意見と施策の方向性は合致しており、今後も引き続き路上喫煙対策を進めていくこととします。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
206	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	空家を区で借り上げて、地域住民の居場所施設に使えるように	今後の参考とすることとします。 なお、空き家対策については、平成29年度に「空家等対策計画」を策定する予定です。	E
207	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	犯罪のない安心なまちづくり 都内で発生する犯罪全体の件数は減っているものの、高止まりする子どもや女性を狙った犯罪、さらにおれおれ詐欺等対策は待ったなしです、イ)犯罪対策には、犯罪者に注目する原因論と予防するための機会論があります。後者対策は、地域安全マップ・防犯カメラ等があります。前者については、現状では動機調査が不十分であり、その為再発防止が不十分で有ります。更なる原因調査の為に、家庭(特に一人親家庭)・学校・地域・住民・社会規範・制度・社会格差・外国人等の因果関係の検討が必要です。特に一人親家庭への対策に課題がありそうです。	P53の「施策の方向性」では「地域の安全・安心」として、防犯意識の向上や防犯カメラの設置促進等犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組むこととしています。また、P54の「詐欺・消費者対策」では、特殊詐欺等身近な犯罪の防止や、幼児期から高齢者までの人生のライフステージに対応した消費者教育に取り組むこととしています。 また、P23では、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動を推進するとしています。	F
208	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	良好な生活環境づくりの推進 イ)「典型7公害」の環境基準達成。そのために達成状況の継続測定を実施して下さい。 ロ)ごみ分別方法及び回収方法の見直し、省力を含む合理化が必要です。合理化チームを作って、作業改革をしてください。少子高齢化・人口減少社会で、将来財政が課題となってきます。ごみにお金を使うのは、ゴミ溜めにお金を捨てるようなものです。	P61の「施策の方向性」では「公害の監視・規制・指導」として、環境測定を継続的かつ定期的に行うことで良好な生活環境づくりに努めていくこととしています。 ごみの分別方法等については、個別施策Ⅲ-9P79の「施策の方向性」では「ごみの減量とリサイクルの推進」として、資源・ごみ集積所での分別の周知徹底や、資源集団回収の更なる推進、施設の有効活用を含めた効率的な資源回収方法の検討と実現を図ることとしています。	F
209	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	「感染症の予防と拡大防止」 「他の感染症対策」の項に、「結核対策を推進します」「各種予防接種助成を強化します。」を加えること。	区では、現在も結核対策をはじめ様々な感染症対策に取り組んでいます。ご意見については、参考とさせていただきます。	E
210	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	「食の安全対策」の項に、「食については、残留農薬、遺伝子組換え、添加物、放射性物質など多くの問題が含まれています。これらの問題に対応するための食品監視員を増員し、区民等の食の安心安全・健康を守ります。」を加えること。	P56、57の食の安全対策の中で、輸入食品の検査等に適切に対応するとしています。ご意見は今後の参考とします。	E
211	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	良好な生活環境づくりの推進((P.59) 「空き家等対策」の項に「空き家対策として、利活用推進の視点から対策を強めます。」を加えること。	区としては、まずは周辺環境への悪影響や防災上の危険性のある管理不全な空き家等の改善に向けた対策が重要であると考えています。一方、都心区である新宿区は不動産価値が高く、通常の空き家は不動産市場で活用が図られるものと考えます。ご意見は今後の参考といたします。なお、平成29年度に「空家等対策計画」を策定する予定です。	E
212	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	「路上喫煙対策」の項に「受動喫煙防止対策として、隔離された喫煙所の設置を促進します。また、外国人などの来街者へたばこに関するルール・マナーの丁寧な周知を行います。」を加えること。	P60、61「個別施策Ⅱ-3③ 良好な生活環境づくりの推進」では、区民、事業者、来街者などへの路上喫煙防止に取り組むこととしています。ご意見の趣旨を踏まえ具体的な事業を推進することとなります。	D
213	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	「公害の監視・規制・指導」の項に、公害対策と区別し、「ハクビシン、ねずみ、カラスなどの対策を強化します。」を加えること。	P61の公害対策の中でハクビシン、カラスなどの対策に取り組むこととなります。	E
214	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	現在の課題は3つある。 ①高齢化：健康寿命の延伸、地域包括ケアシステム ②少子化：子育て、教育 ③格差：過労死／非正規、多文化共生／難民問題 ①と②は触れられているが、③が多文化共生だけが触れられ、PPP/PFIによる格差拡大の方向が示されている。難民問題は島国なので、地続きの欧州の様な問題にはならないと思われる様だが、空き家問題の対策をしなければ、劣悪な居住環境が固定化される。	P23の「施策の方向性」では、「空き家等対策」として、平成29年度に作成する「空家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進することとしています。ご意見は今後の参考といたします。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
215	3	賑わい都市・新宿の創造	1	回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	公共交通含め、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めてください。また、トイレ、重要な観光施設等必要な情報掲載したマップを作成してください。	E
216	3	賑わい都市・新宿の創造	1	回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	「個別施策Ⅲ-1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」と「個別施策Ⅲ-2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現」は限定された地域のことなので、基本計画からは削除すべきです。どうしても入れるというなら、都市マスタープランの地域別のまちづくりに書き込む方が妥当です。	E
217	3	賑わい都市・新宿の創造	1	回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	駅名を出すなら、新宿駅周辺の整備以外についても明記すべきです。駅を中心とするならば新宿駅だけでなく各駅ごとに魅力あるまちをめざすべきです。	D
218	3	賑わい都市・新宿の創造	1	回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	オールジャパンの駅である新宿駅の「周辺建物等とも連携した駅前広場や自由通路、駐車場等の公共空間を整備」は、鉄道事業者、国、東京都、他関係事業者が主体となって財政負担も行うという立場で、区が、調整します。	E
219	3	賑わい都市・新宿の創造	2	誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	歌舞伎町を安心して楽しめる街にする計画は良いのですが、雑多で汚く危険な雰囲気が残っています。これは新宿2丁目も同様です。歩行者が新宿を安心して歩ける街づくりを心がけて欲しいです。また自転車の駐輪場を増設し、気軽に足を運べる環境をつくっていただけるとありがたいです。	B
220	3	賑わい都市・新宿の創造	2	誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	(骨子案)p66 3. 施策の方向性のところでは、まちづくり誘導方針とあり、4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政)には「歌舞伎町まちづくり誘導方針」とあるが、歌舞伎町以外にもまちづくり誘導方針があるのか。もしないなら、すべてまちづくり誘導方針は歌舞伎町まちづくり誘導方針とした方がよい。	G
221	3	賑わい都市・新宿の創造	2	誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	(骨子案)p66にコラムの形でかまいませんから「歌舞伎町まちづくり誘導方針」と「歌舞伎町街並みガイドライン」の概要をご説明ください。	E
222	3	賑わい都市・新宿の創造	2	誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	①繁華街である歌舞伎町が安全で快適な街であって欲しいと思います。シネシティ広場でのイベントが楽しみです。多文化共生のイベントも企画してほしいと思います。 ②街が汚れないようにゴミ箱を設置してください。 ③私用車の乗り入れ管理(乗り入れの時間制限)を実施してください。観光バスは専用駐車場を用意ください。 ④時間制約で歩行者天国を計画ください。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
223	3	賑わい都市・新宿の創造 2	誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシテイの実現 歌舞伎町のことだけいうのなら、表題は変更すべきです。	歌舞伎町は世界有数の繁華街であり、誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシテイとして発展し続けることが求められます。このため、現在の表記が適切と考えています。	F
224	3	賑わい都市・新宿の創造 2	誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシテイの実現 歌舞伎町という限定した地域の問題だけでなく、「国際・国内交流の推進」、「多文化共生のまちづくり・外国人と日本人の相互理解の促進、支援」に取り組むべきです。	多文化共生のまちづくりは「個別施策Ⅲ－14多文化共生のまちづくりの推進」で取り組むこととなります。	E
225	3	賑わい都市・新宿の創造 2	誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシテイの実現 「まちづくりの誘導方針の推進」の項に、「悪質な容引き、違法な風俗、危険ドラッグ販売などを撲滅し安全安心のまちにします」「カジノは誘致しません。」を加えること。	安全安心の取り組みは「個別施策Ⅱ－3①犯罪のない安心なまちづくり」で取り組んでいきます。 カジノについては、是非の前に地域住民とともに時間をかけて研究を重ねる必要があると考えています。	E
226	3	賑わい都市・新宿の創造 3	地域特性を生かした都市空間づくり 山手通り沿道などのまちづくりの推進ですが、どのような事を計画していますか？西武新宿線の踏切をなくすことも重要ではないですか？	【参考】 中落合1丁目地区及び上落合地区において、地元のまちづくり組織とともに、まちづくりガイドラインを策定しました。今後も、地域の皆様とともにまちづくりに取り組んでいきます。	G
227	3	賑わい都市・新宿の創造 3	地域特性を生かした都市空間づくり (骨子案)p68 4. 各主体の主な役割(例示)のところで 上できちんと景観まちづくり計画と掲載しているのだから ○区(行政): 良好な景観まちづくりの情報提供 良好な景観まちづくりの施策の展開 としたほうがよい。	ご意見を踏まえ、加筆します。 骨子案P68「4. 各主体の主な役割(例示)」 「良好な景観づくり・・・」を「良好な景観まちづくり・・・」へ修正します。	A
228	3	賑わい都市・新宿の創造 3	地域特性を生かした都市空間づくり 景観の感じ方と嗜好に関する調査があります。都心型景観を強く好むタイプでは、都心沿道型(都心戸建・中層マンション、幹線沿道)、伝統型(戦前大規模戸建・農村集落・長屋・都市近郊農村・他)であり、嗜好にも色々なタイプがあります(出所:景観からの街づくり)。 また、規範景観の今と昔の比較絵が参考資料として提示されるのも良いと思います。	P67のめざすまちの姿・状態では、地域の特性を活かし、景観に配慮したまちの実現をめざすこととしています。ご意見は参考とします。	E
229	3	賑わい都市・新宿の創造 3	地域特性を生かした都市空間づくり 陳腐化した地区計画を早急に見直しが必要です。最近の気候・地球活動等に相応しません。	今後の参考とすることとします。	E
230	3	賑わい都市・新宿の創造 3	地域特性を生かした都市空間づくり 景観は地域イメージを作ります。私の住んでいる街には規範的景観が薄れてきました。従来は落合崖線、西落合3・4丁目の高級住宅街でした。現在は両地区とも、土地が分断され自然的景観を破壊されつつあります。地域の規範景観を維持する対策が必要です。人口減少時代です。これ以上自然を壊す必要ありません。	P68の「施策の方向性」では「景観に配慮したまちづくりの推進」として、景観まちづくり計画や景観形成ガイドラインに基づいた、きめ細かな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていくこととしています。	E
231	3	賑わい都市・新宿の創造 3	地域特性を生かした都市空間づくり 屋外広告に課題があります。電柱・壁面に貼られた政治関係及び不動産等の見苦しい広告、建物に設置された看板の落下事故であります。条例で対策を徹底してください。	今後の参考にすることとします。	E
232	3	賑わい都市・新宿の創造 3	地域特性を生かした都市空間づくり 「住民主導・住民参画によるまちづくりの推進」の項を設け、「まちなみや地形、みどりや水辺などの自然環境と調和したまちを実現します。」とすること。	P67・68の施策の方向性に「地域住民との協働によるまちづくり・・・」「区民等と意見交換を行いながら・・・」の記述があり、ご意見と施策の方向性は合致しています。 また、景観については、P67のめざすまちの姿で、「みどりや水辺などの自然景観と調和した個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざす」としており、こちらもご意見と施策の方向性は合致しています。ご意見を踏まえ、施策の推進に取り組むこととなります。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
233	3	賑わい都市・新宿の創造	4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	基本政策1の「暮らしやすさ1番の新宿」の個別政策に、10.ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を追加してこの項に集約し、新基本計画の施策の中心の一つとすること。	E
234	3	賑わい都市・新宿の創造	4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	高齢者・子供・障害者が、屋内外で安心して行動できる周辺環境の整備が必要です。街づくりのあるべき姿を徹底研究し、実施する必要があります。バリアフリー・ユニバーサルデザイン・公共機関対策等の視点に立った街づくりの促進が必要です。	B
235	3	賑わい都市・新宿の創造	4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	住区内街路に名称付ける必要があると思いますが、区画整理地につけた名前が現在の道路のままにそぐわなくなっています。道路名をつけるルールの必要です。	E
236	3	賑わい都市・新宿の創造	4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	表題を「だれもが自由に安全に行動できるまち」に変更すること。	B
237	3	賑わい都市・新宿の創造	4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	施策の方向性の「ユニバーサル…」の項の2つ目、「…観光案内標識等の整備を推進し、」を「…観光案内標識や避難標識板などの看板を、最新の表記で分かりやすく整備し、」に変更すること。(場所によって同じような地図が複数設置されていたり分かりづらいので集約も必要。	B
238	3	賑わい都市・新宿の創造	4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	ユニバーサルデザインはすべての人に公平で快適な社会の実現を目指す思想であり手法であります。ロナルド・メイスが唱えた7つの法則に照らし合わせ、街のバリアを解消してください。	B
239	3	賑わい都市・新宿の創造	5	道路環境の整備	都市計画道路の整備について、現状の課題の記述内容と認識と施策の方向性の記述内容が違います。区で都市計画道路の整備に向けて、関係機関との調整を図る必要性の現状認識に立つのであれば、施策の方向性も同一とすべきです。同一としない理由を記載下さい。	G
240	3	賑わい都市・新宿の創造	5	道路環境の整備	人にやさしい道路の整備において、方針を「多様な利用者が共存する道路空間の形成による都市魅力の向上」として欲しい。内容は、都市交通に主眼をおいた以下の方針を考慮して欲しいです。 1) 道路空間の再配分等による自転車通行空間、歩行空間の創出—路上駐車空間の排除 2) 生活道路における人優先のエリア設定 3) 「スローな交通」への対応等の多様な利用者の共存 4) 多様な利用者の共存に向けた仕組みの構築	D
241	3	賑わい都市・新宿の創造	5	道路環境の整備	人にやさしい道路の整備の一手法として道路占有許可基準の特例を想定されると考えます。しかし、この特例を適用には都市再生整備計画区域指定を受ける必要があると思いますので、区内で都市再生計画区域指定を受けられる区域は限定されると思います。区域全体に展開可能な「交通環境整備の方針」を打ち出して欲しいと考えます。	D
					今後の参考とすることとします。「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」については、引き続き「個別施策Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」(P69、70)で位置づけることとします。	
					P69の「施策の方向性」では「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」として、公共施設、道路、公園、駅などのバリアフリー化の促進等について記述しています。	
					今後の参考とすることとします。 (【参考】区では、「新宿区道路通称名設定要綱」を策定し、地域で古くから親しまれている名称や生活の利便性向上に寄与する名称などを新宿区道路通称名として設定することに取り組んでいます。)	
					個別施策の名称は骨子案のままとしますが、ご意見の趣旨は合致しています。	
					P69の現状と課題では、既存案内標識が不統一であることや、来街者に判読しやすい案内標識にする必要があると記述しています。これらの課題を踏まえ、ユニバーサルデザインの観点に立った分かりやすい観光案内サインに取り組んでいくこととなります。ご意見と施策の方向性は合致しており、具体的な内容については、計画事業や経常事業において検討することとなります。	
					P70の「施策の方向性」では「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」として、公共施設、道路、公園、駅などのバリアフリー化の促進等について記述しています。	
					P71の現状と課題では、都市計画道路等の整備に関する課題である、用地取得や関係機関との調整について記述しています。施策の方向性では、これらの課題に的確に対応したうえで都市計画道路等を整備し、利便性の向上や歩行者の安全性向上について示しています。	
					P71では、「安全で快適な歩行空間を確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路空間の整備を進めます。」としています。ご意見と方向性は合致しており、具体的な取り組みについては、実行計画策定の際に検討すべき事項と考えます。	
					ご意見にある、道路占用許可基準の特例については、区域が限定されます。基本計画では、人にやさしい道路整備として、道路のバリアフリー化を進めるとともに、遮熱性舗装、街路灯LED化などに取り組むとしています。具体的な内容については計画事業や経常事業で実施することとなります。	

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
242	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	各主体の主な役割において、都市計画道路整備の事業主体の都を入れていないのは、何故ですか。関係する場合は、都の役割も加えるべきとおもいますので、記載下さい。	ご意見を踏まえ、骨子案P72に都や国との連携についても記述します。	A
243	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	電気・ガス・上下水道等の工事がされた後の道路をせめて平らにして下さい。各事業者に徹底させて下さい。つぎはぎにデコボコしていて、歩いていてもつまずきそうになるし、ショッピングカート等を使っている人や杖をついている人は、さらに不安になっていると思う。又、カラーブロックできれいになっていた歩道が、工事後、アスファルトがきたなく盛り上げられているところもある。工事事業者には、元に戻すように徹底していただきたい。	P71の「人にやさしい道路の整備」で、安全で快適な歩行空間の確保や、バリアフリー化を進めることをめざすこととしています。	E
244	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	私道の区道化をして下さい。 昨年、住んでいる有志で話し合い、私道の舗装工事をした。その際所有者(土地地主)は区に寄附するとの意志を持っていたが、区の方から、その手続は地主がするべしと言われたため、そのままになった。居住する住民が、費用は分担した。地権者等々、終了するまで大変であった。こんなことのないように区ですべてしてほしい。	ご意見として伺います。	F
245	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	夏場のヒートアイランド対策が必要です。猛暑日には60度を超すアスファルト、コンクリートの遮熱対策が喫緊の課題です。理想的には緑陰道路にすることです。電柱をなくして緑を植栽する方法がウイン・ウインになりますが、地域住民で緑の管理(落ち葉・整枝剪定等)が必要です。遮熱塗装は効果寿命が課題です。さらに定期補修も必要ですが、地域住民にはできません。行政にはお金がありません。検討ください。	P71の「施策の方向性」では「道路の環境対策」として、環境に配慮した道づくりでは、ヒートアイランド現象の一層の抑制を図るため、遮熱性舗装の施工を拡大して実施するとともに、間伐材の有効活用を図るため、木製防護柵の設置を進めていくこととしています。	B
246	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	戦後ミニ開発された住宅地(低中層戸建持ち家による市街地形成)が、今日ではタウンハウスとして3階建てミニハウスが我が家の近隣に密集して建築されています。緑を持たない密集型準耐火木造ミニハウスの再ブーム到来です。災害対策の反省が見られません。情けない現状です。現在も発生し続ける震災、火災等は全くの無知であり、行政の姿勢を疑います。都市部の戸建て住宅の密集問題は新たな段階を迎えています。地価対策(住宅建設の負担減のために価格を大幅に下げる)が必要です。さてこのミニハウス街には車が入れない狭隘道路があります。自転車と人の往来のみが可能な道路です。このような道路を夏の暑熱対策として、「緑路」にすることを提案いたします。緑と花で彩られる道路は気を和ませてくれます。アスファルトと草地では、酷暑日では20度前後の温度差があります。	今後の参考とすることとします。	E
247	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	「都市計画道路等の整備」の項の最初に、「道路の拡幅整備等は周辺住民の合意を得て行います。」を加えること。	道路用地の取得や整備については、関係機関と調整するとともに周辺住民の理解が必要であると認識しています。ご意見を踏まえて施策を推進することとなります。	D
248	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	「人にやさしい道路の整備」の項に、「歩車分離式信号を増やし、交通事故を減らします。」「道路に手すりやベンチを設置していきます。」を加えること。	P71では、安全で快適な歩行空間を確保することとしています。ご意見を踏まえ施策を推進することとなります。具体的な内容については、計画事業や経常事業において検討することとなります。	D
249	3	賑わい都市・新宿の創造 5 道路環境の整備	「道路の温暖化対策」の項に、「りっぱな街路樹を維持・拡充し、落ち葉対策も強化します。」を加えること。	現在も、計画事業「新宿りっぱな街路樹運動」に取り組んでいます。ご意見を踏まえ施策を推進することとなります。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	D

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
250	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	目指すまちの姿に、ユニバーサルデザインが唱えられていませんので、追記願います。	P73の「めざすまちの姿・状態」では、「歩行者・自転車・自動車、それぞれが安全に安心して通行できる道路空間を創出します。」とあり、ユニバーサルの視点も含まれているものと考えています。施策の推進にあたっては、関連する「個別施策Ⅲ-4誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」、「個別施策Ⅲ-5道路環境の整備」と連携して取り組むこととなります。	B
251	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	高齢者は、膝が痛いので外出の自転車利用が多いです。 「だれもが自転車で安全に移動できる走行空間の整備」を目指して頂きたいです。	P74では、自転車走行空間の整備や交通安全に取り組むとしています。ご意見は施策の方向性と合致しており、具体的な内容については計画事業や経常事業で実施することとなります。	B
252	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	自転車走行空間の整備の現状課題において、公共交通の整備と記されています。公共交通機関の整備そのものか、サイクル&ライド方式を目指す駐輪場整備の件か、文章から不明確ですので、公共交通の整備の内容を具体的に記述下さい。	ご意見を踏まえ、P73「Ⅲ-6交通環境の整備」の「めざすまちの姿」で公共交通全般について記述します。	A
253	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	課題(携帯電話)が書きっぱなしのものがあります。	P74では、交通安全教育を強化するとしています。携帯電話の使用を要因とする交通事故についても、交通安全教育の中で取り組んでいくこととなります。	B
254	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	都市マスの都市交通環境整備方針の記載内容と施策が重なるものが多いと思います。基本計画と都市マスのどちらが主体ですか。ハードとソフトの違いですか。両方に記載する意図を示して下さい。	基本計画と都市マスタープランの施策の方向性は同じであり整合性を図っていますが、都市マスタープランは都市計画に関する方針として、基本計画より具体的に記述するものです。	G
255	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	落合地域にミニバスを走らせてほしい。(杉並区の杉丸くんのように。細い住宅街にも。公共の交通手段を考えてほしい)	区内には交通が著しく不便な地域はないと認識していますが、地域住民からバス路線についてご要望があった場合には、バス事業者に運行を働きかけることとなります。	E
256	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	(骨子案)p74 3. 施策の方向性のところに10月に開始した「自転車シェアリング」について掲載してはどうか。	ご意見を踏まえ、骨子案P74に自転車シェアリングを記述します。	A
257	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	(骨子案)p74 4. 各主体の主な役割(例示)のところで上できちんと駐車場整備事業の推進と掲載しているのだから ○事業者:には 駐車場・駐輪場の整備 とした方がよい。	ご意見を踏まえ加筆します。 骨子案P74「4. 各主体の主な役割(例示)」の「○事業者」について 駐車場・駐輪場の整備 へ修正します。	A

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
258	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	<p>①通学路は、拠点的に安全対策を図る必要があります。例えば、通過交通に対し無防備な道路・スピード対策には、(ループシステム、ハンプ、シケイン、狭窄等)の検討が必要です。旧来の交通標識(例:30km制限)だけではなく、物理的な事故防止策が必要です。</p> <p>課題の場所:落三、落6小、児童館を結ぶ通学路には、日常的な監視の目、さらに、落合図書館十字路には、ループ状道路の改善あるいはハンプ、西落合交番栄通りと旭通りの交差点にはハンプが必要です。西落合交番栄通りには、スピード抑制のために、シケインがあっても良いと思います。</p> <p>②特に住区内道路は幅員が狭く対向車線を有する6~8メートル道路では、駐車への配慮が必要です。さらに、災害時を考慮すると、駐車以外に、電柱撤去も大きな課題です。</p> <p>事例:西落合3丁目!アイテラス西側道路は、買い物客町の駐車が頻繁にあります。買い物に来る、買い物客・歩行弱者、子連れ女性、自転車等の通行量が多く、危険を感じる場所です。自動車の通かが必要であれば一方通行にすべきです。</p>	<p>P74の「施策の方向性」では「みんなで進める交通安全」として、自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化することとしています。通過交通を抑制する仕掛けや無電柱化、一方通行については、今後の参考とすることとします。</p>	E
259	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	<p>少子高齢化、人口減少を目前にして、長期展望(40~50年)と綿密な都市計画のもとに鉄道の役割も配慮した車社会の再検討が必要です。</p> <p>また、現時点においては、繁華街の脱クルマ(公共交通を配慮した)の検討が必要です。</p>	<p>P71の「施策の方向性」では、都市計画に基づく道路等の整備を進めるとともに、人にやさしい道路の整備を行っていくこととしています。また、適正な駐車場整備の需給を把握し、地域の特性に合わせた駐車場整備基準を定めることとしています。</p>	E
260	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	<p>西落合地区には青空駐車場が100カ所以上あります。当面の土地活用としての用途も多いと思います。駐車場専用として維持し続けるのであれば、安全上、景観上の駐車場としての管理が必要です。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>	F
261	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	<p>「交通弱者への支援」の項を設け、「交通弱者の移動を支援するコミュニティバスを走らせます。」「駅施設に2ルート目のエレベーター及びエスカレーターを設置しバリアフリー化を早急に進めます。」を加えること。</p>	<p>区内には交通が著しく不便な地域はないと認識していますが、地域住民からバス路線についてご要望があった場合には、バス事業者に運行を働きかけることとなります。</p> <p>また、P70の施策の方向性では、ユニバーサルデザインの観点に立ち、駅などのバリアフリー化を促進することとしています。エレベーター、エスカレーターの設置についてもこの施策の中で取り組んでいくこととなります。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。</p>	E
262	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	<p>「自転車走行空間の整備」を「自転車利用環境の整備」に変更し、「歩道空間を安全にするため、極力車道に安全な自転車専用レーンを確保します。そのため、車道上にある公的駐車場を解消していきます。」「駅周辺だけでなく商店街や公園などにも一時利用の駐輪場を各地に設置し、放置自転車を発生させないようにします。」「シェアサイクルのポートを増設し、環境を整備します。」を加えること。</p>	<p>P74では、自転車走行空間を確保していくとしており、ご意見と施策の方向性は合致しています。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、骨子案P74の施策の方向性に、駐輪場やシェアサイクルについて記述します。</p> <p>具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。</p>	B
263	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	<p>「鉄道施設の整備推進」の項に、「ホームドアの設置を早急に進めるよう要請を強めます。」「開かずの踏切を解消します。」を加えること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、骨子案のP73、74にホームドアについて記述します。</p> <p>また、P74の施策の方向性に、鉄道事業者等による都市計画事業と調整を図りつつ交通環境の整備を促進するとしており、開かずの踏切解消はこの中で取り組んでいくこととなります。</p>	A
264	3	賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	<p>交通需要管理の視点が欠落した。</p>	<p>交通需要管理については、広域的に取り組む必要があり、区の基本計画に記載することは困難であると考えますが、P71及びP74の「施策の方向性」では、地域の交通抑制をする人にやさしい道路の整備や自転車走行空間の整備について記述しているなど区でできる施策については推進すべきと考えます。</p>	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
265	3	賑わい都市・新宿の創造	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	都市マスにおける、「生物多様性への配慮」の視点 が、基本計画で見られませんので、記載下さい。	ご意見を踏まえ、骨子案P75に記述します。 「みどりの整備にあたっては、生物多様性に配慮し ます。」	A
266	3	賑わい都市・新宿の創造	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	緑豊かな公園や広場を充実させようと計画されてい ますが、子供を持つ親が望んでいるのは緑の豊かさ よりも、遊具が充実していたり、ボール投げやサッカー を自由にできる広々とした公園です。ボール遊び禁止 の小さな公園ばかりある結果、スポーツテストでは区 内の小学生のボール投げの成績が悪いそうです。未 来を担う子供たちに何が必要なのか検討して整備して いただきたいです。	P76では、身近な公園の整備として、引き続き、 様々な地域住民との協働により公園の整備計画を作 成することとしています。また、P23では、地域の中 で子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会の創 出をめざすこととしており、P90では、誰もが気軽にス ポーツや学習に取り組み、楽しめる環境づくりをすす めていくとあります。	B
267	3	賑わい都市・新宿の創造	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	少子高齢化、人口減少社会により増加が考えられる 民生費は将来の財源収入の課題であり、これ以上負 担増になる公共緑地増は控えるべきであります。 これからの緑の保全、創出はできるだけ公以外の部 分、個人住宅、企業の敷地内、鉄道の軌条敷地等で 進めていく必要があります。財政に余裕がない。	P76の「4各主体の主な役割(例示)」では、区民、 事業者等の役割として、緑化の保全と推進などを示し ています。	B
268	3	賑わい都市・新宿の創造	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	毎年異常気象が続きます。今年も11月までの年間 気温は平均0.88度上昇いたしました。さらに来年も傾 向は続くとのことです。インドでは過去最高の51度を 記録したそうです。このような状況の下、草木の成長 も早く、整枝剪定等の管理は大きな負担になってきま した。将来、緑の民間増を考えると、地域コミュニ ティー等の応援組織も必要になると思います。	今後の参考とすることとします。	E
269	3	賑わい都市・新宿の創造	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	表題を「都市を支える豊かな水とみどりを創造するま ち」に変更すること。(公園だけの課題にするのでは なく、区民全体で取り組む施策にする必要があるた め。)	P75の施策の方向性では、水辺やみどりの保全・再 生・整備を図るとしています。表記を変更しなくても、ご 意見と施策の方向性は同じと考えます。	B
270	3	賑わい都市・新宿の創造	7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	「新宿らしいみどりづくり」の項に、「樹木や樹林など の貴重な緑を保全するとともに地域緑化を推進し、緑 被率を高めます。」「区立公園を増やし、都市で貴重 な緑を確保します。」「保護樹木を増やし、支援を強 化します。」を加えること。	P75の施策の方向性では、水辺やみどりの保全・再 生・整備を図るとしています。ご意見と施策の方向性 は合致しており、具体的な内容については、来年度の 実行計画策定の際に検討することとなります。	B
271	3	賑わい都市・新宿の創造	8	地球温暖化対策の推進	ヒートアイランド対策のための実態把握と効果的対 策が必要です。 ヒートアイランドと地球温暖化によって、夏季の暑さが 耐えがたいものになっています。「都市の平熱化」が 必要です。ヒートアイランド現象は、地上の被覆面の 太陽による加熱、自動車・空調機からの廃熱量の増 加、建物の密集化による市街地の風通しの悪化等が 相互に作用して発生しています。その為都心部では 酷暑に見舞われています。ヒートアイランドを抑制す るための配慮事項には、風通し・日陰・外溝の地表面被 覆等があります。これらのスポット的対策の集約が必要 です。これら対策は地球温暖化対策と共闘すること も出来ます。	P77の「施策の方向性」では「地球温暖化対策の推 進」として、区、区民、事業者が連携して省エネル ギー・省資源を推進し、地球温暖化・ヒートアイランド 対策を進めていくこととしています。	B
272	3	賑わい都市・新宿の創造	8	地球温暖化対策の推進	これからも、社会活動のあらゆる機会、全人類は CO2削減のために資源、エネルギー消費の大幅削減 が必要です。 パリ協定で日本はCO2削減26%を約束しています。 内容をブレイクダウンして、各主体が計画し、実行に 移す必要があります。テーマは山ほどありますが、少 子高齢化、人口減少社会が、CO2削減でどのように影 響するのか検討が必要です。	P77の「施策の方向性」では「地球温暖化対策の推 進」として、区、区民、事業者が連携して省エネル ギー・省資源を推進し、地球温暖化・ヒートアイランド 対策を進めていくことについて記述しています。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
273	3	賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進	有力な手段である再生可能エネルギー、住宅の高断熱化、省エネ機器の交換、ライフスタイルの変化と目玉アイテムが多々ありますが、アイテムによっては費用が発生いたします。さらに高齢者は、高齢者ゆえに必要性を理解していても、古い先のことを考え、見送る人も多いようです。補助金を利用させる工夫をしてください。	P77の「施策の方向性」では「地球温暖化対策の推進」として、区は、区民に向けて、環境に配慮したライフスタイルへの変換を促すとともに、省エネルギー・新エネルギーの機器の導入支援を実施していくこととしています。	D
274	3	賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進	「地球温暖化対策の推進」の項に「・温室効果ガスの排出削減を強化していきます。」「・原発に頼らない再生可能エネルギー活用の先頭に立ち、普及します。」を加えること。	P77では、現状と課題で、二酸化炭素排出量の削減が必要であると、施策の方向性で、地球温暖化対策や省エネルギー・新エネルギーの導入を支援するとしています。ご意見と施策の方向性は合致しており、具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	B
275	3	賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	(骨子案)p80 4. 各主体の主な役割(例示)のところで ○事業者:には 環境保全活動への積極的参画 を追加した方がよい。	ご意見を踏まえ加筆します。  骨子案P80「4. 各主体の主な役割(例示)」の「事業者」に「環境保全活動への積極的参画」を追加します。	A
276	3	賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	住民が行動に至るような効果的情報提供が必要です。情報も施策もマンネリ化傾向があります。情報提供組織の改善が必要です。	P79の「施策の方向性」では「ごみの減量とリサイクルの推進」として、ごみ発生量の少ないスリムな社会の実現に向けては、3Rの意識を醸成し、区民のリサイクル活動の促進等について記述しています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
277	3	賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	各主体がその役割を把握し、各地区において課題と対策を検討し、実施の徹底を図る努力が必要です。各地域の整合性ある処理が必要なため、行政は各地域を指導、改善させる努力が必要です。	P79の「施策の方向性」では「ごみの減量とリサイクルの推進」として、資源循環型社会の構築に向け、3Rの普及啓発に努めるとともに様々な取組みによって、区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会の実現を図ることとしています。また、適正なごみ処理を行う社会の実現に向けて、排出指導の組織的な対応を強化することについて記述しています。	B
278	3	賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	現場の取り組みに満足せず、さらに省力、合理化した処理、回避方法を模索、提案、実施に結びつけていく努力が必要です。このような仕事のできる人材(大卒の機械屋が良いと思う)を確保してください。 処理の過程で、街の美化にかかわる対応が必要です。白いビニール袋に廃棄物を入れて、道路脇、橋の上等に積み上げる現状は一流国のある方法ではありません。この点については④の活躍にお願いしましょう。 廃棄物のライフサイクル全体(採掘、運搬、生産、流通、消費等)に着目し検討を加えることにより、新しい効果的、効率的な処理方法の発見があるかもしれません。ご検討下さい。 詳細は新宿区環境審議会提出した「第三次環境基本計画基本目標3」を参考ください。	今後の参考とすることとします。	E
279	3	賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	家庭ごみの有料化は行うべきではありません。	ごみの有料化については、リサイクル清掃審議会での審議、23区の動向などを注視し、別途検討するものと考えます。	F
280	3	賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	「・ゴミ減量、資源化促進のための啓発を多言語で推進します。」「・流動人口の多い新宿区としてゴミの出し方、資源化の方法などの周知徹底に取組みます。」「・食品ロスをなくす取り組みを行います。」を加えること。	P79では、ごみ減量とリサイクル推進のため、区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすとしています。現在でも、啓発パンフ等を多言語で作成するなど取り組んでいます。また、P91「個別施策Ⅲ-14 多文化共生のまちづくりの推進」では、日本の生活ルールなどを効果的に周知するために多言語情報の発信が重要としています。このように、ご意見と施策の方向性は合致しており、具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
281	3	賑わい都市・新宿の創造	10	活力ある産業が芽吹くまちの実現	新宿には伝統産業、地場産業がありますが、現在は特定地域に集約され操業しているようです。現在地場としての背景のない企業も多々あります。人口減少時代、各産業が存続をかけて移転等検討することも考えられ、協力することも、日本の産業活性化につながるでしょう。拘束しないように。	ご意見として伺います。	F
282	3	賑わい都市・新宿の創造	10	活力ある産業が芽吹くまちの実現	ITを主体とした企業は新宿に根付くと思います。支援も必要です。	P81の「施策の方向性」では「産業の創造・連携・発信」として、新宿の持つ異種産業の混在集積した都市特性を活かし、新たな事業展開に取り組む企業を支援していくことについて記述しています。	D
283	3	賑わい都市・新宿の創造	10	活力ある産業が芽吹くまちの実現	世界は人口増です。今日、建設業の作業場は日本ではありません。移民受入国は建築ブームです。オーストラリアは中国と韓国の市場です。アフリカは中国の市場になりつつあります。市場は移民受入国及び発展途上国にあります。貧乏国日本を相手にせず、眼を外に向けてください。	今後の参考とすることとします。	E
284	3	賑わい都市・新宿の創造	10	活力ある産業が芽吹くまちの実現	施策の方向性に、「ものづくり産業の支援」を見出しとして明記し、「地場産業である染色、印刷・製本に関わる人材育成のための支援を行います。」「創業、異業種交流などを支援するための公社を創設します。」を加えること。	P82では、ものづくり産業を志す人材の創出を図るとしています。また、P81では創業支援と、企業の交流の場を提供するとしています。ご意見として伺います。	F
285	3	賑わい都市・新宿の創造	10	活力ある産業が芽吹くまちの実現	「中小企業支援」の項を設け、「中小企業で働く人々や後継者の育成を支援します。」「業態変更を支援します。」を加えること。	P82では、中小企業の人材確保等の支援を行うとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	D
286	3	賑わい都市・新宿の創造	11	魅力ある商店街の活性化に向けた支援	地下鉄大江戸線が山手地区に与えたインパクトは大きい。各駅が地域の交通結節点になり、付随してできた大型マーケットは魅力ある大型商店街になっています。買い物に行けない高齢者には配達によるサービスも受けられます。東京の場合、地価が高い、場所的制約がある等でマーケットの規模に制約があるのが残念です。	今後の参考とすることとします。	E
287	3	賑わい都市・新宿の創造	11	魅力ある商店街の活性化に向けた支援	あるものを活用する発想も重要です。交通結節点から800メートル域にある昔からの商店街も機能すると思います。必要に応じて、動くスーパーも高齢者には都合が良いと思います。繁華街の商店街はミロード的なものも良いと思っています。新宿駅の駅ナカ商店もニーズにあった魅力的な商店であります。商店街を活性化させるには人を呼び込むためのニーズと魅力(デザイン)等が必要です。	P83の「施策の方向性」では「にぎわいと魅力あふれる商店街支援」として、地域資源を活用した商店街の魅力づくりへの取組みを支援することとしています。	D
288	3	賑わい都市・新宿の創造	11	魅力ある商店街の活性化に向けた支援	「個店が輝くよう、リニューアル助成やアドバイザー派遣支援を行います。」「人々が安心して集えるよう駐輪場の設置や住宅街と商店を結ぶコミュニティバスを走らせます。」「区内商店を紹介する『新宿ルーベ』の充実を支援します。」「商店会への加入促進を更に強力に支援します。」を加えること。	P83では、魅力ある商店街づくりや、商店街の活性化に取り組むとしています。リニューアル助成やアドバイザー派遣については、現行の制度を活用するとともに、国や都の制度周知につとめ、商店が十分活用できるように努めることとします。商店会への加入促進についても引き続き取り組むこととします。区内には交通が著しく不便な地域はないと認識していますが、地域住民からバス路線についてご要望があった場合には、バス事業者に運行を働きかけることとなります。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
289	3	賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	「観光バス」の現状課題は記されていますが、これに関する施策の方向性の記載がありません。これは、個別施策Ⅲ-12の他の施策に含まれているとの考えですか。 当観光バス対策は、都市マスの施策とも考えられます。基本計画に入れた理由を記して下さい。	ご意見を踏まえ、施策の方向性に下記のとおり記述します。  骨子案P86の【施策の方向性】 <u>観光バスの駐車対策</u> 観光バス駐車場の整備促進を図り、観光バス駐車場を確保することで、外国人観光客等によるぎわいを創出していきます。  なお、観光バスの駐車対策については、近年、外国人観光客などの来街者が増加していることから、観光バスの違法駐車等が課題となっており、今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、さらなる来街者の増加が予想されることから、記述しているものであり、時限的に事業者による観光バス駐車場の整備・運営を支援することとします。	A
290	3	賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	文化芸術を区民にとって身近なものにしていくならば、秋にイベントを沢山するだけではなく、日頃から触れ合える環境を作らなくてはならないと思います。芸術団体やアーティストの活動できる場を増やし、目にしたり耳にしたりすることが当たり前前の街であって欲しいと願っています。 また博物館や記念館、開館する漱石山房等に来客数が増えるイベントを企画し、リピーターが増えるよう努めていただきたいです。	P86の「文化の創造と発信」では、文化芸術が区民の日常生活に溶け込み、豊かさと潤いがもたらされ、新しい文化芸術の担い手が育成されるまちづくりを進めることとしています。ご意見と施策の方向性は合致しており、ご意見を踏まえ、事業を推進していくこととします。 具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	B
291	3	賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	文化、芸術の展示、発表の場として、文化センター、コズミックセンター、中央公園ギャラリー等がありますが、近年、文化センターへの集約が進んでいます。場として集約するのは良いことだと思います。中央公園の用途は中途半端であり、当面、公園、緑の管理及び行政に関わる団体の会議場等にしたらいかがですか？1階は植木業者の物置が良いと思います。建物の改修は必要ないと思います。	ご意見として伺います。	F
292	3	賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	オリンピックを背景に日本の文化を活性化する必要があります。従来から国民に根付いている文化の継承には住民及び住民によるネットワークが担ってきた背景があります。茶、いけばな、習字等は日本の美・躰学問に大きく関わってきました。現在住民はオリンピックに向けて活発な活動を進めています。継続した行政のバックアップが必要です。	P86の「施策の方向性」では「文化歴史資源の保存と継承」として、「まちの記憶」を受け継ぎ、貴重な文化・歴史資源を掘り起こし、継承・発展・発信することにより、区民のまちへの愛着と誇りを育み、多くの人がかえりかえし訪れたいくなるまちを実現していくこととしています。	B
293	3	賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	「文化歴史資源の保存と継承」の項に、「文化歴史資源を巡るまち歩きを推進する『文化人マップ』の種類も増やし、ガイドをさらに育成・活用し、新宿の土地の記憶、文化を広めます。」を加えること。	P86では、文化・歴史資源を継承・発展・発信することとしています。ご意見と施策の方向性は合致しており、具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	B
294	3	賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	「文化の創造と発信」の項に、「博物館、記念館などを盛り上げ、多くの方が来館されるように魅力あふれる施設づくりを進めます。」を加えること。	P86の「文化歴史資源の保存と継承」では、区民をはじめ来街者や文学・歴史ファン等の様々な人々が交流する機会を提供するとしています。ご意見と施策の方向性は合致しています。	B
295	3	賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	漱石山房が観光振興に位置づけられるのに違和感を感じる。	P86の「施策の方向性」では、「文化歴史資源の保存と継承」として、「まちの記憶」を受け継ぎ、貴重な文化・歴史資源を継承・発展・発信することにより、区民のまちへの愛着と誇りを育み、多くの人がかえりかえし訪れたいくなるまちを実現することとしています。漱石山房記念館などを、歴史や文化の継承・発展の拠点として、様々な人々が集い、交流する機会を提供していくこととなります。	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
296	3	賑わい都市・新宿の創造	12	まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	ユニバーサルな街は画一的で均一化が進む。その様な街に観光客が来るのか。	誰もが歩きやすく、分かりやすいユニバーサルデザインのまちづくりは重要です。P70の「施策の方向性」では、「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」として、誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくりに取り組むこととしています。また、P86の「施策の方向性」では、「新宿の魅力を発信」として、新宿の多彩な魅力の発掘・創造や観光資源としての発信にも取り組むこととしています。	F
297	3	賑わい都市・新宿の創造	13	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	「図書館サービスの充実」を「図書館の充実」に変更し、「中央図書館を再構築し、機能を強化します。」「地域図書館の充実を行います。」を加えること。	P90では幅広い利用者ニーズに応えるよう図書館サービスの充実を図るとしており、中央図書館と地域図書館でサービスの充実に取り組むこととなります。ご意見と施策の方向性は合致しており、具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	B
298	3	賑わい都市・新宿の創造	13	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	「スポーツ環境の整備」を「生涯に渡り学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」に変更し、「区民一人ひとりが気軽に多様な学習スポーツができるよう生涯学習館や地域センター、スポーツセンターなどの施設を整備・充実します。」「スポーツ及び文化等の指導者の育成、活用を促進します。」「障害者・高齢者が安心して利用できるよう施設を整備充実します。」「小中学校での各種スポーツの指導を充実します。中学校の部活動に、専門の指導員を常時配置し、教師負担の軽減と指導の充実を支援します。」「誰もが気軽に学習やスポーツができるよう、利用料の低廉化、とりわけ障害者・高齢者には減免制度を拡大します。」「社会教育活動の拠点としての生涯学習感で、区としても講座などを実施し利用を促進します。」を加えること。	P90では、スポーツ環境を整備し、ライフステージ等に応じた場や機会を提供し、誰もが気軽にスポーツや学習に取り組む、楽しめる環境づくりを進めています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	D
299	3	賑わい都市・新宿の創造	13	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	最後の項を「戸山多目的運動場は、これまで通り区民が優先的に利用できる運動場として整備するよう、都に積極的に要請していきます。野球やサッカーができるグラウンドを増設します。」に変更すること。	P90では、戸山公園での総合運動場の施設整備の早期実現に向け、より一層、都との連携を強化し、協議を進めていきます。ご意見と施策の方向性は合致しており、具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	D
300	3	賑わい都市・新宿の創造	14	多文化共生のまちづくりの推進	少子高齢化、人口減少社会やグローバル化の進展により外国人の増加と定住化、さらに多様な民族的背景を持った日本国民の増加が進むと思います。今後日本にとって、国籍や民族の異なる人々が互いに文化的相違を認めあい、対等な関係を築き、共に生きる多文化共生社会の形成が大きな課題になっていくと思われます。これからは「生活者としての外国人に関する総合的対応」が必要であり、多文化共生社会のあるべき姿を模索する必要があります。外国人による犯罪増、外国人集住地域のゴミ・トラブル、街の管理に関わる外国人受け入れ体制の課題（福祉・医療・日本語教育を含む学校教育、日本の子どもへの教育等）を解決する必要があります。法制度にも課題がありそうです。	P91の「施策の方向性」では「多文化共生のまちづくりの推進」として、日本人と外国人が共にまちづくりの課題について審議する「新宿区多文化共生まちづくり会議」や、様々な主体によるネットワーク「新宿区多文化共生連絡会」など様々な機会を捉えて、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組を推進することとしています。	B
301	3	賑わい都市・新宿の創造	14	多文化共生のまちづくりの推進	平和の原点は、宗教、人種にかかわらず全人類が平等な処遇にあることです。そのためにも多文化共生政策は、将来の日本の事情も含め、極めて大切な政策です。	P91の「施策の方向性」では「多文化共生のまちづくりの推進」として、日本人と外国人が共にまちづくりの課題について審議する「新宿区多文化共生まちづくり会議」や、様々な主体によるネットワーク「新宿区多文化共生連絡会」など様々な機会を捉えて、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組を推進することとしています。	B
302	3	賑わい都市・新宿の創造	14	多文化共生のまちづくりの推進	「めざすまち…」の冒頭の『日本人』『外国人を問わず、』を「国籍や民族などが異なる人々が、」に変えること。	ご意見を踏まえて修正します。P8及びP91の「めざすまちの姿・状態」について、『日本人と外国人を問わず』『国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い』に修正します。	A

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
303	3	賑わい都市・新宿の創造	14	多文化共生のまちづくりの推進 「・人口の1割余を占める外国人が区民として新宿区政に参画するため、各種審議会における外国人の参加を促進します。」 「・外国人を含む区民が区の制作に参画できるよう、住民参加条例をつくります。」 「・外国人にルーツをもつ子どもを支援する体制を強化します。」 「・ヘイトスピーチ規制条例を制定します。」を加えること。	P91では、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組みを推進するとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	D
304	3	賑わい都市・新宿の創造	14	多文化共生のまちづくりの推進 新宿区人口ビジョンによれば、外国人人口は2.8% (1985)→11.2%(2011)→11.0%(2015)となっているが、将来推計は示されていない。市川市では30%の予測に対して危機感を持っているが、新宿区は楽観的過ぎる。	ご意見として伺います。	F
305	3	賑わい都市・新宿の創造	14	多文化共生のまちづくりの推進 新宿区(含む他行政区)の多文化共生担当職員は、総務省の担当職員とともに、将来の人口減の日本対策のために、多民族国家(米・豪・欧州等)を行政視察し、日本版多民族国家像を想定し、準備を進める必要があります。	ご意見として伺います。	F
306	3	賑わい都市・新宿の創造	15	平和都市の推進 「4. 各主体の主な役割(例示)」に以下の文章を加えて下さい。 地域組織、NPO、コミュニティグループなど: 新宿ユネスコ協会は新宿区と協働で、平和に対する意識啓発に係る取組への参画をしています。 「意見内容」 ① 新宿ユネスコ協会が行っている民間ユネスコ活動は、世界の平和を希求する国連憲章とユネスコ憲章及び国内法「ユネスコ活動に関する法律」(1952)に則って活動しています。 ② 「ユネスコ活動に関する法律」の関係箇所は以下の通りで、当会は区と協働で活動しています。第1章 第1から第3条は省略。 国又は地方公共団体の活動第4条 「国又は地方公共団体は、第1条の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする」 2.「国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があると認める場合には、その助成のため、政令で定めるところにより、その事業に対し援助を与えることができる」 「当団体と新宿区との連携協働事業」 当団体は、新宿区立男女共同参画推進センターとのパートナーシップ事業を区と共催し、国連やユネスコを牽引している方々を招聘して「世界平和」のための講演会を毎年実施し、区民への意識啓発を新宿区との連携協働事業として続けています。	各主体の役割(例示)については、例示なので、原則として特定の団体名は掲載していません。	F
307	3	賑わい都市・新宿の創造	15	平和都市の推進 平和な世界は日本一国では作れません。ひとりひとりが他国の人々と交流する機会を作ってください。言葉より心で仲良しになりますよ。我が家は20余年間に15カ国のホームステイ(ノルウェーの北極圏の人から南アフリカの人達)を受け入れてきました。子供たちの良い刺激なると思っています。今後少子化による空き家の活用で、行政の力も借りて外国人のステイを歓迎しましょう。ステイに関しては組織よりむしろ、個人と企業、学校が重要な役割を果たし、必要であれば行政が加わることで良いと思います。	ご意見として伺います。	F
308	3	賑わい都市・新宿の創造	15	平和都市の推進 「・核兵器廃絶の主張を積極的に発信し、平和首長会議が行っている『核兵器禁止条約』の交渉開始等を求める要請書」をすすめます。」 「・『(仮称)平和推進条例』をつくります。」 「・平和教育を推進します。」を加えること。	P93では「新宿区平和都市宣言」の趣旨を踏まえて普及啓発に取り組むとしています。「新宿区平和都市宣言」は、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を希求したものであり、今後も引き続きこの主旨に基づいて平和都市の推進に向けた事業を進めていくこととなります。	E
309	3	賑わい都市・新宿の創造	15	平和都市の推進 少なくとも音頭がある新宿区の学校は5つある。鉄砲組百人隊音頭の歌詞は戦闘的で、「ぶっ放せ！」とその後起こることを創造しないで、人殺しを楽しんでいる感じを受ける。平和都市の推進の点から見直しを求める。	ご意見として伺います。	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
310	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	個別政策4-1の効果的・効率的な行財政運営に、歳出削減は入っているが、歳入確保策が入っていない。区財源の確保として、都区財政制度の抜本的改革により、区の固有財源である固定資産税と法人住民税の区税化を目指すとし、区財政の確保を図る。	自主財源の確保については、P100の「個別施策V-3 地方分権の推進」で、区の権限と税財源の移譲を推進するとしています。	E
311	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	コスト削減が強調されすぎると、区の目指す「新宿力」は育たない。民間にはできない、行政ならではの区民に寄り添う事業にもこだわって欲しい。	今後の参考とすることとします。いただいたご意見を参考に、今後の計画策定や事業推進に取り組んでいくこととします。	E
312	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	キーポイントは今後の日本の捉え方だと思います。テーマ検討には、少子高齢化だけではなく移民も含めた社会が課題になると思います。その将来見通しが描けなければ財政問題の検討は厳しいと思います。したがって、施設総量の削減等の扱いも様子見が必要と思います	ご意見として伺います。	F
313	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	公の施設の民間委託化には反対です。民間委託化は不動産活用であり財政負担が増えると思われるからです。税金の無駄遣いにつながります。	P96の「施策の方向性」では「指定管理者制度等による民間活力の活用」として、区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みをいかした公共サービスの担い手になっており、今後も、積極的に民間の柔軟な発想や専門性をいかし、質の高い行政サービスを提供していくため、区は民間活力の活用を更に進めていくこととします。今後も民間活力の活用を進めるべきと考えます。	F
314	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	「めざすまちの姿・状態」は削除すること。	各個別施策ごとにめざすまちの姿を示しています。削除はいたしません。	F
315	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	「現状と課題」の部分については、区の都合の良いことしか書かれておらず、抜本的に書き換えるべきです。例えば、「指定管理者制度等の民間活力の活用」では民間事業者で働く人の処遇問題や人材育成問題など、サービスの質に関わる様々な問題が発生していること、民間委託化・指定管理者制度導入・民営化によって区の管理・監督の仕事が大きく増えていることに触れられていません。受益者負担の適正化についても基本的考え方自体が間違っています。マイナンバー制度も過大な区の財政負担など問題が山積しているにも関わらず、活用・推進するのは間違いです。	指定管理者制度導入や民間委託化、受益者負担、マイナンバー制度に関する具体的な事項については、ご意見として伺います。 なお、指定管理者等については、「労働環境チェックシート」の確認や「労働環境モニタリング」の実施などにより、適正な労働環境の確保を図っています。	F
316	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	施策の方向性は、「指定管理者制度等による民間活力の活用」の項を「民間活力活用の見直し」に変更し、「民間委託化・指定管理者制度導入・民営化を行ってきた施設について検証し、直営に戻すことも含め抜本的な改善・見直しを行います。」「公共サービスの質の低下につながる安易な民間活力の導入は行いません。」に変更すること。	効果的・効率的な行財政運営のためには、指定管理者制度の導入や民間委託などは必要です。今後も、適切な民間活力の活用に努めていくこととなります。	F
317	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	「効果的・効率的な区政運営に向けた取り組み」の項の全施策を削除、「区財政の健全化のため、都区財政調整制度（法人住民税の一部国税化を止めさせ）の改革、都市計画税など税の自主財源化を区民とともに進めます。・区民に更なる負担を押しつける受益者負担の適正化や徴税の強化は行いません。」に変更すること。	自主財源の確保については、P100の「個別施策V-3 地方分権の推進」で、区の権限と税財源の移譲を推進するとしています。 なお、受益者負担の適正化については、基本的な考え方にに基づき適切に対応していくこととなります。	F
318	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営	「透明性の高い区政運営」の項を「区政の透明性を確保し、情報を区民と共有する区の情報公開を推進します。」に変更すること。	P96の「透明性の高い区政運営」では、効果的な区政情報の提供や公開に取り組むとしています。表記は異なりますが、ご意見と施策の方向性は合致しており、具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に検討することとなります。	B

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
319	4 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	<p>新宿区職員の区内在住割合は10%程度との説明が地区説明会であった。区内在住の割合を高める方法として、職員住宅を建設する方法は区職員以外と接する機会が少なくなるので避け、家賃補助により区内に分散して混住するのが良い。</p> <p>新宿区の住宅手当は32歳以上の職員(子育て世代)では、月額家賃27000円以上を負担するものに対して8300円で、国の支給制度27000円よりのかなり低い。財政負担の上からは住宅手当も通勤費も同じで、合算した63300円を上限とすることが出来れば、区内在住であれば通勤費は安くなるので、住宅手当を増やすことが可能となる。</p> <p>さらに職員が区内に移住することによる住民税が増加分を加算することができれば、住宅手当として月10万円が可能になるかもしれない。24時間公務員になって戴くにはこの位の処遇が必要と思われるが、区民の同意が得られるかが問題である。</p>	ご意見として伺います。	F
320	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>施策の方向性に「行政需要に的確に対応するため、施設の機能転換や統廃合などを進める共に」と記載されています。本書において、基本計画の計画期間10年間の施設の機能転換や統廃合の具体を記す必要がありますので、記載下さい。</p>	基本計画では施策の方向性を示しており、具体的な施設の機能転換や統廃合については、公共施設等総合管理計画を踏まえて、別途検討すべき事項と考えています。	D
321	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>財政面からの施設の統廃合の必要性もある事は理解できますが、これから超高齢社会を迎え、地域住民自治を活性化していくのであれば、一か所に集約するのではなく、多様な拠点が地域にあることが望ましいと思います。また具体的な施設の老朽化、対応計画が出されてなく、日常にかかわることなので、大変不安を感じます。(今の集約を買い物でイメージすると、大型店舗ができて、街中の個人経営の店舗がなくなり、買い物難民の住民が増える社会)</p>	P97で、行政需要に的確に対応するため、施設の機能転換や統廃合などを進めるとともに、民設民営などの手法により必要な施設サービスの確保と維持向上を図るとしています。具体的な施設の老朽化、対応計画については、公共施設等総合管理計画を踏まえて、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	D
322	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>骨子を読んでいて、何故今更ながらと思いました。これまでも骨子のような事はやって来たのではないかと。基本計画にあるように区民と区が協働して町づくりをして来たのではないのでしょうか。今更ながら尤もらしく作られた骨子、その裏側を動かしてしまいます。区民にとって公共の施設は安心して利用できる唯一の場でもあります。それが民間企業に委ねるとなればお財布の心配が出て来ることに…。主権者である区民のための公共の施設が削減されれば、住民の福祉の削減にもなってしまいます。低年金で一人暮らしの私の唯一の楽しみ施設での顔見知りの生活を取り上げないで。</p>	現在の計画が平成29年度をもって終了することから、30年度から始まる新たな計画を策定しているところです。基本計画は、健康・高齢・障害者、子ども、防災・安全・安心、まちづくり、みどり、文化・歴史など、非常に多くの分野について施策の方向性を示しています。行政サービスは継続するものであることから、現総合計画においても取り組んでいる内容が盛り込まれているところです。公共施設については、区有施設の半数以上が築年数30年以上と老朽化が進んでいます。必要な区民サービスを継続的に提供することが不可欠です。施設の有効活用にあたっては、行政需要や地域需要、財政状況等に十分配慮することが望ましいと考えます。いただいたご意見は、公共施設等総合管理計画を踏まえて、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。	F
323	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>今後新たに建築する区所有の施設には、賃貸住宅も併設するなど、高さを生かした計画を検討してください。中央図書館跡地に出来る下落合図書館建築の際もその意見をだしましたが考慮頂けませんでした。あの土地は高さをもっと生かせる場であったのに…と残念でなりません(屋上緑化も人が立ち入る事が出来ない緑化ですし、Cafeの併設もかなわず…。本当に行政は地域の人が憩い、共助の場に繋がる仕組み作りを考えて居るのでしょうか？その本気度が全く伝わってきません。)</p>	新たな施設の建設の際には、地域特性や行政需要、維持管理費等を総合的に検討し、効果的・効率的な計画とすることが必要です。施設の有効活用にあたっては、行政需要や地域需要、財政状況等を十分配慮し、検討すべき事項と考えます。	F
324	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>すでに民間では長期優良住宅(寿命50～100年)の建設が始まっています。当然、公共施設の耐用年数も配慮されるべきです。50～100年後の我が国の人口構成は現在の半分以下となり、さらに地方創生等考慮すると、公共施設の有効利用も半減近くになるはずで、施設の保全、新築については、次世代に負担をかけない等、将来ニーズも考慮して、バックキャストで建築、転用、新築等を考慮すべきです。</p>	P97の「施策の方向性」では「資産(建築物)の長寿命化」として、区有施設のあり方の検討状況などを踏まえた上で、公共施設の長寿命化を図るため、定期点検の結果や工事履歴を基に、老朽度や緊急度等を勘案して、計画的な予防保全工事を実施することとしています。	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
325	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>公の施設として、区が保有すべきものと、サービスだけで対応可能な施策、さらに新しく形を変えた施策等検討が必要です。</p> <p>住民が公の施設を利用する際に、正当な理由がある限り行政は拒むことができませんが、この件については、将来的に、地域集約等により施設の削減が可能になりますが、高齢者、障害者に対しては利便性が低下しますので対策が必要です。</p>	<p>P97の「施策の方向性」では「施設の有効活用／公共施設マネジメントの強化」として、行政需要に的確に対応するため、施設の機能転換や統廃合などを進めるとともに、民設民営などの手法により必要な施設サービスの確保と維持向上を図ることとしています。</p>	E
326	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>新宿区は財政的には比較的恵まれています。公の施設の統廃合についての考慮は、財政力のない他区の様子を見て検討したらいかがですか？</p>	<p>短期的な財政状況にとらわれず長期的な視点に立った、公共施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化が必要だと考えます。</p>	E
327	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>「資産(建築物)の長寿命化」は個別施策としていかなるべきです。</p>	<p>施設の長寿命化だけでなく、老朽化施設の更新、再編、跡地活用を一体的に行うことで、公共施設のマネジメントを図ることが重要と考えています。</p>	F
328	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>30年経過したからと、安易に“老朽化”と決めつけるのではなく、区民の大事な財産である公共施設をいかに安全に快適に長寿命化させるのか中長期修繕計画を更に推進すべきです。全国的な人口減少と財政難を理由に国・総務省が押し付けている「公共施設等総合管理計画」の策定を、人口も増え、財政状況も健全な新宿区で同じ手法で行おうとしているのは現状に合わないだけでなく、地方分権にも反します。基本構想における「区民」とは新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々を広い概念で捉えています。区にある公共施設は、その「区民」も利用する大事な財産です。</p>	<p>区の将来人口推計では、2030年まで人口増加は続くものの、その後減少する見込みです。</p> <p>また、年齢区分別人口割合をみると年少人口と生産年齢人口の割合が低下し、高齢者人口の割合が高くなる見込みとなっており、社会保障関連サービスの需要が大幅に高まることが予測されます。</p> <p>将来を見据えて、公共施設の適切なマネジメントを行なうことは必要と考えます。</p>	F
329	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>現状・課題の冒頭で「平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画との整合性を図り、公共施設のマネジメント強化に取り組む必要があります。」は削除してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「老朽化した施設の更新や、将来にわたった安定した行政サービスの提供のためには、公共施設のマネジメント強化に取り組むことは必要と考えます。」と修正します。</p>	A
330	4 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	<p>めざすまちの姿・状態の2つめ、施策の方向性の【施設の有効活用／公共施設のマネジメント強化】は間違った方向性であり削除すべきです。</p>	<p>P97では、行政需要に的確に対応するために施設の機能転換や統廃合、民設民営などによるサービス提供などを図るとしており、施策の方向性は正しいものと考えます。</p>	F
331	4 健全な区財政の確立	99 その他	<p>基本施策IVにおいて、各主体と主な役割が記載されていません。P2の計画の5つの視点に反します。「健全な区財政の確立」を果すためには、各主体の役割が重要であり、行政の見える化は重要な点だと思います。</p>	<p>「基本政策IV 健全な区財政の確立」「基本政策V 好感度1番の区役所」については、主に区が役割を担う政策であることから各主体の役割について記載はしていません。なお、基本政策IV・Vは、現総合計画の区政運営編にあたる政策であり、現総合計画でも各主体の役割について記載はしていません。</p>	F
332	5 好感度1番の区役所	1 窓口サービスの充実	<p>庁内の組織表はありますが、職員の業務分担が不明です。そのため職員との接触の難しい。顔の見える組織表を作成ください。</p>	<p>今後の参考とすることとします。</p>	E

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類
333	5 好感度1番の区役所	1 窓口サービスの充実	<p>ここでは主に住民税などの納付や住民票などの窓口分野の効率化を行おうとしています。区民は、窓口で保育園の入園や介護・仕事のこと、建築紛争などの相談には親身になって受け止めてもらい解決することを望み、各種申請手続きは迅速に対応してもらうことを望みます。この施策を残すのであれば、表題は「区民に寄り添う窓口対応を行います」に変更し、その他も下記に変更することを求めます。</p> <p>「めがすまの姿・状態を、「窓口で区民に寄りそった対応が行えるよう質の向上を図っていきます。」に変更すること。</p> <p>「・区民の要望・相談に寄り添った窓口対応を推進します。・マイナンバー活用の強要は行いません。・区の窓口業務の「効率化」を名目にした施設と人員の削減は行いません。」を加えること。</p>	<p>P98では、「窓口案内の質の向上を図り、区民生活の身近なところでのサービスの充実に努め、窓口サービスの一層の充実を目指します。」としています。住民税や住民票に限らず全ての窓口で区民に寄りそったサービスの充実にめがめています。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、「区民視点による」という文言を加筆します。</p> <p>なお、マイナンバー等の具体的な事項については、ご意見として伺います。</p>	A
334	5 好感度1番の区役所	2 職員の能力開発、意識改革の推進	<p>職員の能力開発、意識改革計画において、区政計画立案能力向上に寄与できる人材育成が必要です。欧州先進国、米国のまちづくりは、気候風土の違いはあるものの、豊かさを感じるものがあります。まちづくりの日本の実力途上国レベルと思います。レベル向上のために他所を見る教育が必要と思います。職員の名古屋・大阪等への転勤、工学系職員のドイツ等まちづくり先進国へ学ぶための研修が必要と思います。</p>	<p>P99の「施策の方向性」では「職員の能力開発、意識改革の推進」として、区民とともに地域の課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員を育成するため、職層や経験年数などに応じた研修を実施するとともに、時代の変化に応じて研修内容を常に見直し実施することとしています。具体的な内容については、来年度の実行計画策定の際に、検討すべき事項と考えます。</p>	D
335	5 好感度1番の区役所	2 職員の能力開発、意識改革の推進	<p>「施策の方向性」の部分でも、最初の施策「区民の目線から区民の課題と需要を把握し、区民の実情にあった政策を…」と変更します。</p>	<p>P99では、区民とともに地域の課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員を育成することとしています。ご意見と施策の方向性は合致しています。</p>	B
336	5 好感度1番の区役所	2 職員の能力開発、意識改革の推進	<p>「・区の事業を指定管理に委託したり、民間へ移行してきたことで職員が現場を体験しスキルを上げる機会が奪われているため、事業を実施している現場での実地研修を一定期間行い、それぞれの事業について区直営の現場を確保します。」「・人事考課制度は廃止します。」を加えること。</p>	<p>指定管理者制度の導入や、民間委託化については、「個別施策Ⅳ-1 効果的・効率的な行財政運営」の取り組みの中で、適切に行うこととなります。</p> <p>具体的な事項についてはご意見として伺います。</p> <p>【参考】 人事評価の実施は地方公務員法で義務付けられています。</p>	F
337	5 好感度1番の区役所	3 地方分権の推進	<p>個別政策5-3の地方分権の推進の、3施策の方向性に、都区間で協議されている「主要5課題」の小中学校の改築需要急増の対応など、都から区への権限移譲を積極的に推進する。を入れること。</p>	<p>今後の参考とすることとします。</p>	E
338	5 好感度1番の区役所	3 地方分権の推進	<p>自治体としての機能を充実させるため、基本的に区職員の居住地を制約(近隣区内)すべきです。有事、地域の実情を把握、通勤等のためにも必要と思います。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>	E
339	5 好感度1番の区役所	3 地方分権の推進	<p>施策の方向性に、「・区政運営は、国や東京都でいいなりではなく基礎自治体としての主権を確立します。」を加えること。</p> <p>「[再掲]・区財政の健全化のため、都区財政調整制度(法人住民税の一部国税化を止めさせ)の改革、都市計画税など税の自主財源化を区民とともに進めます。」を加えること。</p>	<p>P100では、地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していくこととしており、施策の方向性は合致しています。区として主張すべきことは国や東京都に主張し、自治権の拡充に取り組んでいくこととなります。</p>	B
340	5 好感度1番の区役所	3 地方分権の推進	<p>・地方分権では弱い。地方主権であることを主張せよ。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>	F
341	5 好感度1番の区役所	99 その他	<p>基本施策Ⅴにおいて、各主体と主な役割が記載されていません。P2の計画の5つの視点に反します。「健全な区財政の確立」を果たすためには、各主体の役割が重要であり、行政の見える化は重要な点だと思います。</p>	<p>「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」については、主に区が役割を担う政策であることから各主体の役割について記載はしていません。なお、基本政策Ⅳ・Ⅴは、現総合計画の区政運営編にあたる政策であり、現総合計画でも各主体の役割について記載はしていません。</p>	F

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
342	99	その他	99	その他	新たな総合計画の策定にある(※現在の基本構想を継承します。)は地域説明会のプログラム3ページにある「新宿区基本構想の概要」のようにした方がよい。	ご意見を踏まえ、修正します。(P2に記述します。)	A
343	99	その他	99	その他	平成28年2月～5月に町会・自治会、地区協議会、各種審議会等を対象に実施した地域課題と施策の方向性に関するアンケート調査とあるが、各種審議会等には基本構想審議会起草部会委員に選任された7人の有識者が所属している審議会が含まれていると考えて良いか。	7人の学識経験者委員が所属している審議会のうち、3つの審議会へアンケート調査を実施しました。	G
344	99	その他	99	その他	総合教育会議への意見聴取について 区長を座長とし、教育委員会委員をメンバーとする総合教育会議に意見聴取しましたか。	総合教育会議に意見聴取はしていません。	G
345	99	その他	99	その他	新宿区基本構想審議会には起草部会があって7人の起草委員がおられるそうですが、その役割をご説明ください。	起草部会の委員は、会長が学識経験者を指名しました。その役割は、会長が特に必要と認めるものについて調査審議することであり、今回は基本構想審議会が出た意見を、専門的知見から、整理・分析することです。	G
346	99	その他	99	その他	新宿区基本構想審議会起草部会要綱を、本計画の資料編でかまわないのでは非掲載した方がよい。	今後の参考とすることとします。	E
347	99	その他	99	その他	区の職員の方々は、この説明会ではたしてきちんとした情報提供を行ってきたとお考えですか。また、今後も不断の努力をなさるおつもりですか。	今回の地域説明会では、関連する3つの計画(基本計画、まちづくり長期計画、公共施設等総合管理計画)について説明しました。説明にあたっては、予め要点を洗い出し、計画のポイントとなる部分を重点的にご説明しました。また、視覚的に分かりやすい資料を作成し、大きなスクリーンに映し出すなど、参加者に伝わりやすい手法を検討しました。今後も、計画策定の段階を踏む中で、分かりやすい情報提供を行っていくこととします。	G
348	99	その他	99	その他	詳細なスケジュールについて 計画期間は30年度(2018)から39年度(2027)までの10年と考えて良いか。実行計画ごとに見直すのか、ローリングということで、議会には報告するみたいだが、区民にはどのように情報提供するつもりか、ご説明ください。	新たな総合計画の計画期間は、平成30～39年度の10年間を展望したものと策定を進めています。実行計画策定ごとの見直しは現在考えておりません。実行計画事業については、予算編成過程において区ホームページで情報公開を行うほか、概要について広報しんじゅくに掲載しています。また、ローリング決定後に議会へ報告するとともに、区ホームページでお知らせしています。	G
349	99	その他	99	その他	詳細なスケジュールについて 29年2月に骨子を答申後、新宿区は29年12月の計画策定まで、どのようなことをするのですか、ご説明ください。	平成29年2月に、基本構想審議会から区長へ「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について答申を行います。その後、素案作成に向け、成果指標の設定や社会状況の変化による施策の修正など、計画策定に向けた検討を重ね、平成29年8月～9月にかけて「新宿区基本計画素案」のパブリック・コメントと地域説明会を実施する予定です。そして、12月に議会の議決を経て、計画策定となります。	G
350	99	その他	99	その他	詳細なスケジュールについて 30年度(2018)からの新第1次実行計画はいつごろまでにどのように決定して区民にはどのように情報提供するつもりか、ご説明ください。	平成30年度からの新たな実行計画については、平成28年度中に策定方針を決定した上で、平成29年8月までに素案を作成し、平成29年8月～9月にかけて「新宿区基本計画素案」とあわせてパブリック・コメントと地域説明会を実施する予定です。そして、平成30年1月の政策経営会議での審議決定により計画策定となります。策定後、広報しんじゅくに掲載するとともに、区ホームページで計画の全文をご覧いただけます。	G

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類		
351	99	その他	99	その他	地域説明会を10地域で開催したことに感謝している。次回(素案)の地域説明会を必ず1回以上土曜日か日曜日の午後開催することを期待する。	地域説明会について評価をいただき、ありがとうございます。 今後の参考とすることとします。	E
352	99	その他	99	その他	地域説明会には大いに感激している (1)出来るだけ多くの区民の意見を聞こうという姿勢と区民おひとりおひとり(私も含めて)に真摯に丁寧に対応してくださったこと。 (2)資料作成には区の職員の方々が1回目とまったく同じにしななければいけないという拘泥せずに工夫をこらしてくださったこと 次回に大いに期待する。	めざまちの姿を実現するため、新たな総合計画は、より多くの区民意見を反映した計画とすることに努めていきます。今後も、区民に分かりやすい説明や情報提供を丁寧に行い、計画策定を進めていくこととします。	E
353	99	その他	99	その他	地域説明会の説明と資料説明に「プログラム」や「配布資料一覧」といった区民に見やすいものを用意してくださって大変良かった。 次回「新宿区総合計画(素案)」と「新宿区第一次実行計画(素案)」の地域説明会にも同様のものを「新宿区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(素案)の地域説明会などにも工夫して引き継がれることを期待する。	同上	E
354	99	その他	99	その他	条例名を新宿区基本構想・基本計画審議会条例とするのが合理的。前回から基本計画と都市マスタープランをまとめて総合計画としているので、審議会名称、答申する文書名が解り難い。	今後の参考とすることとします。	E
355	99	その他	99	その他	第1回 新宿区基本構想審議会では、事務局側から「第三次実行計画の基本政策をベースに今回の審議を行うことを考えております。」と発言されています。第三次実行計画について、区長は、これまで「現在の総合計画の総仕上げとして、新たな総合計画の橋渡しとなる計画」等と、回答されています。  審議会においては、新たな基本計画を「第三次実行計画の基本政策をベース」として、審議して良いかどうかを審議が行われたか確認します。「ベースとしての考え」は、事務局の考えであり、第1回審議会では、この点について一切審議されていないと思います。 区民アンケートにおいても、「第三次実行計画の基本政策をベース」と、同様に記されているのであり、新たな基本計画をこの基本政策で作成する旨の区民の事前了解を取ったと思えません。 「新たな総合計画は、次の5つの基本政策をベースに作成」の審議会、区民の合意形成の手続きを取られたと思えませんので、事務局の見解を伺います。	平成28年3月29日に政策決定した、新たな総合計画の策定方針において、5つの基本政策をベースに策定を進めるとしています。 このため、第1回基本構想審議会の基礎資料の中で、5つの基本政策について示し、この施策体系を元に、健康、高齢者、子育て、防災、まちづくりなどの分野について審議いたしました。 また、町会・自治会等へのアンケートについても、この策定方針に基づいて、5つの基本政策をお示したところですが、地域説明会とパブリック・コメントにおいて5つの基本政策を広く区民にお示し、ご理解をいただいていると考えています。	G
356	99	その他	99	その他	法定計画(高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、次世代育成支援計画、子ども子育て支援計画、図書館基本方針等)の審議委員や個別計画の審議委員からどのように意見聴取されたかの確認とその聴取結果の公表をお願いします。	町会・自治会、地区協議会、各種審議会等への意見聴取については、その結果をとりまとめて第1回審議会参考資料として配布しています。本資料について、区ホームページに掲載して公表します。	G
357	99	その他	99	その他	「多くの区民の意見を反映した計画とする」と記されていますが、区民に提示された当基本計画の骨子案が、このような策定過程を踏まえて作成されたかどうか、本書に一切記載されていません。作成過程において、多くの区民の意見や委員会・審議会委員の意見を反映して作成されたプロセスを記して頂きたいです。	平成29年度に計画を策定し、冊子として取りまとめる際には、審議会の開催実績、パブリックコメント、地域説明会の実績など、策定過程を掲載いたします。	C

連番	基本政策	個別施策	意見要旨	考え方	分類	
358	99	その他	99	その他	<p>第1回新宿区基本構想審議会での総合計画策定スケジュール(予定)表には、10地区での地域説明会とは別途に、1)町会・自治会 2)地区協 3)他分野の既設審議会意見の聴取が計画されています。これらは、いつ行うのでしょうか。提示下さい。</p> <p>町会・自治会については、特別出張所の区域ごとに開催される地区町会連合会において、地域説明会のご案内とご意見提出のお願いをしています。</p> <p>地区協議会については、特別出張所を通じて、地域説明会のご案内とご意見提出のお願いをしています。各種審議会等については、郵送で地域説明会のご案内とご意見のお願いをしています。</p>	G
359	99	その他	99	その他	<p>第6回審議会で、第1回～第5回審議会での337意見を踏まえて、意見対応表を作成された上で骨子案が策定された事は理解します。しかし、337の意見に対して、意見として承るとあるが、審議委員の意見がどの様に反映されているか分かりません。</p> <p>審議会委員のご意見を踏まえて施策の方向性に加筆修正を行い、骨子案としてまとめています。また、ご意見には施策の方向性と合致しているものもありました。修正した部分や、ご意見と合致する部分については、第6回審議会で資料としてお示しし、区ホームページで公表しています。</p>	G
360	99	その他	99	その他	<p>起草部会で、どのように意見集約されて今般の骨子案となったか不明ですので、議事録の公開を要望します。</p> <p>起草部会が、有効に開催されていなかったと側聞します。資料の起草部会委員への事前送付での意見聴取によって、起草部会の設立趣旨が果たされたと思いません。</p> <p>起草部会では、はじめに人口推計を踏まえた新宿の将来像について意見交換を行い、共通認識を持っていただきました。そのうえで、区民・事業者・行政の役割を明記することや、個別施策の組み替え、施策の方向性に関する加筆修正などについてご意見をいただきました。また、多忙によりご欠席された委員には資料を送付し、別途ご意見を伺っています。起草部会の委員には、骨子案策定にあたりご尽力いただいたものと考えています。なお、議事録の公開については予定していません。</p>	F
361	99	その他	99	その他	<p>起草部会では、そもそも5つの基本政策をベースとする基本計画を策定する事を了承されているのでしょうか。議論されているかどうか、また、部会委員からの意見が何であったかお示し下さい。</p> <p>起草部会は、会長が特に必要と認めるものについて調査審議するとしています。このため、起草部会では、審議会での意見を元に骨子案を作り上げるための助言等をいただきました。</p> <p>なお、5つの基本政策については、「基本政策V 好感度1番の区役所」の設定理由に関する議論がありました。事務局からご説明させていただき、ご理解いただいています。</p>	G
362	99	その他	99	その他	<p>白黒作成であっても、小題にゴシック体を用いる等の工夫や区民ニーズ・認識・方向性の記述を段落で分ける等、の工夫があります。なお、過度なカラー化も望みませんが、最終基本計画書作成時に留意下さい。</p> <p>字体や段落の工夫について評価いただきありがとうございます。来年度の計画冊子印刷にあたっては、ご意見を踏まえ、見やすい色合いとなるよう留意いたします。</p>	C
363	99	その他	99	その他	<p>基本構想審議会の学識経験者7名の内、何名が新宿区在住かを区民委員の一人が何度も質問しているが、それは重要なことでは無いと事務局は答弁している。情報公開して得た情報によれば1名だけが区内在住である。</p> <p>学識経験者は何らかの学術的な専門家であっても、新宿区に住んでいない、行政サービスを利用しないので、新宿区民としては非専門家である。高名な専門家は忙しく、新宿区在住の人は少なく、委員未経験の人はだんだん少なくなる。</p> <p>ご意見として伺います。</p>	F
364	99	その他	99	その他	<p>5つの基本政策のそれぞれの個別施策は、基本計画の柱となるものと認識しますが、この個別施策そのものの審議の議論がなされているのであれば、示して下さい。</p> <p>第1回基本構想審議会において、基本施策I～Vのそれぞれの個別施策が提示されていますが、また、第6回審議会において、施策体系が変更され、基本施策Iは、1～9に変更、基本施策IVは1～2に変更となっています。当初の施策体系構築を理念なくして行った証左と言えます。当初施策体系の個別施策Iの4、9は、第1、2回の基本構想審議会で審議されていますが、当初個別施策Iの4、9を個別施策Iの9に統合された事により、第1、2回の審議内容に変更はないでしょうか。</p> <p>審議会では個別施策の中に住宅施策を位置付けるようご意見がありました。また、起草部会では個別施策の組み替えに関するご意見がありました。これらのご意見を勘案して個別施策の体系の修正を行い、骨子案としてまとめています。個別施策の審議については適切に行われています。なお、地域説明会やパブリックコメントのご意見を踏まえ、審議会で審議を行い答申する予定です。</p>	G

連番	基本政策		個別施策		意見要旨	考え方	分類
365	99	その他	99	その他	<p>新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査やH28年度新宿区分譲マンション実態調査等のアンケート調査結果による実態、課題、ニーズを踏まえた施策の立案が望まれます。これらのアンケート結果の活用をどのようにされるか、見解を示して下さい。</p>	<p>高齢者の保健と福祉に関する調査や、マンション実態調査などについては、個別計画の策定や事業の推進にあたって活用いたします。基本計画では施策の方向性を示し、具体的な内容については個別計画等のなかで取り組んでいくこととなります。</p>	G
366	99	その他	99	その他	<p>パブコメの公募期間、説明会について 説明会では「規定通り1か月」との説明だったが、今回は3つの計画案について問われている。 中長期的な計画のビジョンを問うには、あまりにも短期間で無理がある。</p> <p>行政のみなさん。 「新宿区に住んでよかった」という人がこれからも増えるよう、どうか踏ん張って下さい。 区民がついてますよ！</p>	<p>今回の地域説明会では、関連する3つの計画(基本計画、まちづくり長期計画、公共施設等総合管理計画)について説明し、パブリック・コメントを行いました。1箇月の実施期間については適切であると考えます。 今後も、多くの皆様に、新宿に住みたい住み続けたいと思う施策を推進していきます。</p>	F
367	99	その他	99	その他	<p>施策実施を背景に、固定資産税・相続税の大幅減税が必要です。(かつて九段会館等で数回にわたり区民による大会が開催されています。)</p>	<p>ご意見として伺います。</p>	E

### 3 新宿区基本計画（骨子案）に対する 地域説明会での意見・質問要旨と回答要旨

平成28年12月6日（火）から12月20日（火）にかけて、次のとおり、区内10か所の地域センターで開催した、新宿区基本計画（骨子案）に関する地域説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

開催日時	会場	参加人数	意見数
平成28年12月6日(火) 午後7時00分	角筈地域センター	24	86件
平成28年12月7日(水) 午後7時00分	落合第一地域センター	30	
平成28年12月8日(木) 午後7時00分	牛込笹筈地域センター	27	
平成28年12月10日(土) 午後2時00分	戸塚地域センター	35	
平成28年12月13日(火) 午後7時00分	四谷地域センター	21	
平成28年12月14日(水) 午後7時00分	榎町地域センター	32	
平成28年12月15日(木) 午後7時00分	落合第二地域センター	20	
平成28年12月18日(日) 午後2時00分	大久保地域センター	28	
平成28年12月19日(月) 午後7時00分	若松地域センター	36	
平成28年12月20日(火) 午後7時00分	柏木地域センター	25	
	合 計	278人	

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
「基本政策」及び 「個別施策」	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
「意見・質問要旨」	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
「回答要旨」	基本的には、発言のまま記載しました。 必要に応じて、回答した内容について、【補足】として、追記しています。



連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
1	0 計画全般	1 総合計画	3つの計画があるが一番の上位概念は基本計画、次にまちづくり長期計画、その次に公共施設等総合管理計画なのか。	そのとおりです。まず基本構想があり、その下に総合計画があります。総合計画は、基本計画と都市マスタープランからなっており、それが区の最上位計画です。
2	0 計画全般	1 総合計画	12月に議決される中にも基本構想は入るのか。今回は議決せず基本計画のみの議決なのか。策定の法的根拠はどこか。地方自治法が改正されて根拠がなくなったと聞いたが。	基本構想は2025年、平成37年を見据えたものなので見直しはいたしません。基本計画についてのみ29年12月に議決をいただきます。法的根拠としては、地方自治法第96条第2項により定められた「新宿区総合計画の議決に関する条例」があります。
3	0 計画全般	1 総合計画	来年度「基本計画」「まちづくり長期計画」素案が作成されて、同時に地域説明会を開催すると思うが、もう少し丁寧に10年間の計画を作してほしい。資料を作る際に、裏ページ1枚に概要をまとめたり、表紙に計画期間を入れてほしい。基本構想の理念をきちんと書いてほしい。計画の相互の整合性があいまいで場当たりの印象である。考え直してほしい。区民の声を吸い上げる機会を増やしてほしい。	計画期間の表記等については参考とさせていただきます。区民の声を常に聴く姿勢は認識しています。パブリックコメントなどで貴重な意見をお寄せいただきたいと思います。
4	0 計画全般	1 総合計画	基本計画と都市マスタープランの二つがあって総合計画が存在していない、という認識。表現があいまいである。図書館で検索してもでてこないのが現状。「基本計画」で検索したら「総合計画」が出て来るように、きっちり文章管理してほしい。	来年度の策定に向けて、「基本構想」「総合計画」「基本計画」「都市マスタープラン」をどのように掲載していくのか、今後検討していきます。
5	0 計画全般	1 総合計画	基本計画とまちづくり長期計画のリンクがうまくされていない。都市マスタープランはハードであるならば、基本計画はソフトかと思えばそういう言葉は使われていない。	基本計画と都市マスタープランについて、総合計画として内容の整合性は図っていきます。計画の根拠や目的が異なることから、全てが一致するわけではありません。ハード、ソフト面でのわかりやすい整理をしていくこととします。
6	0 計画全般	1 総合計画	都市マスタープランと基本計画で、自転車についての方針など、重複している部分がある。実行計画になった時、ひとつの計画として実行されるのか。一方、片方にしか書かれていないところもあり、記載内容の不整合や表現が異なるものもある。	基本計画、都市マスタープランは一体性を持った総合計画なので、重複する部分はあります。不整合はあってはならないので、策定の段階で精査していきたいと思えます。また、実行計画は複数の所管で連携する事業もあり、丁寧に説明していきます。
7	0 計画全般	2 基本計画	5つの基本政策が基本となっているが、その優先順位はあるのか。	5つの基本政策に優先順位はありません。5つの基本政策を元に基本計画を策定するというものです。
8	0 計画全般	2 基本計画	基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」が最も重要であり、その次に主体、その次が政策ではないか。政策の中ではⅢが一番理念的で、それにⅠ、Ⅱの政策が付随する。お金と主体と政策の問題。5つの基本政策を全部大事にするとどれが優先かわからない。ハードでできるもの、ソフトでできるもの、どちらも共用しないとできないものと3つサービスを分けて、その中で緊急的な課題、必要な課題と中長期的な課題というふうに分けたほうが分かりやすい。	区財政は回復してきてはいるものの、先行きは不透明です。ご指摘の通り健全な財政が重要であり、基本政策のⅣを位置付けています。基本理念については、基本構想に定めており、それを含め5つの基本政策としている。貴重なご意見として参考にさせていただきます。

連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
9	0 計画全般	2 基本計画	スケジュールについて、基本計画のこれまでの経緯と今後の予定を教えてください。基本計画については、答申が出されたあと、骨子案が素案になった時点でのパブリックコメントや地域説明会はやらないのか。	基本計画については、今回は、基本構想審議会がまとめた骨子案についての地域説明会、パブリックコメントです。来年度素案という段階で、素案について地域説明会とパブリックコメントを行います。
10	0 計画全般	2 基本計画	基本計画の説明を聞いてバラ色でうれしくなった。目標は素晴らしいのだが、現状をどのように把握しているのか。それは資料のどこを見ればよいのか。	骨子案では、個別施策ごとに、「1めざすまちの姿・状態」「2現状と課題」「3施策の方向性」「4各主体の主な役割(例示)」と4つの項目を記載しています。現状は、「2現状と課題」でお示しています。
11	0 計画全般	2 基本計画	基本計画の今後の策定過程に区民はコミットできるのか。基本計画は図書館で検索しても資料として出てこない。今後もそうなのか。	素案の段階でパブリックコメントと地域説明会を実施するという予定です。 また、図書館での検索について、現在の冊子は「基本構想・総合計画」となっており、「総合計画」の部分は基本計画と都市マスタープランを併せたものなので、単体の冊子としての「基本計画」は存在しません。 なお、来年度「総合計画」の冊子にする際に、都市マスタープランと合冊にするのか、基本構想を冒頭に載せるのか、検討します。
12	0 計画全般	2 基本計画	3つの計画について骨子案、素案の説明があった。「まちづくり長期計画骨子案」は見直しの視点・方向性の説明があり分かりやすかったが、「基本計画」は、拝見した限りでは重点がいろいろと変わってきたと感じている。基本計画の見直し視点をもう少し丁寧に説明してほしい。	都市マスタープランについては改定という位置づけですが、基本計画については、平成30年度からの新たな計画の策定になります。基本構想については平成37年(2025年)を見据えた計画であり、今回は継承することとしています。基本計画については、現在の社会経済状況の変化等を踏まえて、10年後を見据えた平成30年度からの新たな計画として策定するものです。
13	0 計画全般	2 基本計画	基本構想における基本計画の考え方をどのように見直して策定を考えているのかを丁寧に説明してほしい。	骨子案P1のとおり、基本計画は基本構想に示す「めざすまちの姿」を踏まえ、5つの基本政策をベースに策定します。策定にあたっては、1つめに、「社会状況の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応する」、2つめに、「現在の総合計画の実績や取組み状況を踏まえる」、3つめに「多くの区民の意見を反映する」、4つめに「区民等と行政、それぞれの役割を示す」、5つめに、「区民にとって分かりやすい計画とする」という5つの視点を踏まえ、新たに作り直すという形です。
14	0 計画全般	2 基本計画	基本計画は、策定するときその前のページで基本構想をうたいましたね。それをなしにしたわけですか。	基本構想は見直さないということであり、前回までは総合計画に基本構想で掲げているまちづくりの6つの基本目標がありました。そこは変えずに、よりわかりやすいイメージに変えようということです。基本政策Ⅰの暮らしやすさ一番の宿では、基本構想で基本目標2や基本目標3に掲げている内容を実現していくこととなります。
15	0 計画全般	2 基本計画	基本構想の「まちづくりの基本目標」が6つあり、そのトップに「区民が自治の主体として、考え、行動していけるまち」が掲げられ、区民自治や住民自治を重視した構想になっている。今回の基本計画ではこの方向がずれ、区民自治の位置づけが下がったという懸念がある。	基本構想のまちづくりの基本目標をそのまま継承していますので、区民自治の位置付けは変わりません。基本計画で示している内容の順番は、重要性を示しているものではありません。区民が自治の主体という重要な視点は、全く変わっていません。
16	0 計画全般	2 基本計画	内容は網羅されていると思うが、実行計画でどのような優先順位で行われるのか気になる。追って説明があると思うが。	基本政策のⅠ～Ⅴという形で新しい実行計画を示したいと考えています。詳しくは来年度に説明します。

連番	基本政策		個別施策		意見・質問要旨	回答要旨
17	0	計画全般	2	基本計画	丁寧な説明ありがとうございました。 重要なのは実行計画の内容である。たくさん項目があるので優先順位を付けて着実に実施してほしい。年数が経過すると状況が変わることもあるので、全体的に大きく見て実行計画を策定してほしい。	本日説明した基本計画は、理念的な政策の方向性が中心です。来年度策定の実行計画で計画的、優先的に実施する事業をまとめていきます。その際には、改めて説明するので、またご意見をお伺いします。
18	0	計画全般	2	基本計画	基本計画で、第三次実行計画との整合性はどのように考えているのか。今回新たに追加したとか変えたとかがあれば教えてください。	今回変えた部分としては、個別施策の体系等について、第三次実行計画のものから修正しています。骨子案の個別施策Ⅰ-8「地域の課題を共有し、共に考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」は、第三次実行計画の個別施策Ⅰ-10「地域の課題を共有し、共に考え、地域の実情に合った区政運営の推進」から名称を変更しています。また、骨子案の個別施策Ⅰ-9「地域での生活を支える取組みの推進」は、第三次実行計画の個別施策Ⅰ-4「成年後見人等による権利の擁護」とⅠ-9「だれもが地域で働き続けられるしくみづくり」を合わせ、それに住宅施策を加えたものです。さらに、骨子案の個別施策Ⅳ-2「公共施設マネジメントの強化」については、第三次実行計画の個別施策Ⅳ-2「資産の長寿命化」とⅣ-3「公共施設の有効活用」を合せたものです。この部分については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、新たな総合計画で示していくこととなります。基本構想の3つの基本理念は新たな総合計画でも継承し、基本政策Ⅰ～Ⅴの各分野の施策を推進していきます。
19	0	計画全般	2	基本計画	前回の基本計画では様々な成果指標をだしていたが、今回は入っていない。盛り込んでほしい。	指標の関係は、骨子案では示していませんが、来年度策定に入る際に示していくこととなります。現在の総合計画の指標もしっかりと評価したうえで新たな計画に取り組むこととなります。
20	0	計画全般	2	基本計画	基本計画が最上位計画とあったが、「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」については、説明が割愛されて残念だ。コスト削減ばかりを考えると、他の基本政策が生きてこない。検討する際はプロセスを含め表面化してほしい。	ご意見として伺います。 【補足】 骨子案P96の「施策の方向性」では、「透明性の高い区政運営」として、区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組むこととしています。
21	0	計画全般	2	基本計画	区は、前回はかなり時間をかけて検討した。基本構想審議会で練って現在の基本構想になっていると思うが、今回はわりとすっといっているような気がする。その中で自治基本条例のことがどこに反映させられるか。この視点がどこにも出ていない。内容を組み入れてほしい。自治基本条例の21条の4項の地域自治組織について、検討されていないとすれば、自治のまちの推進という部分で重い課題だと思うが、条例化の議論、取組みを進めてほしい。地区協議会は法的位置づけがない任意団体とされているが、とんでもない。地域自治組織の条例化が必要。	ご意見として伺います。 【補足】 骨子案P37の「施策の方向性」では「自治のまちの推進」として、自治基本条例の理念を踏まえ、「自治のまち新宿」のさらなる推進に取り組むこととしています。また、自治基本条例は、第4条で新宿区の最高規範として位置付けており、今回の基本計画に限らず、他のすべての条例、計画、規則、要綱などの制定改廃に当たっては、自治基本条例との整合性が図られるものとしています。なお、P38に「新宿区自治基本条例の概要」を記載します。 地域自治組織の条例化については、別途検討すべき事項であると考えます。

連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
22	1 暮らしやすさ1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	榎町連では本年度、オリンピック・パラリンピックや2025年以降の少子超高齢社会を見据えて東京都の地域の底力事業の助成をもらい、地区内の小学校で心のバリアフリー福祉体験をやっている。子どもたちはたくさんのお話を学べたと思う。まさしく「基本政策 I 暮らしやすさ1番の新宿」に当てはまるのではないかと考えている。皆で新宿を支え作り上げる。計画が計画で終わらないように、次世代に負担をかけないということも踏まえながら実行してもらいたい。	貴町連におかれましては、ご協力、誠にありがとうございます。 オリンピック・パラリンピックについて、区民の皆様の記憶に残るオリンピック・パラリンピックにしようと考えています。特に子供たちの記憶に残るよう、行政と地域の方々が一体となった取組みを検討しています。ご協力をいただきながら、計画を実現していくことがとても重要であると考えています。
23	1 暮らしやすさ1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	高齢化の問題。後期高齢者にはいっており、体感距離が長くなってきた。町会長をしており、移動が多いが、坂の多いまちであり、大変である。人の生活の様式が変わってきているので、核家族での高齢化になる。健康寿命を延ばすことがめざすところ。ぜひ、こまめに動ける範囲で生活が成り立つということの視点をもってほしい。	少子高齢化については、区としても人口ビジョン等で把握しているところ。坂が多いというご指摘についても認識しています。健康寿命については基本計画の個別施策 I-1として掲げています。他区と比べても高齢者施設については利用者の方の近距離に整備してきました。高齢者の方々が身近な地域の中でいきいきと過ごせる環境づくりを進めていきたいと思っております。
24	1 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	I-2「地域包括ケアシステムの推進に向けて」、次に「高齢者総合相談センターの機能の充実」などと示されているが、高齢者総合相談センターは受身的である。国では「できるだけ在宅で」という考えを示しているが、24時間対応の医療機関が少ない。骨子案では、「構築」、「推進」などと示されているが、総合支援事業が始まり、新宿区の対応はどのように変化したのか。地域密着型とうたっているんだから、地域包括ケアシステムなど高齢者対策を考えていただきたい。地域包括支援システムを推進するならば、相談センターに相談してください、という形ではなく職員が地域に出て行って、地域のニーズを発掘するような行動をしてほしい。	地域の方々と連携して、積極的にアウトリーチをしていく必要があると考えています。また、在宅中心の地域包括ケアについては、あくまで在宅が中心ですが、施設も非常に重要であると認識しています。地域密着という点については、小規模多機能の施設等も考えられます。また、今後ニーズが増えて、民間の介護サービス事業所等が増えていくことも考えられます。具体的な施策の内容については、高齢者保健福祉計画等で実施しており、今回は基本計画という形で大きな視点での方向性を示しています。
25	1 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	地域包括システムについて、総合相談センターが小学校にあるが、呼び鈴を鳴らさなくては入れず、それが利用のバリアになっており使いにくい。もっと身近で親しめる利用しやすい場施設にしてほしい。この地域には子育て支援センターもない。人とつながれる人なら良いのだが、施設という場所がないと、サービスが具現化しないのではないかと。	高齢者総合相談センターについては、できるだけ区立の施設に併設という考えで落合第6小学校に設置しています。利用についてのご指摘は、警備、セキュリティのことと考えます。
26	1 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	高齢者総合相談センターについて、柏木では西新宿五丁目にある。基本的な問題としてまち、地区、地域の考え方がばらばら。高齢者の支援については、大久保を拠点とするか、大久保の支所みたいな形にして柏木などを位置付けた方がよいのではないかと。また、淀橋、四谷、牛込は地域特性も居住者の考えも違うので、今後の検討において、もう一度、組み換えを考えた方がよいのではないかと個人的に思う。	柏木、角筈地域については、柏木にあった施設を西新宿に移したのですが、これは高齢者人口の比率を踏まえてこのようにしています。高齢者の圏域の関係については、人口等も考慮した圏域を設定しています。

連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
27	1 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	<p>コミュニティの大きさ、規模とはどの程度が適しているのか。地域センター10か所、高齢者地域包括センターが10か所ある。子育て支援施設等は全体で71か所ある。商店会は100か所、町会連合会は200ある。公共施設の数には285箇所。民生委員は300名を超えているが、なお孤独死はある。地域包括やコミュニティを考えた際、新宿区を100か所くらいの地域に分けた方がよいと考えている。10地域で分けると3万人、100で割ると3,000人。皆元気であれば3万人でもいいが、この3,000人が集まれる場所が公共施設で、これは最低限残すべきだろうと考える。このために統廃合、複合化に反対する。適正配置というのは負担が大きいのと思うが、PPPやPFIなどのように事業者に「寄付」を行われることでよくなるのでは。その為、公共施設等総合管理計画の全面的な書き換えを進めてほしい。</p>	<p>地域のコミュニティについては、10地域という基本的な考えがあります。また、高齢者や待機児童については、区を3区域に分けて考えています。ご指摘については、ご意見として伺います。</p> <p>【補足】 保育の提供区域については、新宿区子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況、既存の保育施設の定員及び今後計画されている保育施設の定員等、保育施設の整備状況を勘案し、隣接する3～4の特別出張所管内を1つの区域として3区域を設定しました。今後の社会状況や地域の状況に応じて見直す必要が生じた場合には、適正な見直しを行っていきます。</p>
28	1 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	<p>基本計画の基本政策Ⅰの高齢者対策について。個別施策Ⅰ-2の「2.現状と課題」はよく書けているが、「高齢者を取り巻く環境」で高齢単身者の割合が平成47年に44%に上昇するとある。区の人口ビジョンでは、25年後には65歳以上が50%ぐらい増える。5人に1人が認知症と言われている。このような危機的な状況に対し、「3.施策の方向性」の内容は抽象的ではないか。「地域包括ケアシステムの推進に向けて」とあるが、これでは、みなさん地域で頑張ってくださいという感じで、介護保険とは関係がないようである。「高齢者総合相談センターの機能の充実」については、地域ケア会議というのが書いてあるが、これは既にやっていることであり、劇的に高齢化に対応するものではないと思う。「認知症高齢者への支援体制の充実」については、既にやっていることしか書かれていない。25年間で高齢者が50%増えるのに危機感がない。</p>	<p>地域包括ケアシステムについて、新宿区の高齢者施策は非常に進んでいると自負しています。他区に先駆けて取り組んでいます。認知症対策なども充実していると考えています。劇的な施策が見えないとの指摘もありますが、高齢者保健福祉計画で示しており、その改定もあり、新たなビジョンもお示しできると考えています。劇的な施策については、ぜひご提案をいただくと助かります。高齢者総合相談センターについても先進的にやっています。基本計画では、さらに機能を充実していくという方向性を示しています。</p>
29	1 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	<p>「介護保険サービスの基盤整備」の中で、地域密着型サービスの基盤整備が記載されているが、小規模多機能型居宅介護は区内に4か所あるが、なかなか数が増えない。これは運営が厳しいためと思われる。特別養護老人ホームについて記載されており、ぜひ作ってほしい。</p>	<p>介護保険サービスの施設については、今後、民設民営方式で計画的に施設を整備していきます。</p>

連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
30	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	日経の調査で共働き世帯の住みたいまちの一位が新宿である。待機児童問題への対応として中央図書館の跡地やこの施設の近くにも保育園ができる。しかし、学童の定員が増えていない。基本計画には学童保育の言葉が一つもない。学童保育は子どものセーフティネットになるなど、様々な機能がある。学童保育と明記してほしい。希望者を全員受け入れると国が旗を振っているの、新宿区も学童保育を希望する子ども全てに対応できるようにしてほしい。	学童クラブについては、重要な事業であること、多くのお子さんが利用されていることを認識しています。計画への書き込みについては、お子さんの数の動向も見ながら、どのような配置が必要か、設置場所を見出すことも必要なので、今後も工夫しながら検討していきます。 【補足】 ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。  骨子案P23「子どもの居場所づくり」に放課後子どもひろば及び学童クラブ事業を加筆します。  学童クラブについては、3年生まで及び特別な配慮が必要なお子さんは6年生まで、全員を受け入れています。なお、一般的には、1年生に必要な保育機能と6年生に必要な保育機能は、大きく異なると考えられます。一人ひとりのお子さんに適した放課後の居場所を選択できるように多様な選択肢を提供し、放課後子どもひろばの機能拡充も実施していきます。
31	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	厚生労働省の、保育所や学童クラブを一つの場所で一緒に運営できるようにするという指針を、新宿区もきちんと組み込んで対応してほしい。	今後の参考とさせていただきます。 【補足】 現在、同一の建物内で保育所と学童クラブを運営している施設もあり、児童の交流等も行っています。保育所及び学童クラブについては、重要な事業であること、多くのお子様を利用されていることを認識しています。計画への書き込みについては、お子様の数の動向も見ながら、どのような配置が必要か、設置場所を見出すことも必要なので、今後も工夫しながら検討していきます。
32	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	区は、子育て支援について頑張ってくれていると思うが、需要が増えているのに学童クラブが増えていない。落四学童クラブは定員オーバーである。国の指針で面積基準がきちんと出ているので、それに従い整備してもらいたい。面積には実質的な子供のためのスペース以外も含まれているので見直してほしい。	学童クラブについては、定員も含め、お子様の状況について認識しています。 【補足】 落合第四小学校内学童クラブについては、定員60名とし、専有区画の1人あたりのスペースは国基準を踏まえおおむね1.65㎡としました。併せて、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばを実施することで、主に中学年以上の一定の需要に対応していきます。 なお、小学校内学童クラブでは、児童の居場所としてクラブ室の他に校庭や放課後子どもひろば活動室も利用していきます。
33	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	学校での学童クラブは、使いたいときに体育館が使えなかったり、絵が飾れないなどの問題もある。	
34	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	限りある予算のなか、様々な施策をスリム化してやるのではなく、子どもが豊かに育つためにはこれだけのものが必要と考えるべきだと思う。国の補助を使うなど視野を広げてほしい。	歳入確保については、補助金、交付金の国、都への要望を含め、財政措置を検討していきたいと思います。 【補足】 子育て支援施策については、ニーズや必要性、コストなどを慎重に見極めつつ、よりよいものとなるよう努めていきます。
35	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	骨子案の21ページに待機児童の解消が示されているが、学童クラブについても記載してほしい。	ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。 【補足】 骨子案P23「子どもの居場所づくり」に放課後子どもひろば及び学童クラブ事業を加筆します。

連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
36	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	児童館を作ってほしいと要望している。落合第四小学校の子どもたちの遊ぶ場所がない。地域とのコミュニティをつなぐ場という形で、一カ所施設をつくって欲しいと思う。	ご意見として伺います。  【補足】 骨子案P23の「施策の方向性」では、「子どもの居場所づくり」として、放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていきとしています。 落合第四小学校区域内に児童館の新規開設の予定はありませんが、近隣には、中落合子ども家庭支援センター(児童コーナーあり)や高田馬場第一児童館があります。 放課後の児童の安全・安心な居場所として、今後も児童館・放課後子どもひろば事業を充実させていきます。
37	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	四谷地区では子どもの数が増えている。また、子育てしやすいまちになり、外から子供が流入している。保育園を増設しているが、小学校の対応はどうなっているか。老朽化した施設の統廃合、並びに子供たちの住みやすい、暮らしやすいまちということを同時に進めることが大きな課題。四谷地区の小学校はいっぱいになっている。受け入れるのはいいが、その後の連携した事業はどうなっているか。	ご指摘のとおり、子どもは増えています。待機児童解消のため保育園の定員拡充を図っています。 小学校については、具体的な話は教育委員会に伝えるとともに、区の基本計画策定の中で教育の分野で参考にしていきます。  【補足】 機児童解消については、新宿区子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた保育所の整備を進めています。 小学校については、教育委員会が児童数と未就学児童数を注視し、数年間分のシミュレーションを行っており、必要に応じて、普通教室以外に利用されている部屋に空調装置の整備等を行って普通教室に転用するなどの対応を行っています。
38	1 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	資料1の「I-4 安心できる子育て環境の整備」について。子どもの貧困、親の労働条件が悪いため虐待等々、これらに対する人員の割当を考えていただけるのか。今日結果が出なくても良いが、そうしたことが計画に盛り込まれないと変わらないのでは。保育に欠ける子供がないようにと言いながら、現実に第三保育園がなくなった。そこでどのように医療センターがフォローするのか、といった問題について対応して頂きたい。	子どもの施策については、子ども未来基金を設置したり、待機児童対策として定員拡充などに取り組んでいます。虐待の関係では児童相談所を区で実施するという方向で体制を検討しているところです。子育て支援については、今後力を入れていくところと認識しています。  【補足】 ・子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、平成28年4月に新宿区子ども未来基金を設置しました。基金を活用して、子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動に資金を助成しています。 ・待機児童解消については、新宿区子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた保育所の整備を進めています。 ・子育ての悩みや不安に関する相談に応じるとともに、虐待防止の取組を含めた要保護児童等の支援のため、子ども家庭支援センター(子ども総合センターを含む)を区内5所に設置しています。 ・区立戸山第三保育園は、平成25年に、近接する国立国際医療センター内の新宿いるま保育園へ移行し、在園児は新園で保育が継続されました。新園では定員拡充とともに、専用室型一時保育、病児・病後児保育等を新たに実施し、地域の保育ニーズに対応しています。

連番	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
39	1	暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	基本政策 I-4の「安心できる子育て環境の整備」の所に子供の居場所づくりとあるが、学童保育の記載がない。なぜ記載がないのか。	いろいろな形で子どもの居場所づくりを考えております。  【補足】 ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。  骨子案P23「子どもの居場所づくり」に放課後子どもひろば及び学童クラブ事業を加筆します。
40	1	暮らしやすさ1番の新宿	6 セーフティネットの整備充実	このなかには人間がいないなと感じた。貧困が問題となり生きていくのが大変な時代なのだが、その人たちに目を向け、もっと人間を大切にしてほしい。	施策の方向性として、貧困世帯への支援や生活困窮者の自立支援、若者への支援等をお示ししています。また、基本構想の基本理念である「一人ひとりを人として大切に作る社会を築く」という部分を十分に踏まえ計画を策定していきます。
41	3	賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	基本計画の73ページの交通環境の整備について、新宿南口高架橋下の滞在者が増える。信号もなく危険。滞在者が密集しているところは対策を進め対応してほしい。	基本計画骨子案の73、74ページに自転車走行空間、交通安全、駐車場等の施策の方向性を示しています。なお、信号は警察や地域との話し合いが必要であり、連携を図りながら進めていくこととなります。具体的な場所等について区役所にご意見・要望をお寄せください。
42	1	暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	個別政策の I-7の女性や若者が活躍できる地域づくりで、女性の活躍は盛り沢山だが、若者に地域づくりにどのようにして参加してもらうかを入れたほうがよいのではないのか。	「若者のつどい」や「区長と話そう～しんじゅくトーク」を行い、区政参画してもらうことを考えています。グループワークなども活用しながら少しでも若い人が区政に参画するよう検討しているところです。  【補足】 ご意見を踏まえ、骨子案に記述します。 骨子案P32、33の「現状と課題」「施策の方向性」に「若者の地域活動や区政参加の促進」を加筆します。 若者(特に単身者)は、一人での生活や友達とのつながりに満足している一方、地域とのつながりが薄い傾向にあります。 区では、若者が行政や地域との関わりを持つ機会を増やすことにより地域から孤立しないよう、今後も若者自身の意識改革と自立につながる施策を進めていきます。
43	1	暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	基本計画のなかで地域の町内会、自治会を活用するとあるが、担い手はどうなるのか。新宿区は多種多様な人がいる。役員の担い手は高齢化してきている。防災や介護の見守りが体力的に難しい。担い手をどう確保していくのが必要。	これまで行政が行っていた部分を、これからも全て行政だけでやっていくのは厳しい状況であり、地域の方々に担い手となっていただくことに期待しています。一例としては中学校の生徒に町会の防災訓練に参加してもらうなどが挙げられます。また、区では町会のブログの作成などの活動支援も行っています。
44	1	暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	基本計画の個別施策 I-8、施策の方向性の中に町会、自治会、地区協議会について、財政面で新たな仕組みを検討とある。区と町連の会議の議事録の中では30年の4月から地区協議会への補助がなくなるとあるが、新たな財政支援の仕組みというのは現在の補助がなくなって、町会への分配金が変わるといふことでよいのか。	地区協議会という一つの団体に補助金を出すことについてご指摘を頂いています。地区協議会と町会をはじめとした様々な団体を対象にした助成金となるよう見直しを検討しているところです。

連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
45	1 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	行政が一方的にサービスを提供するのではなく、区民へのサポートという方が重要なのではないかと。すべてを区の財政でというのは難しくなるのであろうから、区民が区民を支えられるように考えることが必要ではないか。地域活動に参加してこない団塊世代の男性たちを受け入れ、地域の仕組み作りにつながっていいけばよいが、そこがうまくいかない。どこかでこれを解決していかないと、こうしたお金の問題は進まない。新宿区が規範となって進めていただきたい。	区としても、現在働いている方が退職後に地域へ入っていくことを非常に期待しています。基本計画の14ページ等で各主体の主な役割を示しており、地域の担い手、地域活動との連携が必要であり、その支援が重要だと考えています。例えば、一人暮らしの高齢者を見守るなど、地域の担い手になっていただき、区としては支援をしていきたいと考えています。
46	1 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	「I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」に、自治会への支援が示されており、「自治でがんばれ」と言われているようだが、活動資金の面での支援が必要ではないか。	自治ということで、地域の方々に期待しているところは事実であり、行政としては連携しながら、地域を支援していきたいと考えています。助成金の見直しもあると思うが、時期を見てご説明することとなります。
47	1 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	集合住宅になると、隣近所に住んでいる人も分からなくなり、コミュニティも無くなっていく。	マンションのコミュニティについては、オートロックなどもあり、地域との関係が課題になっていることは認識しています。マンションの居住者に対して、町会連合会のプロジェクトチームでマンション入居者への町会加入に向けたパンフレットを作成するなど、マンションの方に防災訓練等を含め地域コミュニティの中に入ってもらうように努力しているところです。 【補足】 新宿区の広報紙を通して、集合住宅居住者に地域との連携の大切さを訴えています。
48	1 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	防災拠点としての役割について、単身の若者が地域にアクセスできないという意見があった。地域センター等コミュニティの場があれば若い世代が入りやすいのではないかと。そこで定着して、ここに住みたい、住み続けたい、子育てしたいと思ってくれれば人口の増加にもつながる。	ご意見として伺います。 【補足】 骨子案P36の「施策の方向性」では、「町会・自治会及び地域活動への支援」として、コミュニティ活動の拠点となる地域センターの機能を高めることを記述しています。
49	1 暮らしやすさ1番の新宿	9 地域での生活を支える取組みの推進	高齢者の住宅問題が深刻。区営住宅はあるが数が微々たるもので、家賃補助とかなのか。区営住宅をなくして補助に充てれば、広く薄くにはなるが困っている人に行き渡るのではないかと。	家賃助成については、現在行っているものとして子育てファミリー世代向け、学生、勤労者単身世帯向けの家賃助成があります。公営住宅を減らして助成を拡充するというではありません。ご指摘の視点もあると思うので参考にさせていただきます。
50	1 暮らしやすさ1番の新宿	9 地域での生活を支える取組みの推進	住宅については、個別施策I-9の現状と課題の中に「誰もが住み続けられる住宅・住環境」があり、施策の方向性の「誰もが住み続けられる住宅・住環境」として、「事業者と連携した住宅の供給、住み替え等の支援を行う」が記載されているが、公共施設等総合管理計画で示されているPFI、PPPでどのようなことが可能なのか、お答えいただきたい。	住まいの確保については、厳しい状況ですが、グループホームや軽費老人ホームなどでも障害者、高齢者に対して取り組んでおり、ご理解いただきたいと思えます。
51	1 暮らしやすさ1番の新宿	9 地域での生活を支える取組みの推進	各主体の主な役割のなかに、地域組織、NPOなどについて記載されているが、課題は、地域が要介護者の情報にアクセスできないこと。これを何とかしてほしい。	各主体の役割について、行政がすべての方を見守るのは難しい面があります。地域の見守りにご支援ご協力いただきたいと思えます。

連番	基本政策		個別施策		意見・質問要旨	回答要旨
52	1	暮らしやすさ1番の新宿	99	その他	問題なのは人口減少。他区の中でも先進的な施策整備を実行できる区だと思っている。ぜひ、若い人たちが子どもをつくり子育てをするなら新宿だ、ということをもっとアピールして、計画の前面においてほしい。	生産年齢人口の減少について、区としてはこのままでよいと決めています。若い世代が安心して子育てができ、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちをめざして、基本計画の策定を進めていきます。
53	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	基本計画骨子案の個別施策の「災害に強い、逃げないですむまちづくり」に航空機事故対策、原子力発電所事故対策を追加してほしい。羽田空港で首都圏上空を通過する計画が進められている。航空機事故、自爆テロを含めての被害想定は行われていない。事故が起きたときに首都圏上空の飛行を許した航空局の責任はないのか、答えてもらえなかった。航空機事故の被害は保険で補償されるかわからない。航空機騒音の影響範囲を示す地図に新宿区部分はない。南風時、夏の三時間、2分間隔で70デシベルは耐えられない。仕事に集中できない。それに対する返答は得ていない。航空機事故対策の基本は、人口密集地域の上空を飛ばないこと。区として反対してほしい。専門家としての警告。	航空機事故対策については、国に対し、騒音対策、安全対策、区民説明を引き続き要望していきます。原子力発電所対策については、ご意見として伺います。
54	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	現実の防災対応から考えると、高齢化も進み、防災訓練の参加者の減少など、地域の組織面も縮小してきている。まず確認したいのは、応急給水施設について。応急給水施設は、知るところでは西新宿、早稲田、百人町などにあるが、さくら公園のワークショップに参加したが、井戸、緊急用のトイレもできたが、ピット式トイレである。各地の被災地の災害対応で、ピット式トイレでは心配だと聞いているが、現在もそのまま。応急給水施設は防災マップで見た限りでは、富久から四谷方面にかけてそのような施設はないようだ。その辺りの対応を伺いたい。	応急給水施設の整備については都水道局が所管しています。整備についての一定の基準があり、富久さくら公園に整備することについては、区の判断では難しいですが、皆様の声や区の考えとして要望していきます。 防災用トイレは、ピット式のトイレが3基整備されています。今後、下水道直結式の防災用トイレの設置を検討しています。
55	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	緊急時に体力、能力のある高校生に防災訓練に参加してもらい、緊急時の若い力の活用を考えてほしい。	高校生の防災訓練への参加についても、関係部署に伝えます。 <b>【補足】</b> 毎年、学校避難所で行っている防災訓練において、数か所の避難所防災訓練に高校生がボランティアとして参加しています。今後も、都立・私立高校と連携して学生の参加を呼びかけていきます。
56	2	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2	災害に強い体制づくり	防災が大きな柱で心強いが、現実はどうなるのか不安。区の職員が区外に住んでいるので、災害時には地域の皆さんで対応して、というのは誤り。区が区民の防災に携われないのはおかしい。区職員の人数を確保してほしい。区の職員を一定枠区民から採用したり、職員住宅を区内に整備するなど具体的な姿勢を見せてほしい。	避難所運営や帰宅困難者対策等の全てを行政で担うのは困難なのが現実です。防災職員住宅については、現状のものを活用していきたいと考えています。様々な団体や中・高校生などにも防災訓練へ参加していただき、担い手となっていたり、力を入れていきたいと考えています。 <b>【補足】</b> 区内在住の区職員は約1割であり、夜間休日に発災した際に迅速な初動態勢を整えるため、防災職員住宅をはじめ区内在住職員や近隣区に在住の職員が参集し、災害応急活動にあたることとしています。 一方、大規模災害発生時に行政だけで対応することには限界があります。このため、町会自治会を中心とする防災区民組織や避難所運営管理協議会を組織し区が支援を行うなど、地域防災力の向上に努めています。

連番	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
57	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	基本計画骨子案の53ページに防犯カメラの設置が二か所に記載されている。防犯のために防犯カメラの設置と短絡的に考えてよいのか疑問。監視社会になっていく恐れ、不安を感じる。防犯カメラではなくほかの手段で考えてほしい。防犯カメラの設置は住民のプライバシーの侵害。設置する際は必要性を良く考えて、監視社会にならず、プライバシーが守られるように十分検討・考慮してほしい。防犯カメラだらけの新宿にはしてほしい。よろしく願います。プライバシーという人権が守られるようにぜひ考えてほしい。	ご指摘のとおり、プライバシーを守ることは重要です。関係機関等との協力体制のもと、必要性を充分検討し、慎重に考えていきたいと思っております。
58	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	所属する町会では、ゴミ出しのルールがあまりにも守られないので、監視カメラの設置を考えている。町会でよく検討して進めたいと考えているが、まちの住みやすさを考えたときに、プライバシーは重要だが、町会としては監視カメラが必要と考えている。	ご意見として伺います。 【補足】 防犯カメラの設置については、骨子案P53の施策の方向性に記載があります。
59	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	羽田空港の機能強化に伴い、飛行機が新宿の上を通過することになる。事故のリスクを考えているのか。区では考えていないと耳にした。騒音に関しては、直下以外では考えていないとの回答を得ている。環境アセスが必要ではないか。墜落した場合の人的被害の発生を検証し、対策をこの計画に入れてほしい。	ご意見として伺います。国に対し、騒音対策、安全対策、区民説明を引き続き要望していきます。
60	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	国際観光都市も結構だが、民泊が問題になっている。防犯や危険も伴う。どのような視点を持っているのか。	民泊については、国が新法を整備する動きがあります。これに先立ち新宿では協議を進めており、都市型民泊に関するルール作りに取り組んでいます。また、違法な業者が発覚した場合には、指導を実施しています。 【補足】 ご意見を踏まえて、「施策の方向性」に、「民泊問題への対応」について記述します。
61	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	パトロールなどやっているが、空き家が多い。区はどのように考えているのか。	今年度、空き家の実態調査を行っており、その調査結果に基づいて、来年度に空家等対策計画を策定する予定です。具体的なお相談であれば、個別にご相談ください。 【補足】 現在、管理不全な空き家については是正指導を行っています。
62	2 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	基本政策Ⅱの安全安心の強化について、地域の目が子どもたちには必要。話し合いの中で地域の目が安全安心に重要であることに行き着いた。	ご意見として伺います。 【補足】 ご意見を踏まえ、「施策の方向性」の「地域の安全・安心」のなかに、「地域における防犯パトロールや子どもの見守りなどの防犯活動の促進」する旨の記載をします。
63	3 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	駅の改修についてJRからはっきりした考えをもらっていない。区が情報をもっているなら共有してほしい。	区としてわかっている情報があれば適宜地域の皆様に伝えます。
64	3 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	オリンピックが開催すれば、信濃町に5,000人の人が歩いてくる。トイレ等も足りないのどうすればよいのか。駅と共にまちも改修するべき。	まちづくりについては都市マスタープランで方針をお示しします。地域の皆様と意見交換していきながら課題解決していきたいと考えています。

連番	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
65	3	賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	統廃合で施設をまとめていくとのことだが、利用者がいかにそこに行けるかが課題になる。新宿ではミニバスを運行してはいると思う。統廃合の際には、どのような人がどのように利用できるかも考えてほしい。	新宿区内は交通の便が良い地域だと考えています。新宿駅周辺エリアでは新宿WEバスを運行しています。現在のところは交通の便に恵まれているという認識のもとで、コミュニティバスの運行は考えていませんが、地域住民からバス路線の運行について要望があった場合には、バス事業者へ運行を働きかけていきます。
66	3	賑わい都市・新宿の創造	3 地域特性を生かした都市空間づくり	環状第4号線に関わる若松、河田地域の説明もあったが、それぞれの区域で幹線が整備されつつある中で、商店街等の再活性化や再構築を図るとすると、その沿線の建築の制限の変更が影響することも出てくると思います。 今、建築制限条件の区域のマップがあるかと思うが、それに変更がある場合は我々民間も追従できるよう、早期に提示していただきたい。	都市基盤が整備されていく中で、地区計画等のまちづくりのルールを活用も踏まえ、地域の方々のご意見を踏まえて検討していきます。都市マスタープランでは大きな方向性を示していくこととします。
67	3	賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	計画が多種多様であり、まとまっていない。理念がないから、まとまりがない。新宿駅がどうなるかという大きな論点が抜けている。新宿駅がどうなるかでまちづくりが全く変わる。区だけでやろうとせず、JRや百貨店等と一緒に検討しなくてはならない。	骨子案のP67にて、地域特性を生かした都市空間づくりの所で新宿駅に触れています。現状と課題として新宿駅周辺では国際的な存在感や魅力を備えた賑わいと交流あふれるまちを目指すとして記載しています。施策の方向性としてP68の一番上で、国際競争力を備えた都市活力の維持・発展に向けた新たな取組を進めると、基本計画なので大きな方向性を示しています。 骨子案P63の「施策の方向性」では、新宿駅直近地区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅を擁する交流の核であり新宿の顔であるとともに、世界中から人々を呼び込み、各地域へ送り出す拠点として、国際的な賑わい交流を創造する都市空間をめざすこととしています。 まちづくり長期計画でも、特に駅周辺では民間の事業者や都の役割も出てきます。戦略プランの中でも各まちづくり主体の連携を示しながら策定していきたいと考えています。
68	3	賑わい都市・新宿の創造	4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	ユニバーサルサービス、ユニバーサルデザインの概念について、区としてはどのように考え、この基本計画にどのように反映するのか。 都、国を超える意味で、LGBTの方たちに対し、渋谷区や世田谷区では条例を作るなどして、自治として動いている。国内法に関することにも区は果敢に率先して取組んでほしい。そうでなければ、国際化などには至らない。その覚悟をもって、最終的には法律の解釈までいく姿勢を計画のバックボーンとしてほしい。情報公開はなによりも基本。情報流通の面から見て、ユニバーサルサービスとしての区政のあり方をすべて考え直してほしい。	区民中心というのは言うまでもないため、計画そのものが区民の皆様の幸せ、福祉の向上のためのものであると考えています。そういった視点で今後も計画をつくっていきたいと考えています。
69	3	賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	中井駅南北自由通路について、自転車を通れるようにするお考えは区にあるのか。構造上、困難なのか。	ご質問を整理し、ご回答します。 <b>【補足】</b> 自由通路は歩行者専用として計画し、整備を行いました。自転車のご利用は、自由通路直上の山手通りの自転車通行レーンをお使い下さい。

連番	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
70	3	賑わい都市・新宿の創造	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	新宿区は公園の標準面積に届いていない。既存の公園についての記載はあるが新たに公園作っていく観点が弱い。空家、跡地を活用するなどしたらどうか。	都心区では土地が限られており、新たな公園の整備が難しい状況にあることから、既存の公園の整備が主体になっています。空き家対策、跡地の活用については参考とさせていただきます。  【補足】 骨子案P75の「施策の方向性」では「新宿らしいみどりづくり」として、新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざすこととしています。
71	3	賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	住んでいるのは横浜で、おじが上落合に住んでいる。専門家の一人として、リサイクル清掃審議会の会長をやっている。例えばレジ袋の有料化だが、現在では400億枚使っている。5円で70%、10円で90%の人が使わなくなる。きびしく新宿区のリサイクルについてコメントし分析している。総合計画の問題は、環境問題等全部の問題を含み非常に難しい。今日伺った感想では非常によくやっているが、区民の立場からは様々な意見があるだろう。ぜひ、この機会に意見をだしてほしい。	個別施策Ⅲ-9で取り上げています。レジ袋の有料化については、ご意見として伺います。
72	3	賑わい都市・新宿の創造	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	東京オリンピック・パラリンピックの開催について、歴史文化、伝統工芸が地域の産業の活性化につながる。その一つに歴史・文化の発信をしてほしい。オリンピックは歴史文化の再発信のよい機会。ぜひオリンピックを活用してほしい。	ご意見として伺います。  【補足】 骨子案P82の「施策の方向性」では「産業の創造・連携・発信」として、区内産業や国際観光都市としての新宿の魅力を発信する中で、区内ものづくり産業については効果的に発信することとしています。 また、P86では、「新宿の魅力の発信」として、新宿の多彩な魅力を発掘・創造し、観光資源として発信していくこととしています。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉えて施策を推進していく一方で、大会後も見据えた施策展開が必要だと考えます。
73	3	賑わい都市・新宿の創造	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	若葉では、防災上危険だということで建替えが進んでいるが、まちがなくなっていく。商店街が無くなっていく状況。	商店街の振興については、基本計画に個別施策Ⅲ-11として示しています。現在の第三次実行計画でも取り組みながら、商店街活性化を推進していきます。
74	3	賑わい都市・新宿の創造	13 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	基本計画の個別施策Ⅲ-13に「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」とある。公共施設等総合管理計画では、施設の統廃合や総量・規模の検討などが示されている。小学校の体育館を借りて活動しているが、バスケットやバレーボールの正式なコート確保が難しい場所もある。本物のスポーツをさせようというスポーツ施策ではないと感じる。矛盾しているのではないかと。	学校開放は、拡大していきたいと考えています。29年4月からの新しい愛日小学校の体育館についても継続して利用できるように検討中です。社会状況の変化に応じて学校施設の開放を拡大することも基本計画、公共施設等総合管理計画では考えています。
75	3	賑わい都市・新宿の創造	13 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	大久保に2つのスポーツセンターがあるが、専門委員の意見として、効率的に1つにまとめてしまおう、民間に貸し出そうなどの議論があると聞いたことがある。以前、地域体育館構想という話があった。地域ごとにスポーツ施設があるべきであり、集約化には反対。身近にいろいろな施設があるべき。貸し出すのはもってのほかと思う。	スポーツセンターについてのご指摘は、公共施設等総合管理計画の有識者会議に関してかと思われるが、具体的には新しい総合計画と、新しい実行計画で示すこととなります。直ちに統廃合を行うということではなく、老朽化や地域事情を踏まえ、それぞれの施設について、皆さまの意見を聞きながら総合的に考えていきます。

連番	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
76	3	賑わい都市・新宿の創造	13	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実 新宿は施設の利用料が非常に高い。区の施設は税金で作られ運営されているが、なぜ有料化するのか。区民の施設は無料にしていくのがあたりまえと思う。	施設の料金については、受益者負担の考え方で基準を設けて設定しています。運営経費を平米数で割って算出させていただいており、利用者の応益負担の考え方で設定させていただいています。
77	3	賑わい都市・新宿の創造	14	多文化共生のまちづくりの推進 多文化共生について、自治基本条例の前文で、多文化共生の推進を目指してという所で、美辞麗句に流されているのではないかと。もう少し多文化共生の前提の議論を、プラスマイナスを含め、工程表的な所を区民と検討し進めていけばと思う。	ご意見として伺います。 【補足】 骨子案P91の「施策の方向性」では「多文化共生のまちづくりの推進」として、日本人と外国人が共にまちづくりの課題について審議する「新宿区多文化共生まちづくり会議」や、様々な主体によるネットワーク「新宿区多文化共生連絡会」など様々な機会を捉えて、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組みを推進することとしています。
78	4	健全な区財政の確立	1	効果的・効率的な行財政運営 新宿区の行政はブラック企業である。図書館など指定管理者になると人件費が削られている。保育士は生涯初任給のままに思える。サービスを提供する民間はこき使われている。どう考えているのか。	指定管理者などは公募等により適切な事業者を選定しています。区民サービスが向上するよう、区財政を考慮しつつ総合的に判断しています。今後も民間活力を活かしながら、サービスを提供していきます。
79	4	健全な区財政の確立	2	公共施設マネジメントの強化 基本計画の97ページに記載されている基本政策Ⅳ-2に「公共施設のマネジメントの強化」という観点から、公共施設等総合管理計画はどのような位置付けになるのか。	「個別施策Ⅳ-2 公共施設マネジメントの強化」については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、整合性を確保しつつ、公共施設の維持管理、長寿命化、統廃合に取り組んでいくこととなります。具体的な実行計画を策定するための指針としての位置づけになります。
80	4	健全な区財政の確立	2	公共施設マネジメントの強化 （「総合計画」策定の前に、「公共施設等総合管理計画」を策定するのは）手順としていかがなものかと思う。	少しでも早く検討に着手し、それを発展させていくという考えです。ご理解願います。
81	99	その他	99	その他 新実行計画について、説明会等は行うのか。	新たな総合計画及び実行計画の地域説明会を来年度に行います。
82	99	その他	99	その他 膨大な内容の3つの計画の説明が一回の説明会では、もっときめ細かく説明してほしい。	今回の地域説明会では、関連する3つの計画（基本計画、まちづくり長期計画、公共施設等総合管理計画）について説明しました。説明にあたっては、予め要点を洗い出し、計画のポイントとなる部分を重点的にご説明しました。また、視覚的に分かりやすい資料を作成し、大きなスクリーンに映し出すなど、参加者に伝わりやすい手法を検討しました。今後も、計画策定の段階を踏む中で、分かりやすい情報提供を行っていくこととします。
83	99	その他	99	その他 基本計画については、来年度、パブリックコメントと地域説明会をやるということだが、町会や地区協議会などへの説明はあるのか。	地域説明会に併せて、町会、自治会へも丁寧に説明し、ご意見を伺いたいと考えています。
84	99	その他	99	その他 基本計画の説明で基本政策Ⅳと基本政策Ⅴの説明がなかったが、基本政策Ⅳ、基本政策Ⅴには協働の観点が抜けているのではないかと。相互監視や外部審査等の観点を追加すべきではないか。	基本政策Ⅳ、Ⅴは重要な視点と認識している。ご意見は今後の参考とさせていただきたい。
85	99	その他	99	その他 公営住宅は高齢者の一人住まいが多い、部屋が広いのに。区はご存知だと思うが、地区長自身が動物を飼っていて、あまりにもひどい。行政の無駄遣いはやめるべき。役所は決まったことを確実に実行してほしい。	ご意見として伺いました。個別のお話しについては、別途伺います。

連番	基本政策		個別施策		意見・質問要旨	回答要旨
86	99	その他	99	その他	四谷地域に銭湯が無くなってきているが、風呂の無い家もまだある。どのように対応していくのか。	公衆浴場の減少については認識しており、区として公衆浴場に支援を行っています。公衆浴場組合のスタンプラリーなどの企画についても支援し、公衆浴場の活性化に取り組んでいるところです。



新宿区基本計画（骨子案）に対する「パブリック・コメントでの意見要旨と考え方」「地域説明会での意見・質問要旨と回答要旨」

発行年月 平成29年3月

印刷物作成番号

2016-41-2101

発行 新宿区基本構想審議会事務局  
新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
電話 03-5273-3502（直通）

この印刷物は、業者委託により1,000部印刷製本しています。その経費として、1部あたり205円（税込）がかかっています。但し、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。



地球環境保全推進のため、古紙配合率70%再生紙を使用しています。  
白色度70%再生紙を使用しています。

